

平成30年 2 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成30年 3 月12日～13日・15日

場 所 第3委員会室

平成30年 3 月 12 日 (月曜日)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成30年度宮崎県一般会計予算
- 議案第15号 平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成30年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業) 予算
- 議案第18号 平成30年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算
- 議案第19号 平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業) 予算
- 議案第26号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成30年 4 月 1 日付け宮崎県教育委員会事務局等組織改正について

出席委員 (7 人)

委 員 長	新 見 昌 安
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	太 田 清 海
委 員	関 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	郷 治 知 道
警 務 部 長	新 島 健 太 郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	中 川 正 純
生 活 安 全 部 長	戸 高 誠 一
刑 事 部 長	鬼 塚 博 美
交 通 部 長	廣 澤 康 介
警 備 部 長	谷 口 浩
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	河 野 俊 一
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	都 原 誠 一
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	橋 本 利 幸
総 務 課 長	重 山 勝 則
少 年 課 長	久 留 米 英 樹
生 活 環 境 課 長	宮 川 博 文
交 通 規 制 課 長	壹 岐 幸 啓
運 転 免 許 課 長	中 嶋 信 行

企業局

企 業 局 長	関 師 雄 一
副 局 長 (総 括)	平 原 利 明
副 局 長 (技 術)	大 谷 睦 彦
技 監	新 穂 伸 一
総 務 課 長	松 田 広 一
経 営 企 画 監	新 穂 浩 一
工 務 課 長	喜 田 勝 彦
開 発 企 画 監	上 石 浩
電 気 課 長	森 本 誠 二
施 設 管 理 課 長	平 松 信 一
総 合 制 御 課 長	新 見 剛 介

事務局職員出席者

議事課主査 沼口 恭一郎

議事課主任主事 井口 幸子

○新見委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付しております資料、委員会審査の進め方案をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて平成28年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めるとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。今回の委員会は審査が長くなることが予想されることから、教育委員会については、3グループに分けて審査を行い、その他報告について説明を受けた後、総括質疑を行いたいと存じます。

審査方法について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、議案第27号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対す

る人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してあります資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。

先日は、補正予算関係議案を審査していただきまして、まことにありがとうございました。

本日、御審査をお願いする案件は、まず、「平成30年度宮崎県一般会計予算」であります。

当初予算案は、平成30年の宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各種施策を具体的に実現する予算案として編成したところでありまして、歳出予算額として、恩給及び退職年金を除きまして267億1,337万円をお願いするものであります。

次に、昨年9月の決算特別委員会での指摘要望事項に係る対応状況につきまして御報告いたします。

条例に関しましては、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして御審査をお願いします。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○新見委員長 本部長の概要説明が終了しました。

それでは、引き続き議案の審査を行います。歳出予算の説明については、重点事項・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成30年2月定例県議会提出の議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元に文教警察企業常任委員会資料という題名の資料を準備させていただいておりますので、これと議会関係の平成30年度歳出予算説明資料という冊子で御説明いたします。

平成30年度歳出予算説明資料では、505ページからの記載となります。

それでは、お配りしています資料の2枚目、資料1、平成30年度歳出予算についての1、平成30年度歳出予算の概要をごらんください。

警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」という平成30年の宮崎県警察の運営方針のもと、総合的な犯罪抑止対策の推進等、7項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置し、警察力を確保しようとするものであります。

この基本的な考え方をもとに、公安委員会関係の平成30年度歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして267億1,337万円をお願いするものであります。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては、退職手当が減ったことなどにより6億7,226万円の減額、人件費以外の物件費

につきましては、えびの警察署の建設工事が完了したことなどから8億8,527万9,000円の減額となり、総額では15億5,753万9,000円の減額、率にしますと対前年度比5.5%の減となっております。

それでは、平成30年度の公安委員会関係の歳出予算の内容を科目、事項別に説明いたしますので、資料1の2、事項別歳出予算額と主な事業をごらんください。

歳出予算説明資料につきましては、509ページからとなります。

まず、資料1の項目2の一覧表最上段左側に記載しております会計、科目、事項の欄をごらんください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬681万6,000円でございますが、これは公安委員3名の報酬であります。

次に、(事項)委員会運営費706万1,000円でございますが、これは、公安委員会運営に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、警察署協議会運営費341万4,000円でございますが、これは、県下13警察署に置かれております地域住民の意向を警察業務に反映させるための警察署協議会の運営に要する経費で、委員の報酬や旅費などに要する経費であります。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費185億1,647万円でございますが、これは、職員の人件費であります。

次に、(事項)運営費30億3,651万3,000円でございますが、これは、警察業務を行う上で、その基盤となります通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等のいわゆる職員を設置することにより

必要となる経費であります。

この中で主な事業につきましては、退職手当13億4,374万円、警察業務電算化推進事業3億6,382万3,000円、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業2億8,228万3,000円であります。

退職手当は、本年1月1日現在での平成30年度末の定年退職予定者数を52名と見込み、予想される希望退職者等を含む合計75名分を計上しており、平成29年度と比較しますと6億3,052万6,000円の減額となっております。

警察業務電算化推進事業は、現在の高度情報化社会の広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るため、情報技術を活用した警察業務の電算化を推進するための経費であります。

新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業は、110番の受理に当たり、多様化・スピード化する犯罪等に的確に対応するためのシステムのリース料であります。

次に、(目) 装備費(事項) 装備費3億9,297万5,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、警察活動用車両維持費2億6,796万1,000円でございますが、これは、警察が保有しております全車両に係る修繕費、燃料費、自賠責保険料、重量税及びその他維持に係る消耗品費等に要する経費であります。

次に、(目) 警察施設費(事項) 警察施設費8億4,583万1,000円でございますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、交番、駐

在所庁舎新築費5,634万7,000円、宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業1億9,635万4,000円であります。

交番、駐在所庁舎新築費につきましては、交番、駐在所の建設に係る設計費や建設費等であります。

なお、建設費につきましては、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設することとしております。

平成30年度は宮崎南警察署の新町交番、えびの警察署の飯野駅前交番の2カ所を木造により新築する予定であります。

交番や駐在所は、地域住民の安全と安心の拠点である生活安全センターとして、地域住民の日常生活に密着した警察活動を行っておりますが、ただいまの交番につきましては、老朽化に加えまして、来訪者に対応するためのコミュニティスペースや駐車スペースが狭いため、県民が利用しやすい場所への移転新築や利用しやすい配置とする計画としているところであります。

宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業は、警察共済組合の不動産投資事業を活用して、運転免許センターを建設しておりますので、その償還金を支払うものであります。

次に、(事項) 警察署庁舎建設費4,065万円でございますが、これは、えびの警察署庁舎建設整備事業でありまして、新庁舎が完成したことに伴い旧庁舎を解体しますことから、これに要する経費を計上しております。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費7億547万4,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、運転免許

保有者の認知症等対策推進事業1,046万4,000円、
運転免許証 I C カード化導入事業 1 億774
万8,000円であります。

運転免許保有者の認知症等対策推進事業につ
きましては、運転に不安を抱えている高齢者や
その家族及びてんかん等一定の病気を有する県
民からの相談に的確に対応できるよう、運転免
許センターに病気に関する専門的知識を有する
看護師を配置し、相談体制の確立を図るもの
であります。

運転免許証 I C カード化導入事業につしまし
ては、I C カード免許証を作成する装置のリー
ス料や運転免許証の台紙の購入等に要する経費
であります。

次に、(項) 警察活動費 (目) 警察活動費 (事
項) 一般活動費15億6,595万5,000円でございま
すが、これは、生活安全、刑事及び交通等警察
活動全般に要する経費であります。

この中で、主な新規事業につきましては、「科
学捜査力維持のための鑑定機器整備事業」1,140
万2,000円、「可搬式速度違反自動取締装置整備
事業」1,080万円、「取調べの録音・録画装置整
備事業」2,316万4,000円であります。

まず、科学捜査力維持のための鑑定機器整備
事業につきましては、お手元の説明資料1—1
をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、複雑・多様化す
る犯罪情勢に対処していくためには、高度な科
学技術や高性能鑑定機材を駆使して、犯罪現場
に残された微細・微量な資料を正確かつ迅速に
採取・鑑定し、捜査に的確に反映させることが
極めて重要であります。

しかしながら、鑑定や分析に使用する機器は、
導入から相当期間経過しており、メーカーサポ
ートの終了や経年による機器のふぐあい等によ

り、新たな機器を導入しなければ、今後、警察
で行う捜査全般に多大な影響を及ぼす可能性が
あります。

そこで、鑑定機器を更新整備して現在の水準
を維持することにより、捜査のニーズに早期に
応えて、県民の安心安全な生活を確保するもの
であります。

事業の概要としましては、1つ目は、DNA
型鑑定の最重要解析装置でありますフラグメン
トアナライザーを更新整備するものであります。

これは、平成17年、22年及び27年に国費で4
台、平成19年に県費で1台、計5台を整備して
いますが、このうち、平成17年から22年にか
けて整備した機器4台は、平成31年3月末をも
つてメーカーサポートが完全に終了しますこと
から、新しい機器をリースで2台導入し、3台
体制で鑑定業務を行うこととしております。

2つ目は、覚醒剤、大麻などの薬物鑑定、農
薬などの毒物鑑定の主要機器でありますガスク
ロマトグラフ質量分析装置を更新整備するもの
であります。

これまで、平成21年に国費で2台、平成22年
に県費で2台、合計4台を整備しております。

県費整備の装置は、平成27年度にリース終
了後、リース更新を重ねてきましたが、鑑定の途
中で機器の動作が停止するといったふぐあいが
生じるなど鑑定業務に支障を来しており、今後
もふぐあい箇所の増加が懸念されています。

また、国費整備の装置は、平成29年をもつて
保守部品が供給停止となっております。そこで、
新しい機器2台をリースで導入し、鑑定業務を
行うものであります。

なお、フラグメントアナライザー及びガスク
ロマトグラフ質量分析装置については、平成30
年度以降、警察庁から宮崎県警察に対する国費

による整備計画はございません。

事業の効果としましては、これらの鑑定機器を更新整備して鑑定体制を維持することにより、迅速な捜査支援が可能となり、事件の早期解決が図られます。

また、事件事故等の原因究明や犯罪死の見逃し防止にも万全を期することができます。

次に、可搬式速度違反自動取締装置整備事業につきましては、お手元の資料1—2をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、県警察では、交通事故の抑止に効果のある交通取り締まりを行うため、交通事故の発生した場所、時間帯、原因等について分析し、その分析結果等に基づいたPDCAサイクルによる交通取り締まりを実施しております。

特に、交通違反のうち速度違反は交通事故に直結することから、取り締まりによる速度抑制の必要性が認められます。

しかし、取り締まりスペースの確保の問題等から、取り締まりのできない空白地帯が存在しております。

そこで、可搬式の速度違反自動取締装置を整備して、交通実態に即した速度違反取り締まりを実施することで、走行速度の抑制を図り、重大交通事故の発生を防止するとともに、交通取り締まりに従事する警察官の受傷事故防止にも万全を期するものであります。

事業の概要としましては、取り締まりスペースの関係上、従来の速度取り締まりが困難であった場所や、通学路など重大交通事故の抑止が求められる場所等において、交通事故実態に応じた取り締まりが可能となる可搬式速度違反自動取締装置を2カ年でそれぞれ1台ずつ、備品購入により整備するものであります。

この取締装置の特徴ではありますが、装置本体部に内蔵されたレーザーを対象車両に照射し、速度違反を検知した場合には、内蔵カメラにより違反車両を撮影し、同写真の画像から違反車両の登録番号や運転者を特定して、後日呼び出しして告知、検挙を行うもので、監視役の警察官1名の配置で速度違反取り締まりが可能となるものであります。

これにより、車両停止場所の確保が困難な高速道路のほか、通学路やゾーン30エリアなどで速度取り締まりを実施して、交通事故の抑止を図ります。

事業の効果としましては、交通実態に即した速度取り締まりを行うことにより、走行速度を抑制し、交通事故の抑止を図ることができます。

次に、取調べの録音・録画装置整備事業につきましては、同じくお手元の資料1—3をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、平成28年6月に公布されました刑事訴訟法の一部を改正する法律により、裁判員裁判対象事件については、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べる場合におきまして、その弁解録取及び取り調べの全過程の録音・録画を行うことが義務づけられ、平成31年6月までに施行されることとなりました。

県警察におきましては、現在、警察本部と県下警察署に合計21台の録音・録画装置を整備していますが、法施行後は、裁判員裁判対象事件被疑者の同時検挙や共犯事件が発生した場合には、取り調べの録音・録画に対応できない事態も想定されるところでございます。

そこで、録音・録画装置を増設して、取り調べの録音・録画制度に的確に対応しようというものであります。

事業の概要としましては、録音・録画装置には、取調室の天井にドーム型のカメラを取りつけ、別室に装置本体を設置する設置型と、持ち運びが可能な可搬式の2種類がありまして、現在の県下の設置状況を勘案しまして、必要数を整備するものであります。

具体的には、設置型は現在7台ありますが、11台を増設して18台に、可搬式は現在14台ありますが、6台を増設して20台、合計38台に備品購入により増強整備します。

事業の効果としましては、これらの機器の整備により、裁判員裁判制度に的確に対応することができます。

再び資料1にお戻りください。

(事項)交通安全施設維持費4億6,376万6,000円でございますが、これは、交通安全施設の維持管理及び電気・通信料に要する経費であります。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費11億3,185万9,000円でございますが、お手元の資料1-4をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路や特に交通の安全を確保する必要がある道路におきまして、総合的な計画のもと、交通安全施設を整備することにより、交通環境の改善、交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑を図るものであります。

事業の概要としましては、国庫補助事業と県単独事業の2つに分かれます。

まず、国庫補助事業としましては、資料2の(4)のア、ウ及びエになります。

アは、警察本部に設置されている交通管制センターの整備や、信号灯器のLED化を初めとした信号機等の改良、整備を行う交通管制及び信号機改良等整備費、ウは、交通渋滞を解消す

るために信号機新設や道路標示等の整備を行う円滑化対策事業費、エは、コンクリート製である信号機柱を災害等に強い鋼製の鋼管柱に移行するコンクリート製信号機柱の鋼管柱化であります。

これらの国庫補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められた、交通量が多く事故が多発している道路、市街地における歩行者の事故が多い道路、交通事故が多発するおそれのある道路として指定された特定の道路区間内、または交通の円滑を図ることにより効果的に交通事故を防止することができる場所として指定された地区の中で整備を行う事業であります。

次に、県単独事業としましては、イの信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費があります。

この事業につきましては、さきに御説明しました特定の路線や地区を除く県内一円で信号機や標識標示などの整備を行う事業であります。

また、オのその他として、交通安全施設の災害対策強化事業費、信号機等のデザインポール共架整備費を計上しております。

各事業の内訳としましては資料のとおりでありまして、総額で11億3,185万9,000円となります。

これらの事業によりまして、平成30年度は、信号機15基を新設するほか、信号制御機153基の更新やコンクリート製信号機柱の鋼管柱化140本、信号機のLED化50式等の整備を予定しております。

事業の効果としましては、交通事故や交通量等の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の生命の保護と交通環境の向上につ

ながる効果が期待できます。

以上であります。

○戸高生活安全部長 それでは、昨年9月の決算特別委員会の指摘要望事項につきまして御説明をいたします。

冊子、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の15ページをお開きください。

警察本部に対する指摘要望事項は、特殊詐欺被害防止対策について、被害件数の減少など成果が見られることから、継続して対策に取り組むことというものでありましたことから、その対応につきまして御説明をいたします。

まず、本県では、県民の皆様が理解しやすいように、特殊詐欺をうそ電話詐欺と言いかえまして、被害防止に関する広報啓発に取り組んでおります。

本県における平成28年のうそ電話詐欺被害は、認知件数27件で平成27年より18件減少、被害総額につきましては微増の約1億7,000万円でありました。

平成29年は、認知件数39件、被害総額約8,000万円と、平成28年に比べ被害総額は半減しましたが、認知件数につきましては12件の増加となっております。また、被害者の約6割が高齢者であるなど、依然として厳しい状況であります。

これまで警察では、警察で委嘱している広報大使による被害防止啓発のほか、高齢者が集う会合での防犯講話、マスメディアや防犯メール等を利用した広報啓発、金融機関・コンビニエンスストア・宅配業者との連携による水際阻止等の対策を推進してきたところであります。

今後も、これまで実施してきた対策を継続するとともに、被害情勢に応じた即効性の高い注意喚起を行うコールセンター事業の実施やうそ電話対策にすぐれた電話機の普及、チラシ・ポ

スター等を活用しての被害防止啓発等により、特にうそ電話詐欺から高齢者を守ることに重点を置いた諸対策を一層推進してまいります。

以上であります。

次に、議案第26号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、お手元の資料2に基づきまして御説明をいたします。

項目2に条例を改正する理由などを記載しておりますが、(1)に記載しましたとおり、警察を含む地方公共団体の手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、これに全国が準拠して手数料を定めて徴収をしております。

平成10年の閣議で決定されました地方分権推進計画では、手数料の金額の標準については原則3年ごとに見直すこととされておりました。平成29年度が見直し年度に該当し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する条例、これが平成30年1月26日に公布され、平成30年4月1日から施行されることから、あわせて条例の一部を改正するものであります。

生活安全部におきます改正点は、別表1のとおり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、火薬類取締法、質屋営業法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、警備業法、探偵業の業務の適正化に関する法律、以上の7法令に関する13項目の手数料につきまして、8項目が減額され、5項目が増額されます。

減額される場合の主な理由は、人件費単価の減少による積算単価の減少であります。

増額される場合の主な理由は、申請の処理に要する時間が増加したことにより、人件費が増加したためであります。

生活安全部につきましては以上であります。

○**廣澤交通部長** 引き続き、交通部に関する「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、お手元の資料2に基づいて御説明をいたします。

交通部におきます今回の条例の一部改正は、本年1月4日に道路交通法施行令の一部を改正する政令が、さらに1月26日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令がそれぞれ公布されたことなどに伴うものでございます。

改正の理由であります、お手元の資料の2に記載しておりますとおり、生活安全部と同じく、3年ごとに行われる全国的な金額の標準の見直しに基づくものと、陸運支局、県税事務所、警察本部が連携する自動車保有関係手続ワンストップサービスの導入に伴い、インターネット上で自動車保管場所証明通知申請と保管場所標章の交付に関する手続が可能となり、新たな申請等の名称と手数料額を設けるといった、新たな手続への対応の必要が生じたためでございます。

改正の内容でございますけれども、別表2のとおり、運転免許関係の手数料といたしまして試験、免許証交付、講習及び教習関係、さらには自動車運転代行業関係では代行業認定申請審査、駐車監視員関係では監視員資格者証再交付の手数料を改定、そして、自動車保管場所証明関係では、先ほど御説明しましたとおり、保管場所証明通知申請及び保管場所標章交付の手数料をそれぞれ新設しております。

条例の施行予定日は、自動車保管場所証明関係の手数料が本年5月14日から、その他の条例の手数料は本年4月1日からの施行を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○**新見委員長** 議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○**中野委員** さっき説明で不動産投資事業を使っているいろいろな建設すると説明がありましたよね。この不動産投資事業というのは具体的に何ですか。

○**河野会計課長** 警察共済組合の不動産投資事業を御説明いたします。

この事業は、警察共済組合が年金原資の余裕金を共済組合の福祉の増進や地方公共団体の行政目的の実現に資することを目的として運用している事業でございます。

この事業では、警察共済組合が県の要請に応じて土地や建物を建設し、その際、県と土地建物の譲渡契約を締結しまして、県がこれを使用するものであります。譲渡代金の支払いが完了するまでは、警察共済組合が土地建物を所有しますが、支払い完了後には、これが県に譲渡されます。

なお、宮崎県の場合、土地につきましては、県費で購入をしていただいておりますので、この償還金については建物だけの償還金が生じております。

○**中野委員** 以前の日向かどこかの職員宿舎もこの事業を使つての話ですかね。

○**河野会計課長** 職員宿舎につきましても、現在、6施設につきまして、不動産投資事業を活用して建築しておりまして、現在、償還しているところでございます。

○**中野委員** ぼんやりの記憶ですけれど、内容的には職員宿舎をつくって入居率、何割については県が保証するとか、そんな話ですかね。

○**河野会計課長** 委員がおっしゃっております

のは延岡警察署の緑ヶ丘の職員宿舎のことだと思いますけれども、入居率が一定の比率を割った場合につきましては、県がそれを負担するというような契約があると承知しております。

○中野委員 今、例えば起債を起こしても借入利息は1.何ぼとか、そこ辺はどうなんですか。県としてはそっちを使ったほうが効率的なのか。一般でやったほうがどうなのかというメリット、デメリットはどうなるんですか。

○河野会計課長 先ほどの緑ヶ丘の職員宿舎の場合につきましては、県有地を無償で使用という形をとっておりまして、建設費自体は民間業者が負担しておりますので、その点におきましては、特段、県の持ち出しはない形になります。

ただ不動産投資事業につきましては、毎年度、県費で償還してまいりますので、トータルで考えれば緑ヶ丘方式のほうがというのが県の持ち出しは少なくなるメリットがあると考えるところです。

○中野委員 このシステムを1回、別の委員会で説明資料を要求してください。

○新見委員長 会計課長、今の要望ですが、よろしいですか。

○河野会計課長 不動産投資事業のことです。ございますでしょうか。

○中野委員 概要と実態。

○河野会計課長 はい。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 4ページの交通安全施設整備事業ですが、毎年、要求、要望等が出てくると思うんですが。信号機の場合はかなり金がかかると思うんですが、毎年新規での要望がどれぐらい出てくるものでしょうか。前に来てる分もずっとひっくるめれば相当な数だと思うんですが、新規で出てくる数を教えてください。

○壹岐交通規制課長 基本的には、県の信号管理システムがございまして、要望件数はまとまっております。その関係で、年間約400件で推移しております。昨年は14基を整備しております。本年度が15基ですので、累計でいけば、要望という形で、十五、六件が常時新規で上がって、それが整理されていくということでございます。

補足でございますが、あくまでこの400件というのは累計でございますので、基本的な全体の整備状況は、今申しましたとおりでございます。

○徳重委員 かなりの数まだ必要な場所があるんじゃないかなと。新規で毎年14、15件出てくるということになりますと、累計で400ぐらいあるということですから、何十年もかかることになるわけですね。

そういう中で、エにあるコンクリート製信号機が鋼管になるというような事業もあるようですが、どうしてもコンクリートの場合は地震とか大きな台風とかで、壊れたりする可能性が非常に高いのかなと。今のは、ほとんどコンクリートではないかなと思っているんですけど、鋼管化するというので、新規の場合は全部鋼管にしたらどうかと思うんですが、そういう考え方はないんですか。

○壹岐交通規制課長 新規については、全て鋼管柱という形でございます。

なお、現在の鋼管柱の整備状況につきましては、県内、信号機が2,381カ所ございますけれども、そのうちに信号柱というのが約1万本ございます。そのうちに鋼管柱は昨年度までで約9,200本ぐらいを整備して、整備率は90%に上がってまして、早急な老朽化対策という形で、そのような要求となっております。

○横田委員 装備費についてですけど。警察車両の維持費、維持修繕とかの説明はあったと

思うんですけど、新規に購入する、やりかえるとか、そういった予算は、来年度はないんですかね。

○河野会計課長 警察車両の更新整備に関する御質問でありますけれども、今年度は1,747万円、予算を措置しております。内容といたしましては、自動二輪車13台、それから四輪車*5台、の予算措置を計上しているところでございます。

○横田委員 7番にありますね。わかりました。それと運転免許費ですけど。4番の運転免許保有者の認知症等対策推進事業、これ看護師の配置という説明があったと思うんですけど、看護師の役割、仕事はどういう内容になるのでしょうか。

○中嶋運転免許課長 看護師として経験を有しております職員を現在4名ほど、非常勤職員として採用しております。ポイントですけども、年々高齢者人口がふえておまして、運転に不安を感じている高齢者の方、また身体に病気による不安を感じていらっしゃるドライバーの方ですね。それぞれの方の適性相談に応じているのが現状でございます。

○横田委員 高齢者の場合は認知症のテストみたいなのをやりますよね。その結果を見て、この看護師さんたちがいろいろアドバイスをすることになるのでしょうか。

○中嶋運転免許課長 今おっしゃったのは認知症検査のことであると思われましてけれども、これは更新に伴う更新前の検査でございますので、実際看護師が当たっておりますのは、更新前に車を運転することに不安を持っている方の相談ですので、認知症検査に直結するものではございませんが、適性相談をした上で認知機能検査を受けてもらうという流れもあります。

○横田委員 看護師さんのアドバイス等によっ

て返納する実績はあるものなんでしょうか。

○中嶋運転免許課長 昨年、看護師が受けた運転適性相談というのが727件ほどあるんですけども、現在把握している分では131件で運転免許自主返納をしていただいているところでございます。

○横田委員 わかりました。ありがとうございます。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 資料の2の条例の関係ですが、改正の理由として、地方分権推進計画の関係で、原則として3年ごとに金額を見直すということですが。その後、何か標準の手数料が示されたことで改定をされとるわけですが、今回の、宮崎県警としての改定手数料は、標準として全国統一的なものになっていくのか。宮崎県警で判断をして、この手数料は標準の中のこのあたりでいいよねという、何かそういう柔軟な対応ができる手数料なのか。国がある程度、この標準でいきなさいと、きちっと決めたということなのか。その辺はどうでしょうか。

○戸高生活安全部長 全国一律の改正となっております。

○太田委員 ということは県警独自で、少し標準から上がってもいいとか下げてもいいということとはできない。示されたものできちっとやりなさいということではないんですね。

○戸高生活安全部長 はい、おっしゃるとおりの解釈となっております。一律です。

○太田委員 もう一つ、念のため。事情としては、こちら側の人件費の減少というのは、業務が軽減されたとかという意味があるのかなと思うんですが、それはこちら側の事情による理由ですよね。楽になったという意味で。人件費等

※21ページに訂正発言あり

の減少等が見られるという意味は、全国統一でそれが見られているということなんでしょうねと思って。

○戸高生活安全部長 人件費の減少というのは、公務員の給与が下がったことによる積算単価の減少ということになります。

○太田委員 わかりました。積算単価ですね。

それと資料2の次のページのところに、下がったところ、上がったところがありますね。これは国のほうである程度、きちっと調べられてこういう標準が示されたと思うんですが、真ん中あたり、核原料物質、核燃料物質等の運搬証明書の書きかえというものがありますが、これは核燃料物質とかいったりすると病院とか、そういったところが関係するのかなと思いますが、宮崎ではどういうところからの運搬証明書の書きかえ等が申請されるんでしょうかね。

○戸高生活安全部長 原子力事業者等は核燃料物質、また核燃料物質によって汚染されたものを工場等の外に置いて運搬する場合において、そのことを都道府県公安委員会に届け出て、そして届け出を証明する文書、運搬証明書というのがありますけれども、この交付を受けなければならないこととなっております。その証明書のことでございます。

○太田委員 ということは宮崎県では、想定はされないということでもいいですかね。というのは研究機関とか大学とかでも扱っている事例はあり得るのかなと思ったものですから、一応念のため。

○戸高生活安全部長 核燃料物質の使用の許可を得ている事業所が、県内では日向市所在の旭化成株式会社延岡支店の日向細島1区の事業所でございます。ここでウラン濃縮研究を実施していたころのウラン化合物の汚染除去作業で出

た廃棄物が核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものということで保管管理されております。

○太田委員 一応念のため、運搬証明書の書きかえというのは、手数料が宮崎県に入っているという実例はあるわけですね。

○戸高生活安全部長 本県を出発地とする核燃料物質等の運搬届け出を受理した記録はありませんけれども、平成7年と平成11年に鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所から茨城県のニュークリア・デベロップメント株式会社に原子炉の容器が運搬された際に、いずれも九州自動車道えびのジャンクション、鹿児島・宮崎県境とそれから熊本県境の間ですけれども、ここを通過することから、宮崎県公安委員会も運搬届を受理いたしまして、運搬証明書を交付しております。

○太田委員 事例としてはわかりました。そういうイメージであるということですね。この条例については、一応私は、終わりますけれど、関連があれば。なければ、私は別のところで。今度は、資料1の2の可搬式速度違反取り締まりの関係です。レーザー光線を当てて、瞬時に違反を判断して、後日呼び出しをして、あんた、速度違反やっちゃったよということで、場所的にも、きちっと指摘できるならば、それは本当にいいものだろうと思いますが、県民の感情として、そういう違反を後で指摘されて、大体スムーズに了解いたしましたということになっておるんでしょうか。事情として、反対する人もおったりとか、そういうことがあるのかなと思いますけれど、実態はどんなんでしょうか。

○廣澤交通部長 今回の可搬式速度測定器は、コンパクト型で持ち運びができるものでございます。従来の速度取り締まりでは、違反した車

両等呼び込む空き地であるとか駐車場でやらざるを得ないというところがございました。

ところが、今回の可搬式では、そういった場所もなく、例えば通学路であるとか、住宅街、例えば朝早く通勤で急いで高速で通り抜けるゾーン30等を設定されたところ。そういったところなどで地元の要望等に応えながら設置をいたしまして、検挙ができるものでございます。今言いました狭隘な道路であるとか、通学路付近では車をとめる場所がないということが、この機械ですと通過車両が速度違反をするとナンバーとか運転手が写真撮影されますので、一応それをもとに違反者を特定いたしまして、事後に呼び出し、検挙をするというものでございます。いわゆるやっている、やっていないというような、委員御懸念のところは、顔写真等も出ておりますので、特にこちらとしては懸念材料とはしていないところでございます。

○太田委員 これは新規事業だから、今回初めてこういう呼び出し的なやり方をするというところでいいんですかね。今までにもこういう録画的なもので呼び出しをしていた事実はあったんですかね。今回が新規事業で初めて呼び出す方式をやったことになるんですかね。

○廣澤交通部長 この可搬式では初めてですけども、高速道路にオービスというのがついております。これは同じく写真を撮って、後日呼び出し、検挙をするタイプのものがございます。

○太田委員 わかりました。実例としてはあったということですね。

それと資料の1-3の取り調べの録音・録画の関係ですが、全過程を録音・録画するというところで、警察での取り調べも駆け引きもあつたりとかの問題もあつて、やりにくいところもあるのかなと思いつつも、人権ということを考

えた場合は、全過程録画することで、冤罪等を防ぐという社会的な意味もあろうかと思いつつも、保存期間はどのようになっているんでしょうか。

○鬼塚刑事部長 現在のところ、録音・録画したものをいつまで保存しなさいという規定はまだございませんので、今のところ、全部保存しております。

○横田委員 資料1-1ですけれども、DNA型鑑定機器が現在5台体制が3台体制になると。薬物・毒物鑑定機器が4台から2台になるという説明だったと思うんですけれども、数が減ることによって迅速な捜査支援が今までどおりできるかどうか、ちょっと不安があるんですけれども、そこらあたり教えていただけないでしょうか。

○鬼塚刑事部長 2つ、DNAとガスクロの関係ですけど、まずDNA関係で申しますと、5台から3台になるんですけれども、細かい話をすると、1台は既に国費で来ておりまして、現在使っていませんので、今使っているのは4台でございます。

国費で1台来ているのと今回整備する2台で計3台になりまして、今まで4台でしていたやつを3台ですることになります。新たに整備するものの鑑定能力というのは、処理能力が高くなりましたものですから、従来の4台を今度は3台でも十分処理できるというものでございます。

次に、ガスクロマトグラフィーの関係でございますけれども、これについては国費の2台と県費リースの2台の4台で現在やっているわけですが、県費のリース2台の分を新たにリース更新するわけでございます。

一つには、更新することで性能が若干上がる。あと従来の国費でありますのも何とか使えます

ので、新たなリース2台と従来の国費の2台、これで今のところは処理できると考えています。

○横田委員 わかりました。ありがとうございます。

それとさっきの可搬式の速度違反の件ですけど、これは人数としては1人でできるということなんですかね。

○廣澤交通部長 御指摘のとおり、設置して1人警察官がおればできます。

○横田委員 それであれば、これまでの速度違反の取り締まり、相当人数がおられたと思うんですけど、ああいうところもこれに変えたほうが、事務処理なんかもすごく楽になるような気がするんですけど、将来的にはどんなふうを考えておられるのか。

○廣澤交通部長 一応可搬式につきましては、1台1,080万ということで、この2カ年で2台、購入予定でございます。従来型と比べると、かなり高額でございますので、その辺の兼ね合いもございしますが、可搬式を使用して効果を検証いたしまして、さらに台数をふやせるという状況にございますれば、将来的にはそういったことも考えていきたいと思えます。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 509ページの職員費を今見とったら、前年からすると5,801万3,000円の減額の予算になっているんですが、職員数が減ったのか、この理由を教えてください。

○河野会計課長 小さな数字を積み上げておりますので、これという決定的なものではございませんけれども、一応今回職員費を構成します職員手当の中から時間外勤務手当、これを前年度対比で2,000万円ほど少なく計上いたしております。あと組織の若返りが進めば、職員個人個人の給与額も減ってまいりますので、そのあた

りのことも一つの要因にあるとは考えられます。

○徳重委員 もう一遍、今おっしゃった2,000万円はどういうことでしたか。

○河野会計課長 時間外手当、それから休日給手当、夜間勤務手当という各種手当でございますけれども、時間外勤務手当を含めて、これらの手当を減額をいたしております。

○徳重委員 時間外手当措置したものが少なくなったとか、とにかく6,000万近くのお金が減額されているということですから、手当だったら相当かなと思ったものですから、今質問しているんですが。人が減ってなければの話です。

○河野会計課長 組織の新陳代謝に伴うものでございまして、若手の職員がふえれば、それだけ基礎となる給料単価、これが下がっていきますので、結果的にそれが時間外とか休日給の減少につながっていくということでございます。

○徳重委員 再確認しておきますが、警察官の職員数は減ってないと理解していいんですね。

○河野会計課長 そのとおりでございます。

○函師委員 予算書の中の510ページの22番、職員のメンタルヘルスケア事業なんですけど、どのような内容で実施されているのかと、その結果、どのくらいメンタルヘルスケアが必要な方が出ているのか教えてください。

○新島警務部長 職員のメンタルヘルスケアは、法律でストレスチェックを全ての事業所が行わなければいけないことになっています。当県警も昨年から実施しております。当県警の場合は、年2回実施しているわけでございますけれども、その整備事業ということで計上させております。

ストレスチェックというのは、各個人がそれぞれ使っている執務用のパソコンにおいて入力できまして、ただこれは誰しもが結果を見れるということではなくて、当県警の厚生課におり

まず保健師のみが個別のものは見ることができ
る。あとは例えば何々課ということであれば、
その課の全体の状況というものについては所属
長、あるいは担当部長とかが見ることができ
るんですが、そういったシステムを整備したこ
とと、それによって各個人がどういう状況にあ
るかということのを的確に把握して、職場環境の
是正が必要なものがあれば、そういったものを
利用していくということになります。

現在、メンタルヘルスにかかっている方とい
うことですか。人数ということですか。

○**凶師委員** この事業で実際治療とかにつな
がったケースとか。

○**新島警務部長** 職員のメンタルヘルスケア自
体は、これまでもずっとやっております。正確
な数字が今手元にはないんですけれども、年々、
メンタルダウンしている職員の数は減ってき
ているというところでございます。

警察の職務の性質上、ストレスがかかる仕事
というのはもちろんあるんですけれども、ただ
職員に高度に負荷がかかって、その職員自体が
ダウンしてしまうということがないように、引
き続き適正にそういったものを緩和していくよ
うな形でやっていきたいと思っております。

失礼しました。今数がありました。平成29年
1月の段階では7人です。これが平成24年当時
は22人おりましたので、多少の上がり下がり
はあるんですけれども、やや右肩下がりで職員
のメンタルダウンは減っているような状況に
ございます。

○**凶師委員** 今の説明ですと、まず個人がパソ
コンにアクセスして、幾つかの質問事項があ
るんでしょうけれども、それに答えて、それによ
って自分の今メンタルがどのような状況かが
わかって。それを上司は保健師に確認できる
だけ

れども、そこからの受診にどうつながっている
かというところをお聞きしたかったんですが。

要は、こういうものが形骸化せずに、ただ導
入したから終わりではなくて、実際の職員の
方々のケアにつながっていくことを期待して
おりますし、御存じのとおり、今実際ここで
保健師が介入したりとか、実際保健師から
病院を紹介されたりしても、すぐには受診
ができないんですよ。精神科受診というの
は、今初診が2カ月、3カ月待ちという
のが当たり前なんです。

それぐらい予約を入れても、すぐには治療
が始まらないケースも多いものですから、
その間にどんどん症状が悪化してくるとい
うこともあり得ますので、せっかくこう
いう事業を取り入れられたのであれば、速
やかに治療につながる、もちろんメン
タルヘルスというのは、初期段階で早
目の医療介入があればあるほど回復も早
いと、症状も深刻化しないというものが
明らかになっておりますので、よりヘル
スケアの事業が効果的に実施されること
を期待しております。

○**新島警務部長** 若干の補足説明させて
いただければ、これストレスチェック
ですので、個人が入力したものに
つきまして、それによってどう
いう、高ストレスにかかっている
かどうかというのは看護師が判断
しまして、その看護師のほうから
個人に対して電話する場合もあ
ります。ただその方が直接、そ
ういうことだということを感じ
たかたくなくないということで、
基本的にはまずメールで連絡
いたしまして、面談したほうが
いいですよという形で、さら
に、電話で会話、あるいは面
談した中で、これは直接、実
際の専門医にかかったほうが
いいという場合には、そうい
うふうにお勧めして、そうい
う形にかかっている方も数
名おります。

ですから、委員御指摘のとおり、形骸化する

ことのないように、実質的に職員の健康管理に資するような形で今後ともやっていきたいと思っております。

○**凶師委員** 続けて、ほかの事業なんですけど、512ページの警察活動費なんですけど、1の警察電話専用料等の警察電話通信費とあるんですけど、これは主にどのような内容で、どういう内訳になっているのかを教えてください。

○**河野会計課長** 警察電話専用料と警察電話通信費でありますけれども、これは宮崎県警察で使用しております全ての電話の電話料、通信回線費ということになります。

○**新島警務部長** 追加ですけれども、警察活動に必要な電話料のほかに、警察通信指令システムに係る通信回線費の経費も含まれております。

○**凶師委員** わかりました。全警察の中の通信関係ということですね。了解です。

続けて、昨年もお聞きしたんですけど、513ページの一番最後、その他の警察活動費の活動経費等とありますが、5億近く、4億6,000万とあるんですけど、これの主なもの、県単で措置されている主な事業名がわかれば教えてください。

○**新島警務部長** まず、その他の警察活動費でございますけれども、これは各種警察活動を行うに当たっての必要な経費で、例えば少年補導員等の警察活動上の必要な部外委託に係る経費、警察官の職務に協力、援助した方に対する災害給付金、あるいは交通取り締まりや犯罪捜査等の各種警察活動に係る旅費等などが含まれております。全部で合計23の事業で構成されておまして、予算額としてこちらにありますとおり、4億6,755万6,000円を計上させております。

県単でございますけれども、ちょっと確認させていただきます。

○**凶師委員** 細かなことを聞き過ぎているのか

もしれませんが、私は23の事業のうち県単独で予算措置されているということは、宮崎県の状況に合った、もしくは宮崎県で特殊な事例、事業があつて、それが県民の安心・安全を守るための事業化されている部分があるのかなと思ってお聞きしたかったんですけど。特にそういうものではなく、全国的にも事業化されている内容で、国の予算が不足している部分に県単独で充てられているということであれば、それはそれで構いませんけれども。

○**河野会計課長** 済みません。細かに補助事業と県単が混在しているものですから。これというものをあえて一つ申し上げるなら、DNA型鑑定を行う際の機器の保守点検の委託料が約1,700万ぐらいがあるんですけど、これが県単になっておりますが、委員おっしゃるように、宮崎県の特性を反映して、この中で特別何か予算措置しているという類いのものではなく、警察活動一般的に、全国押しなべて、必要な経費をこちらに盛り込んでおるところでございます。

○**新見委員長** ほかにございせんか。

○**横田委員** 手数料関係ですけど、ワンストップサービスの導入に伴って、インターネット上で保管場所の通知申請をしたら、標章の交付ができるというふうに書いてある。よくわかりませんが、インターネット上で自動車の保有者がここを保管場所にしますよということを通知したら、標章が交付されるということなんですか。実際現場とか確認はしなくてもいいということなんですか。

○**廣澤交通部長** 自動車保有関係手続のワンストップサービスと申しますのは、これまでナンバープレートの発行は運輸支局のほうやる。それから今話に出ました保管場所証明、標章で

すが、これは警察、それから自動車税の納税、所得税、これは県税事務所、こういったふうに分かれておるんですが、これが自宅等のパソコンから24時間365日、インターネットを通じて可能になるというシステムでございますが、今話に出ました標章であるとか、ナンバープレート、これらは現物でございますので、最終的には実際に受け取りをせざるを得ない部分は出てきますが、これらに関連する手続、申請等がインターネット上でできるというものでございます。

○横田委員 保管場所の現地確認とかはされるわけですね。

○廣澤交通部長 そのとおりでございます。

○横田委員 513ページの放置駐車違反処理・管理システムの事業が5,900万ありますけれど、保管場所の確認とかをするのだったら、これがさらにふえてくるんじゃないかなって不安があったもんですから、お聞きしたところでした。

○中野委員 二、三、お聞きします。

今サイバー攻撃とか科学捜査整備とか出ていないですか。今、我が県の科学捜査、サイバー捜査、そういう器具類の調査レベル、備品ですよ。

東京とか都会と比べるわけにはいかないけれど、例えば鹿児島、熊本とか福岡も。そこ辺と比べてうちの県はどうなんですか。いろいろ新規で出ている。まだ欲しいものはいっぱいあるよと。これがあればまだ捜査が進みますよと。どこで切るかだけれど、そういうのをよその県と比較した場合、どんなレベルですか。

○新島警務部長 数字の上でははっきりしたことは言えないですけども、ただ当県警は2,000人少々の職員を擁する組織でございますので、全国から見て、人数からすると決して多くないほうだと思います。

それは県の人口等々を勘案しての配置基準になっているということでございますけれども、今委員からお話のありましたレベルということでありましたら、機器の総量という意味ではないかもしれませんが、例えば東京とか、あるいは大阪から器具が1割とか2割とか落ちているものを買っているとか使っているということは決してございませんし、レベルとしては日本警察全体として同じ水準を保っているものと思われま。

○中野委員 科学捜査、サイバー、そういう捜査に当たっては、今、人間よりかなり機械器具じゃないですか、認知するでもですよ。そういうのが我が県は人並みに大体そろっていますよ。特段よその県にあって、うちの県にはないものはないっていう判断でいいんですかね。

○新島警務部長 全ての予算がこれから先、切られてしまうと困るんですけど、限られた予算の中で最大限の効果を、人数にも限りがありますので、現体制の人数と、それに見合った最大限の効果が得られるような形で、来年度の予算もこのような形で要求させていただいております。ただ何が必要で、どういったものが必要になってくるかというのは、その時代、社会あるいは犯罪情勢によって変わってくる部分がありますので、一概には言うことはできませんけれども、現時点では宮崎県警としてでき得る最大限のことをやっているという状況でございます。それにあわせて、こういったものがあると、より県民の安心・安全に資する捜査、警察活動ができるということで、今回の予算要求をさせていただいております。

○中野委員 とりあえず捜査に当たっては、他県に負けないぐらいの装備はしているという解釈でいいんですね。ちゃんとそこを言いなさい。

まだ買いたいものがあるけれど、よそはこういうのがあるけれど、うちはありませんとか。人間のかかることよ。

○**新島警務部長** 一般的にはほかの県警と全く負けないかといいますと、予算の規模とかというものはもちろんございますけれど、例えば警視庁とか大阪府警には物すごい施設があったり、規模の大きいものがあったりとかというのはもちろんございます。そういったものは当県にはございませんけれども、現在、当県警において予算上とか人数の上ででき得る最大限のものを今一生懸命やっているところで、これからも必要なものが出てくれば、いろいろと検討いたしまして、予算要求等の形でお示ししていきたいと思っております。

○**中野委員** 私は応援しとるつもりですけど、今人間の数じゃないですよ。テクノロジーの時代ですよ。そこをどうカバーするかで、私は応援しとるんで、どこに気を使ってそんなこと言う。次いいですか。

私の記憶が間違いだったら訂正してください。県から交通安全協会に2億円ぐらい補助金出ていますよね。間違いだったらいいんですよ、訂正してください。

○**河野会計課長** 額を確認いたしますので、しばらくお待ちください。交通安全指導員という交通安全活動に従事する職員、これ交通安全協会におりますけれども、この交通安全指導員委託料という科目で1億4,912万8,000円、本年度、平成30年度であれば約1億5,000万円を交通安全指導員委託料として計上いたしております。

○**中野委員** 私が見たのは2年前ぐらいの数字かわかりませんが、その数字は、この予算書のどこへ上がっているんですか。

○**河野会計課長** 512ページの一般活動費、ここ

の7番、交通安全指導員及び民間交通安全協力隊維持委託料、こちらに計上いたしております。512ページの活動費の7番でございます。

○**中野委員** これが多分2年前は2億とか、そんな数字だった。交通安全協会って大きいんですよ。年間10億とか9億ぐらいの予算規模やったと思うんです。きょうはいいですけど、警務部長、本部長、こういうシステムになっていますというのは、かなり複雑で説明しにくいだろうと思うんですよ。ぜひ、交通安全協会の中身を1回、免許関係の会収入かな、3,000円か4,000円、あれが8億、9億ある。かなりの金額だったと思うんですけど、1回、目を通してってください。

○**新見委員長** 今回、こういう要望があったということで受けとめとってください。

ほかにございませんか。

○**中野委員** まだあります。済みません。きのう1日、南海トラフがありました。私もずっと見とったですけど、あの中で見ると、津波というのは逃げるより仕方ないよねと思いつつながら、あの津波で警察官も25名亡くなっていますし、私は今、危機管理課、本当にどれぐらい本気度があるのかなど。津波といたら、いかに人間、人命を助けるかが最終目的じゃないですか。宮崎県で3万5,000人ぐらい死傷者、3年か4年、同じ数字をずっと出していますよ。私は、自助、共助、公助ってありますけれど、警察官の分野というのは、本当人数も少ないし、限られているなあとと思うんですけども、その中で何ができるかという話。

こないだの県警の答弁で、頭に残っているのは、要は避難は歩いて避難するのが原則ですよという言い方だったんです。歩いて避難するにも、避難先がしっかりしとればいいわけですよ

ね。夜、昼でも避難人数は違うけれども、私は、ずっと本部長の意見を聞いとるけれど、車で逃げる人なんかの避難道路は、確保するのは不可能ですよという言葉も出てきとるわけですよ。

警察が本当やることも限られているなあと思う中で、本部長の意見を聞かせてもらえませんか。地震はいいですよ、津波対策。

○郷治警察本部長 私は、着任後の9月議会で一度、中野先生の御質問に答弁させていただいた記憶がございます。その後、私も宮崎市内や延岡の津波の避難施設を視察させていただいたり、タワーに登らせていただいたりして引き続き勉強しておりますが、まず県の想定がございまして、それに対する対策がございまして、その上で基本的には避難はどこでということございまして、警察官は日夜パトロールしておりますので、実際に地震が来て、津波が来るということになったときに、管内のどこにいるかというのは特定できないわけですが、それぞれパトロール先のこの辺におれば、最寄りのこの辺の重要な交差点に行って立って、住民を津波から避難、誘導をします。それで、一定の時間がたてば、10分とか15分でございますけれども、自分も巻き込まれないうちに一緒に避難することが指示されてございまして、延岡署の管内とか、それぞれ交番単位でそういう計画を立てております。

特にリアス式海岸のところなどは、比較的海と山が近接しておりますので、遅滞なく逃げれば、近くに山がある感じでございますが、市街地が広いところなどにはタワーが必要で、自治体ごとに建設のスピードが異なっておりますが、お金と時間をかけて、それぞれ建ってきておりますので、そういったものが計画どおりに整備されていけば、近くに避難するところがあ

るというふうに理解して続けております。

○中野委員 本当にいろいろ、ああいうところを見ると、本当に、お巡りさんは津波の来る範囲の中に交番が何ぼあるとか。本当に限られた人数やなと思う中で、いろいろ見ると人命尊重、警察の範疇だっていう話で私は聞くんですけど、一家に1人でも死傷者をなくすというのが、最終の目的だと思うんですね。

今、県がやっているのは生き残った後のことばかり協定結んだりとかしとるわけですよ。ぜひ、そこら辺を含めて、警察官の命もありますから頑張ってください。

○徳重委員 先ほど中野委員が質問されたことで、ずっと気になっと思ったからお尋ねしたいんですが、例の交通安全指導員等々の経費、1億5,000万という数字が上がっているわけですが、指導員並びに協力隊員に対する服装とか、いろんなものは提供されていることは存じているんですが、これは服装、その他も入っていると思うんですけど、手当はどれぐらい出しているらっしゃるんでしょうか。そして何人いらっしゃるか教えてください。

○廣澤交通部長 県下の交通安全指導員は現在53名と把握しております。

○徳重委員 協力隊員はたった53名ですか。

○廣澤交通部長 協力隊は現在70名、御協力いただいております。

○徳重委員 その方々に対する年間手当というのは幾らでしょうかね。指導員並びに隊員に対して、手当を出されていると思うんですけど。

○廣澤交通部長 一応交通安全指導員につきましては、勤続年数で多少の違いはございますけれども、給与といたしましては13万前後、13万台ぐらいが支給されておると聞いております。

それから、交通安全協力隊員につきましては、

一応広報旗の修繕料とか、帽子の購入、研修費、等で年間115万3,000円ほど委託料ということで出しております。

○徳重委員 53名の指導員とおっしゃいましたが、うちの周辺にもたくさん指導員の方はいらっしゃるわけですね。毎日というぐらい学童通学の指導されたり、交差点等にもあちこちいらっしゃるもんですから。その人たちが、隊員の服を来て毎日交通指導に立っていらっしゃるわけですが、またいろんな、地域の行事のときには必ず100%おいでになるわけですね。大変だろうなと。毎回、どんな小さい祭り事でも何でも協力していただいているのに、私が聞くと、月に、たしか5,000円か1万円ぐらいしかいただけないと。

そういうようなことで、ボランティアを旨としてはおるもの大変だと、こういうお話を聞いたりしたもんですから、あえて今質問をしているんですが、服装とかそういう備品については、それなりにいただけるけれど、洗濯代等々もかかるんだというようなお話を聞いたりするもんですから、県内に53人というのはちょっと意外だなと思っているんですけど、どうですか。

○廣澤交通部長 先ほど申しました交通安全協会に所属する交通安全指導員、これは53名です。これ以外に市町村から委託された交通指導員という方がいらっしゃいます。主に男性が多いですかね。こういう方が県内で約350名いらっしゃいますので、そういう方々が街頭に朝晩立たれたりする姿をごらんになっていらっしゃるんだろうと思います。

○徳重委員 そういう方は県警、各警察署の管轄の中で仕事をされているんじゃないんですか。指導員の関係は、これは行政がするんですか。

○廣澤交通部長 各市町村から非常勤として委託されておりますので、警察とは直接は関係はございません。

○中野委員 概略でいいです。交通安全協会、我々も3,000円とか免許切りかえになりますよね。そのときに、いつもこの金は何に使うのかなと思いつつながら、何十年とかずっと出してきたんですけど、決算報告も会員みんなに来てるのか来てないのかわかりません。1回、資料として概要、交通安全協会の総予算、事業費、今言ったような、地元じゃ市町村がやっている分もあるから、わからんとですね。そこをしっかりとわかるような資料をお願いします。

○新見委員長 今、資料作成の要望がございました。希望の内容を十分掌握していただけて、それを配布する機会はどうなるかわかりませんが、一応まとめとっていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○太田委員 手数料の関係で、探偵業務の適正化に関する法律というのがあります。これは探偵業としては人権の問題とかプライバシーの問題もあるから、こういった法律できちっとされているとは思いますが、この中で届け出というのがありますね。この届け出というのはどんな届け出なんですか。設立か何かの届け出なのかなと思ったもんですから。

○宮川生活環境課長 お答えします。

探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに、営業所を管轄する公安委員会に商号、名称または氏名及び住所等を記載した届出書を提出することになっております。

○太田委員 わかりました。よろしいです。

○新見委員長 ほかに議案に関する質疑はないでしょうか。

○中野委員 次からでいいですけど、私はサ

イバー攻撃と科学捜査に関しては、例えば科学捜査力維持のための鑑定機器整備とか、いろいろばらばらに書いてあるんですよね。例えば今サイバーに対する事業はこういうのがあるとかわかるためにも、ある程度、そういう科学捜査の機器整備とか、何かそこら辺をわかるようにできたら。ただあつと何か、これ説明聞かんと中身がわからんようなことですから、少しまとめて整理してもらったらいいのかなと。要望でいいです。

○新見委員長 今の要望もよろしく願いをしておきます。

○河野会計課長 1点、答弁に対しまして訂正をさせていただきます。

先ほど横田委員からありました車両の整備更新事業の中で、四輪の整備台数、私は5台と申し上げましたけれども、4台ということで訂正をさせていただきます。

○新見委員長 ほかに議案に関する質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 その他、何かございませんでしょうか。

○中野委員 私は要望も聞いたんですけれど、例えばそこの県庁前のスクランブル交差点というんですかね。あれ東国原知事のとくに、1日かなりの人数が通るために、ああいう交差点になったんですよね。私は、去年1年、企業局の監査に行っていましたが、あそこからすつと出て、赤信号のときに、信号待ちで5台目ぐらいにとまるんですよ。そしたら一方が青になって、ずつと行くと、5台目ぐらいは次の赤にひっかかるんですよね。近くの人が、あそこは時間がかかるから、回っていくとか、そんな話も聞きます。

それとスクランブルで斜めに渡っている人を見ると、そのときに1人とか2人とか、そんな数なんですよ。それをした当初とは、かなりの数が違つとると思うんです。あれをもとに戻すというのは、また信号機をつけかえたりとか、金が要る話ですかね。

○廣澤交通部長 これをまたスクランブルから改正ということになれば、撤去、改修等では、斜め横断用の歩行者用の信号機もついておりますので、これの撤去とかもありますので、もとに戻すということになれば、またそれなりの費用はかかります。

○中野委員 私が見たのは、上についている信号機は3つですよね。システム変えるだけじゃ、あれみんな撤去せんとだめなんですか。

○壹岐交通規制課長 基本的には制御機という心臓の頭脳部分がそれぞれ信号機のところに機器的に入っております、ここの基盤整備の改修等を、そこの単発の信号であればよろしいんでしょうけれど、都市部とか宮崎、延岡、都城では管制センターという上位装置までつながっております。1カ所じゃなくて、点線面の管理をしておりますので、そこ辺の附属的な改修等も、予算的に必要になってくるということとはございます。

なお、補足でございますけれど、歩車分離信号の関係につきましては、県内75カ所、本年度小林小学校前をつけまして76カ所になっておりますが、基本的に全国で歩車分離信号の事故率を調査いたしましたら約4割ぐらい、歩行者の巻き込みとか左折、このときにあったということで、全国的に3%以上を歩車分離という形で、歩行者が朝夕とか、多いところの中で事故が発生するというような状況を見定めた状況で、長年整備をこつこつしてきたところでございます

ので、再度改修云々については、現場の交通状況なりを検討いたしまして対応するというところで、すぐということとはなかなか難しいと思われれます。

○中野委員 その前のやつはこつこつした話じゃないさ。一遍にばあっと横断歩行者がふえたから、あれになっただけです。だから、私が聞いているのは、システムとして変えるのに金がかかりかかるんですかと聞いているんです。

○壹岐交通規制課長 一応改修その他については、広い道路とか交差点のため、先ほど申しました点線面の関係する道路の調査とか、そこら辺をしっかりとしないといけませんので、今後の調査その他で、秒数その他が変更できる分につきましては、再度検討という形になろうかと思えます。

○中野委員 あそこは調査せんでも見とればわかります。こっちは5台出のに待ってって、4台だけ出て、1回はまた赤信号にかかって、私は数えとったら、真ん中通るのは1人か2人ですよ。どっちが住民のためになるか、ぜひ見直すべきところがあれば、いろいろお願いします。

○壹岐交通規制課長 委員のおっしゃるとおりの必要な状況であれば、そこら辺の関係を鋭意秒数単位調整を今後見直し、検討していきたいと考えております。

○中野委員 くどいようだけれど、帰りのとき見とってください。1回ぐらい立ってってみたら一発でわかります。

○新見委員長 その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時6分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、局長の説明を求めます。

○函師企業局長 企業局でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、企業局の提出議案につきまして、説明をさせていただきます。お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

3の提出議案であります。今回、3件の議案を提出しております。議案第17号平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算、議案第18号平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算、議案第19号平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算であります。

なお、議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては当該資料により行わせていただきます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の平成30年度宮崎県公営企業会計当初予算案のポイントであります。

平成30年度当初予算につきましては、産業経済の振興と住民福祉の増進という企業局の設置理念に基づき、将来にわたって健全経営を維持し、地域貢献を続けていくため、3つの方針に基づき編成しております。

1つ目は、電力システム改革への的確な対応であります。これは、引き続き安定的な経営を維持するため機能向上を伴う施設改良を行うな

ど、電力システム改革に的確に対応するものがあります。

2つ目は、老朽化した施設・設備の計画的な更新・改修でありまして、電力や工業用水の安定的な供給を図るため、老朽化した施設・設備の計画的な更新・改修を行うものであります。

3つ目は、地域貢献に資する取り組みの推進として、電気事業における収益を県民・地域に還元するため、一般会計への繰り出しなど、地域貢献に資する取り組みを推進するものであります。

なお、主な事業につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、2ページをごらんください。2の平成30年度宮崎県公営企業会計当初予算案の概要であります。

(1)の電気事業につきましては、業務の予定量であります年間供給電力量は5億785万5,000キロワットアワーで、収益的収支の収支残は黒い太枠で囲んでおりますが8,690万3,000円としております。

(2)の工業用水道事業につきましては、年間総給水量は3,581万7,450立方メートルで、収支残は1,853万2,000円としております。

(3)のゴルフ場の運営を行っております地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万3,500人で、収支残は122万1,000円としております。

詳細につきましては総務課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは以上であります。

○新見委員長 局長の概要説明が終了しました。

引き続き議案の審査を行います。予算の説明については重点事業・新規事情を中心に簡潔

明瞭に説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○松田総務課長 それでは、引き続き御説明いたします。3ページをお開きください。

議案第17号平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算であります。

(1)の業務の予定量であります。年間供給電力量は過去30年間の平均をもとに5億785万5,000キロワットアワーとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。表の左から2列目、平成30年度当初予算の欄をごらんください。

事業収益は51億5,079万9,000円としております。このうち営業収益は47億5,596万円で、主なものは九州電力株式会社との基本契約に基づく売電による電力料であります。

附帯事業収益は8,197万2,000円で、主なものは固定価格買い取り制度を活用した小水力発電と太陽光発電の電力料であります。

財務収益は2億2,722万円で、主なものは受取利息であります。

営業外収益は8,564万7,000円で、長期前受け金戻入等であります。

事業費は50億6,389万6,000円としております。

このうち、営業費用は46億6,644万3,000円で、主なものは職員給与費や減価償却費であります。

附帯事業費用は7,806万円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用であります。

財務費用は5,744万5,000円で、企業債等の支払い利息であります。

営業外費用は2億1,194万8,000円で、消費税及び地方消費税納付額等であります。

2つ下の予備費は5,000万円で、この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は8,690万3,000円となり、29年度に比べまして2,341

万5,000円の減となっております。

4ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。これは、施設の建設改良工事のように支出の効果が長期間にわたるものなどについて、収支を表しております。

表の左から2列目、平成30年度当初予算の欄をごらんください。

資本的収入は6,996万8,000円としております。このうち、3つ下の貸付金返還金は6,996万7,000円で、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計からの返還金であります。

なお、前年度から6億円の減となっておりますが、これは、一般会計へ貸し付けておりました未来創造貸付金の返還が29年度で完了することによるものであります。

資本的支出は27億1,286万9,000円としております。このうち、建設改良費は12億746万1,000円、企業債償還金は4億539万3,000円、繰出金は10億円で、一般会計への繰出金であります。

雑支出は1万5,000円、予備費は1億円としております。

この結果、資本的収入からの資本的支出を引いた収支残は26億4,290万1,000円の収支不足となりますが、米印のとおり4つ目のぼつの過年度分損益勘定留保資金10億6,062万8,000円などを財源として補填することとしております。

(4)の継続費であります。継続費は、単一の工事で工期が1年を超えることが明らかなものについて設定しておりますが、企業局では改良工事に伴い、固定資産の除却費等が発生する場合、当該費用は営業費用となるため、アの営業費用とイの建設改良費に分けて計上しております。

上祝子発電所発電機自動制御装置更新工事は

平成30年度、31年度の2カ年事業で、アの営業費用として総額31万5,000円、イの建設改良費として総額7,354万9,000円の継続費の設定をお願いしております。

5ページをお開きください。

議案第18号平成30年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算であります。

(1)の業務の予定量であります。

年間総給水量は、13社との契約水量を踏まえ3,581万7,450立方メートルとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

表の左から2列目の平成30年度当初予算の欄をごらんください。

事業収益は3億7,498万2,000円としております。このうち、営業収益は3億2,868万1,000円で、主なものは給水収益であります。

営業外収益は4,630万1,000円で、主なものは受取利息であります。事業費は3億5,645万円としております。

このうち、営業費用は3億4,585万3,000円で、主なものは減価償却費や委託費であります。

営業外費用は59万7,000円で、主なものは支払い利息であります。

2つ下の予備費は1,000万円で、この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は1,853万2,000円となり、29年度に比べ663万4,000円の増となっております。

6ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。表の左から2列目、平成30年度当初予算の欄をごらんください。

資本的収入はございません。

資本的支出は3億1,900万8,000円としております。

このうち、建設改良費は2億4,328万6,000円

で、29年度に比べ1億9,090万9,000円の増となっておりますが、これは、高速凝集沈殿池設備更新工事の増等によるものであります。

企業債償還金は572万2,000円、借入金償還金は6,000万円で、電気事業会計への元金償還であります。

予備費は1,000万円で、この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は3億1,900万8,000円の収支不足となりますが、米印のとおり、3ポツ目の過年度分損益勘定留保資金2億4,126万6,000円などを財源として補填することとしております。

(4)の継続費であります。

工業用水道施設高速凝集沈殿池設備更新工事は、平成30年度から3カ年事業で、アの営業費用として総額3,024万円、イの建設改良費として総額7億1,064万円の継続費の設定をお願いしております。

7ページをお開きください。

議案第19号平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算であります。

(1)の業務の予定量であります。

年間施設利用者数は、第3期指定管理期間の設定目標であります3万3,500人としております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

表の左から2列目、平成30年度当初予算の欄をごらんください。

事業収益は2,462万4,000円としております。このうち、営業収益は2,173万1,000円で、主なものは指定管理者からの納付金である施設利用料であります。

営業外収益は289万3,000円で、主なものは受取利息であります。

事業費は2,340万3,000円としております。

このうち、営業費用は2,020万1,000円で、主なものは減価償却費であります。

営業外費用は120万2,000円で、主なものは消費税であります。

2つ下の予備費は200万円で、この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は122万1,000円となり、29年度に比べ19万1,000円の増となっております。

8ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。表の左から2列目、平成30年度当初予算の欄をごらんください。

資本的収入は出資金返還金70万円で、一ツ瀬川県民スポーツセンターの一般財団法人移行による返還金であります。

資本的支出は2,160万8,000円としております。

このうち、建設改良費は864万円、借入金償還金が996万8,000円で、電気事業会計への元金償還であります。

予備費は300万円で、この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は2,090万8,000円の収支不足となりますが、米印のとおり2ぽつ目の過年度分損益勘定留保資金1,082万9,000円などを財源として補填することとしております。

9ページをお開きください。

4の主な新規・重点事業であります。

まず、渡川発電所大規模改良事業であります。

(1)の事業の目的ですが、運用開始から60年以上が経過し、主要機器や基礎部に老朽化が見られるため、最新機器の導入等を行うものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は1億8,444万円とし、事業期間は平成27年度から33年度までを予定しており、30年度につきましては29年度に引き続き取り付け道路工事と水車発電機一

括更新工事を進めるものであります。

(3)の事業効果ですが、最新機器の導入により、発電所の総合的な運転信頼性が向上し、発生電力量が増加するとともに、固定価格買い取り制度の活用による収入の増加も見込まれるものであります。

10ページをごらんください。

新規事業「工業用水道施設高速凝集沈殿池設備更新工事」であります。

(1)の事業の目的ですが、この設備は工業用水道施設において水の濁りを取り除くための設備であり、運用開始から50年以上が経過し老朽化が見られるため、更新を行うものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は1億8,698万1,000円とし、事業期間は平成30年度から32年度で、設備4基を順次更新していく予定としております。

(3)の事業効果ですが、設備更新により、運用面で信頼性が向上するとともに、工業用水の安定供給が図られ、県北地区の産業振興に資するものであります。

11ページをお開きください。

新規事業「企業局地域防災力向上支援事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、地域貢献の一環として、企業局の水力発電所が立地する市町に対して防災用品を提供することにより、当該市町の防災力向上を支援するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は450万円とし、平成30年度と31年度の2年間で対象の6市4町が必要とする防災用品を、80万円を上限に提供することとしております。

(3)の事業効果ですが、発電所立地市町の防災力の向上が図られるとともに、地域貢献を

通じた企業局のPR、知名度の向上につながるものと考えております。

12ページをごらんください。

改善事業「企業局課題研究連携推進事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、県の試験研究機関と連携し、企業局に関連する課題の研究・調査を実施することにより、安定的な事業運営に資するとともに、研究成果の実用化による地域貢献及び県内産業の振興を図るものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は300万円、平成30年度から34年度までの5年間で、再生可能エネルギーの利活用などのテーマに即した研究に対しまして資金助成をするものであります。

(3)の事業効果ですが、企業局に関連する課題の解決や、研究成果の実用化による地域貢献及び県内産業の振興が図られるとともに、企業局のPR、知名度の向上につながるものと考えております。

13ページをお開きください。

その他の主要事業といたしまして、地域貢献の取り組みを推進するため、地方振興積立金を活用し、県営電気事業みやぎき創生基金の原資として一般会計に繰り出す(1)の企業局地域貢献事業10億円や、前回の精密点検から10年が経過するため、水車発電機等の精密点検を行うことにより、電力の安定供給を図る(2)の三財発電所水車発電機精密点検工事1億1,848万3,000円など、8つの事業を実施することとしております。

また、参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しておりますが、企業局地域貢献事業の一般会計繰出金10億円のほか、多目的ダム管理費用等によりまして、支出予定額の合計は24億7,624万7,000円としております。

最後に、14ページ以降に、企業局の各会計における財務状況をお示しするため、平成29年度の予定損益計算書と予定貸借対照表を参考としておつけしております。

30年度の当初予算についての説明は、以上であります。

○新見委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑があったら出していただけますでしょうか。

○函師委員 資料3ページの(2)収益的収入及び支出なんですけど、その中で、説明がなかったんですけども、財務収益の中の受け取り配当金が大きく伸びておるんですけど、これは九電からの配当が復活したと理解していいんですか。

○松田総務課長 おっしゃるとおりでございますまして、九州電力からの配当金が1株当たり20円ということで計上しております。

○函師委員 ちょっと教えてほしいんですが、これ、今までではマックスどれぐらいの配当があったのか、また今後もこれは順調な伸びを示すと期待していいのか、いかがでしょうか。

○松田総務課長 過去60円程度配当があった時期もございましたけれども、近年ですと一時配当がなくなりまして、原発事故以来です、復活して昨年度25円、来年度は20円を見込んでおります。

○函師委員 関連してなんですけど、この配当金を原資とした、開発事業の協議会がございます。これらも今後はまた新たな事業化が進んでいくと理解していいか、ちょっと予算とは外れてきますけど。その協議会にも、いい影響が出てくると理解してよろしいんでしょうか。

○松田総務課長 具体的なその事業の内容が今後どう展開されるかということには、ちょっと

現段階ではお答えできませんけれども、この配当を原資としまして、取り組みが検討されるのかなと考えております。

○函師委員 わかりました。

続けて、少し飛ぶんですが、説明資料の11ページでありましたが、新規事業のこの防災力向上支援事業なんですけど、これは当該市町には押しなべて全市町にこの事業が振り分けられるのか、もしくは必要とする、いわば手を挙げた市町にしか支援としてはされないのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○新穂経営企画監 この補助の対象は、発電所が立地する10市町を考えておりまして、まず来年度、その中の5市町ということで考えております。

○函師委員 2カ年で10市町全地域にこの金額が。後の用途については市町の判断でもろもろというところでしょうか。

○新穂経営企画監 そのとおりでありまして、中身につきましては各市町と協議しながら80万円を限度として防災用品を送ることとしております。

○太田委員 資料の9ページ、10ページの改良事業等ですが、この事業目的のところに、運用開始から60年経過してとか、50年経過がして、それぞれが老朽化が見られるということですが、本当に変えるべきときにきちんと変えておかないといけないと理解しておりますけど、これはやっぱり60年、50年とかいうのは耐用年数とかいうのがほぼ決まっていて判断されることか、もしくは傷みがひどいということである程度、主観的に対応できるものなのか、そのあたりはどうでしょうか。

○森本電気課長 発電所などは機械設備なので、耐用年数でいきますと二十数年ということでご

ざいます。あと土木設備あたりは40年とか50年とかございますが、どちらにしましても耐用年数以上にはずっと使ってきておまして、その様子を見ながら老朽化が進むということを考えながら、大体これぐらいのときには大きな改良工事をしていくというようなことを今、進めているところでございます。

○太田委員 わかりました。ということは、節約もしながら、しかし安全面も考えてきちっとやらせていただくということですね。そういうふう理解をいたします。

それから、13ページの参考のところには支出予定額というのが書いてあります。ここに地方消費税というのが書いてありますけど、これは企業局から国に直接、納めるものなのか、県に納めるという意味なのか。この予算を見てみると、消費税等ということで、国の消費税及び地方消費税納付額とかいうことで説明があるんですが、この場合の消費税というのは特別、この13ページには書き込まなくていいということになるんですか。ちょっとイメージが湧かなかったものですから、確認のため。

○平原副局長(総括) 消費税等というのは消費税と地方消費税の両方を言いまして、直接、両方とも国に一旦納めるのですが、そのうちから地方消費税ということで、正確にはそうではないのですが、我が県内に、返ってくるであろうということで、この知事部局等へのということで、県に貢献している分という額で、この地方消費税を計上しているところでございます。

○太田委員 わかりました。県に戻ってくるであろうということ貢献と、もちろん貢献をしてるわけですけどね。そういう表示ということですね。わかりました。

それから、12ページの企業局課題研究の事業

ですが、これは研究機関としては、県の試験研究機関と連携して、事業目的の中には書いてあるんですが、いいことだと思うんですけどね、こういう調査・研究しながら参考にしていくことだろうと思いますが、このスキームのところを見ますと、この中に県内企業とか、教育機関とか、関係団体というのも書いてありますが、これは県内企業のそういった研究部門に委託をするとかいうこともあるというイメージなんでしょうか。

○新穂経営企画監 窓口は県の公設試にお願いしたいと思っております。その公設試がどのようにその研究内容を組み立てるかで変わってくると思うんですけども、県内企業あるいは大学等々、共同で研究していただいて、成果を出していただくというようなことを考えております。

○太田委員 窓口として県が試験研究機関と連携するということですね。わかりました。

それから、これ、毎年聞いてイメージがなかなかつかめなかったんですが、例えば4ページのところの資金的収支不足額、これを過年度分損益勘定留保資金から持ってきますよということですが、この留保資金というもののこれまでの残高と言いますか、それは、現金として残っておるといようなイメージで聞いているんですが、減価償却の関係等が出るのかなと思っておりますが、例えばそういった過年度分損益勘定留保資金たるものが、例えば14ページ以降のこういった財務諸表の中でこういうものですよというふうに、何か表として出るんですか。よくこの言葉、留保資金というのはずっと言葉上、使われますよね。じゃあどれだけの留保資金があるのといったときに、これとこれを足したものですわとかいうようなことが説明できるんですか。

○松田総務課長 この留保資金につきましては、委員おっしゃいましたとおり減価償却費等が累積してきたというものでございますが、この14ページの貸借対照表で申し上げますと、真ん中から下のほうの流動資産というのがございます。206億円となっております。これから、その右側の流動負債27億程度を差し引きまして、そのほかの上にございますが、左側の資産の部の基金の欄、46億というのがございますが、こういった目的のある基金です、こういったものを差し引きまして計算いたしましたのが損益勘定留保資金と言いまして、使用する目的、特定の目的というのは特に定められていないということで、約105億円程度、この29年度の貸借対照表上はございます。

○太田委員 わかりました。何か一覧表で、今、こだけ残ってますよと、いうものが、どこか別表でも何かあるのかなと。そういうことです。お金、いいでしょう。わかりました。

○中野委員 今、太田委員の言ったことは、私は前回も言ったけど、この14ページの損益計算書と貸借対照表、そこにやっぱり減価償却費が何ぼとか、普通は出らんとおかしいわけ。みんな県だってやっとなし、国だってやっとなしね。この営業費用が本当は営業費用がある前にこの収益の部ってあるけど、全体の電気料、あるいは利息、配当金、そういうのがあって、電気事業の損益の、民間でいけば売上げの分やな、それが出てきて営業費用があって、ここに当期純益というのが普通は出るわけ。

それと、貸借対照表だってそうよ、流動資産のときは現金預金が99億9,000万円って書いて、この内訳が現金と預金、預金もいろいろあるわけ、定期預金とか。

それと、今、太田議員が言った短期投資、そ

の今言った預金の中に、投資とか。この間も言ったんだけど、損益計算書というのは商法に基づく損益計算書でね、今、国だってみんな日本銀行入れて、政府入れたのまでわかるようになって。何かこれじゃない。わざわざ参考にしとるけど、何の参考にもならんよ、これ。勘定科目も。

これ、勘定科目はみんな公営企業法にのっとった勘定科目。だけれど、その財務省の損益計算書になった場合はこんな勘定科目じゃないじゃろう。何のためにこれ、つけるのか、これ見たって全然わからん。前がないとわからん。これを見て、企業局の中身がわかるようにする、このために損益計算書やなんかつけるわけやからよ。ただつけばいいっちゃもんじゃないって。説明1回、こっただけ見ちゃったけど、何のことやら一つもわからん。まだ子供の小遣い帳のほうがわかる。何かこんな、一方見らんと中身がわからんのじゃあ。何のために参考にみんな国も県も損益計算書、貸借対照表。まず損益計算書に売上げがなくて当期で、逆算すれば売上げは出るわな。いや、私が間違えたら間違いつて言ってくれていいとよ。だって、損益計算書に年間の売上は何ぼになる。これ、電卓はじかんとわからんっちゃない。わかる。

○松田総務課長 収益の部に43億8,100万円というのが損益計算書は計上されておりますけれども、このうち、電力量が43億円ということになります。

○中野委員 だから、これは営業収益って書いてある、営業収益。普通は営業収益やから営業収益、九電からもらう電気料金があるわけやろ。それと株主配当があるじゃろ。利子配当があるやろ。そうすると、ここに、今言ったように、減価償却のどこにも出てこないんだよ。こんな

貸借対照表財務書類って初めて。去年もそうだったかもしれないけど、何か私、去年要望しとったと思うっちゃけども。局長、わからんやろ、これ見て。ただつければいいちゅう話。

○松田総務課長 今回、お出しいたしました損益計算書につきましては、営業費用ということで、一本で計上をしておりますけれども、その中身等については、また検討させていただきたいと思います。

○中野委員 営業費用というのは費用だから。その前に売り上げがあるわけ、収入が。副局長。だから、さっき言ったこと、これ見ればわかるわけや、損益計算書。私、去年も言ったと思うっちゃけどな、何か。だから本当はやっぱこれを見て、まとめて事業外固定資産とか書いてあるけど、こっちを見らんでいいためにこの資料があるわけや。だって左だって固定資産流動資産、だから固定資産の中に固定資産、今、だから聞こうと思っちゃったけど、今のダムなんかの減価償却、あと何年ぐらい耐用年数あるわけ。続きやけど。何かわからんように、わからんように書く感じで。まあいい。また1回、これ。

○松田総務課長 ちょっと説明が不足してございましたけれども、事項別資料をお配りしておりますが、そこに詳細は、記載はしておりますけれども、委員おっしゃいましたとおり、この損益計算書、貸借対照表の記載についてはまた御意見伺いながらちょっと検討させていただきたいと思います。

○中野委員 私の意見じゃないから、普通の商法、商業、会社法にのっとった一般、それに直さな。県の財政が、宮崎県のだって、まだ丁寧よ。病院局やらみんな出しとる。要望です。次1回、新年度になって、私、まだおるから。

○平原副局長(総括) 今、予算についてはさっ

き説明した3ページ以降で出しておりますが、あくまで29年度はまだ決算を迎えていないので、参考までに今、このような形にさせていただいたんですが、当然、今年度のを、来年度を判断しないといけないという御指摘であろうと思いますので、その辺については再度検討しまして、次の機会にしっかりと説明させていただきたいと思います。

○中野委員 これは参考にならん。だから今の仮決算、まだ決算やね、その分の内訳を書けばいいわけや。要望でいいです。

○平原副局長(総括) お話のとおりで検討させていただきたいと思います。済みません。

○横田委員 課題研究連携推進事業の研究とテーマの一例として、再生可能エネルギーの活用というふうに書いてありますけど、今、だんだん売電のメリットも少なくなってきましたよ。それに加えて自家消費とかそういう考え方もあると思うんですけど、これは一例として書いてあるだけで、もしかするとこれが採用されるかどうかわからないかもしれませんけど、再生可能エネルギーの将来性ちゅうか、そこをちょっと考え方をお聞かせいただけないでしょうか。

○新穂経営企画監 将来の可能性でしょうか。

国の目標といたしましては、2030年度までに全電力の24%程度を再生可能エネルギーにしようということで今、取り組んでいるところでありますが、フィットというのが、今、洋上風力とか、そういうふうに使われているところなんですけれども、今回のテーマにつきましては、我々ができる再生可能エネルギーというところで小水力というところをメインに考えております。

あるいは、今、県内でもたくさん太陽光発電

所ができていますけれども、そのメンテナンス等を合理化するとか、そのような研究テーマで一応考えているところでもあります。

○横田委員 前、ちょっとお聞きしたことがあったと思うんですけど、いわゆる河川を利用した小水力発電とか、そういう可能性のある場所があるんですかというふうにお尋ねしたときに、県内にはあんまりないという話を聞いたような気がするんですけど、今、日南ダムで小水力で発電所を始められましたけども、いわゆる既存のダムとかの水を利用しての小水力発電なんですかね。それとも一般河川の流水を利用した、それとか農業用水を利用した発電とか、いろいろ県外にはありますけども、そういったことも含めての水力発電、小水力発電ということなんでしょうか。

○新穂経営企画監 この課題研究連携推進事業で行う研究といいますのは、そういう小水力発電機器の性能とか効率化とか、そういう機械的なものの研究を考えております。

○中野委員 14ページの損益、これの短期投資ちゅうのは192億、短期投資。

○松田総務課長 これにつきましては定期預金でありますとか、債券等を計上しております、そのうち額としては固定資産のほうにございます基金を差し引いた額ということで192億ということで計上しております。

○徳重委員 小水力発電をずっと言ってこられたんですけども、県内にはもうそういう場所というのはそんなにないのかなと思っていますが、可能性はどれぐらいあるものか、ちょっと教えてください。

○上石開発企画監 おっしゃるとおり、県内の残ってる自然というのは、もう厳しいところだけになっていると思います。局としては今、進め

ていますけれども、発電所できる場所は、数はあるんでしょうけども、それが採算ベースに乗るかどうかとなったときに明らかに厳しいところがある中で、今までやっぱりつくりやすいところにどんどんつくっていきますので、残されているところは結構厳しいところになっていると思います。

企業局でも今、まだその次をやっているんですけど、それほど多くはないというふうに思っています。

○徳重委員 小水力となりますと、御案内のとおり水を必要とするわけですが、太陽光がもう近ごろなかなか、普及されていないような気がするんですよ。買い取り価格はもう半分ぐらいになったというようなお話なんですけど、投資額も相当少なくていいというようなことで、まだ十分採算が取れるという話も聞くんですけど、今の買い取り単価、これからまだ新しく設置しても採算ベースにあうと理解していいんですか。それとも今の単価では限界と皆さん方、見ていらっしゃるのか、専門家として教えていただくとありがたいと。

○上石開発企画監 御存じのように、太陽光、当初に比べて半分ぐらいの買い取り価格になると思います。ただ、機器のほうがおっしゃられたとおりどんどん、どんどん下がってますので、採算ベースから言うと、まだまだもう少し、いけるんだらうというふうに思います。

というのは、日本の国内の機器は高いんですけど、海外製はどんどん、どんどん下がってきてまして、国内でも海外のやつを使っているところは多くなってます。そういうところはもっと安くてもいけるんだらうと思います。

ただ、あんまりふえすぎると太陽光は調整能力がないものですから、そのところが今、ネッ

クになってきてまして、太陽光があまりふえ過ぎると、部分的に太陽光をとめないといけないという状態になってきます。そうすると、発電できるのは100%じゃなくて発電したうちの9割とか8割しか買ってもらえないとかいう状況が生まれてくるものですから、あんまり太陽光だけを使ってもできないという状態です。あとは採算ベース的にはもう少し、まだもっと行けるんだらうと思います。

○中野委員 ちょっと聞きたいっちゃん、今、至るところに太陽光発電、まだできてるし、それと単価は三十何ぼと安くなってる。まだそれでも採算がとれるということ。

今、九電の川内原子力は稼働し出したんですかね。従来のやつが稼働して、水力もって、それに太陽光。電気需要、供給オーバーになっていないかなと思ったりするっちゃん。そうすると、うちは何年か契約やからいいけど、近い将来を含めて、将来的には、今、九州電力は電気供給をどんなふうにとると。

○上石開発企画監 おっしゃられるように、電気はもう十分足りてるような状況になります。だから、先ほど申しましたように、昔つくられた方は無条件に買ってもらえるという契約をされてましたけども、新しい方は、もう買うときから、余ったらとめますよという条件がついた形で買ってもらいます。ですから、串間の小水力もそうですけども、新しい太陽光についてもそういう条件のもとになってくるんだらうと思われま。

○中野委員 ちょっと教えてほしい。今、みんな屋根にソーラーつけるよ。あれは確か、蓄電はできませんよね、一部でき出したと思っただけ。そこ辺を含めると、家庭のやつを売って、家庭は買うちゅう話か。

○上石開発企画監 家庭のやつは発電だけなんですけど、蓄電しようと思えばそれ相応のバッテリー設備とかを設けないといけないということになると思います。そういう使い方をすると、昼間発電して夜使えるので、家の中が使えるという。最近車ですよ、電気自動車に昼間、こう充電しちよって、その電気自動車の電気を夜、使うとか、そういう使い方もどんどん考えられてきてるんだと思います。

○中野委員 よく動力って電力、あれは普通のソーラー、ああいうのも動力の電源のもとになるわけですか、ようわからんけど、動力と普通の家電の電気って二通りあるじゃん。もともと発電したやつを動力と一般用に分けてするあのソーラー。うちも工場に動力で引っ張るとと安いわけ、金額が。あのソーラーなんかで電気つくったやつも動力になんか九電のほうで切りかえられるのかな。

○新穂経営企画監 動力と言われるのは、1層が200ボルトの3層式で供給してるのが動力と言われるもので、普通の低圧と言いますのは100単層200ボルトかあるいは単層100ボルトで供給してるのを低圧供給と言っております。太陽光パネルでやっても、インバーターで3層3線式で配電線に乗っけますので、もとは動力と同じ電気になります。

○中野委員 わかりました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時59分散会

平成30年 3 月 13 日 (火曜日)

午前 9 時 57 分再開

図 書 館 長	金 子 洋 士
美 術 館 副 館 長	四 位 久 光
総 合 博 物 館 長	長 友 重 俊
教 育 研 修 セ ン タ ー 所 長	坂 元 徹

出席委員 (7 人)

委 員 長	新 見 昌 安
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	太 田 清 海
委 員	図 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
教 育 次 長 (総 括)	片 寄 元 道
教 育 次 長 (教育政策担当)	飯 干 賢
教 育 次 長 (教育振興担当)	西 田 幸 一 郎
参 事 兼 総 務 課 長	亀 澤 保 彦
財 務 福 利 課 長	柚 木 崎 誠 一 朗
学 校 政 策 課 長	吉 田 郷 志
学 校 支 援 監	金 子 文 雄
特 別 支 援 教 育 室 長	川 越 浩 司
教 職 員 課 長	黒 木 健 一
生 涯 学 習 課 長	後 藤 克 文
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	古 木 克 浩
国 体 ・ 高 校 総 体 準 備 室 長	萩 尾 英 司
文 化 財 課 長	谷 口 武 範
人 権 同 和 教 育 室 長	米 村 公 俊

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	井 口 幸 子

○新見委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。当委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

平成30年度当初予算案等につきまして御説明させていただきます。

お手元の教育委員会の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、左側の目次をごらんください。

今回、御審議いただく議案は、議案第 1 号「平成30年度宮崎県一般会計予算」など 4 件であります。

また、その他報告事項といたしまして、平成30年 4 月 1 日付宮崎県教育委員会事務局等組織改正について報告させていただきます。

それでは、資料右側の 1 ページをごらんください。

教育委員会に係る平成30年度宮崎県一般会計予算、平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算並びに平成30年度宮崎県育英資金特別会計予算について、各課室別に一覧にしております。

平成30年度の当初予算額であります。表の下から 5 段目の太線枠の合計の欄をごらんください。

さい。一般会計の合計は1,097億9,934万8,000円
であります。

また、下から2段目の太線枠の合計の欄をご
らんください。

特別会計の合計は12億8,447万6,000円であり
まして、総計は、一番下の欄に記載しておりま
すように、1,110億8,382万4,000円であります。

2つ右の欄に、平成29年度当初予算額からの
増減額を示しておりますが、11億6,507万9,000
円の増、率にしまして、対前年比101.1%となっ
ております。

次に、2ページと3ページをお開きいただき、
ごらんいただきたいと思っております。

平成30年度の県教育委員会の主な事業を第二
次宮崎県教育振興基本計画の施策体系によって
整理し、お示ししております。

まず、資料の上のほうをごらんください。

第二次宮崎県教育振興基本計画は、宮崎県総
合計画、未来みやざき創造プランの分野別施策、
人づくりの部門別計画として位置づけておりま
す。

この計画は、5つの施策の目標で構成してい
りまして、資料の中ほどを縦にごらんいただき
ますと、施策の目標の1から5まで記載をされ
ております。

ここで、各目標に沿って、平成30年度の重点
事業を御説明いたします。

まず、施策の目標1、県民総ぐるみによる教
育の推進につきましては、右側に示しておりま
す事業の一番上、改善事業「みやざき心のバリ
アフリー推進事業」や3番目の「日本一の読書
県」を目指した総合推進事業などに取り組んで
まいります。

次に、施策の目標2、社会を生き抜く基盤を
育む教育の推進につきましては、右側の事業の

一番上、新規事業「高等学校における「通級に
おける指導」体制構築事業」や2番目の新規事
業「かけがえのない「いのち」を大切にする教
育推進事業」、また、3番目の改善事業「子ども
の学びを支える学力向上推進事業」などに取り
組んでまいります。

次に、施策の目標3、宮崎や日本、世界の将
来を担う人財を育む教育の推進につきましては、
右側の事業の一番上、改善事業「宮崎の教育グ
ローバル化推進事業」や3番目の改善事業「神
楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援事業」、
また、4番目の県立高校と県内企業のネットワ
ーク強化事業などに取り組んでまいります。

次に、施策の目標4、魅力ある教育を支える
体制や環境の整備・充実につきましては、右側
の事業の一番上、学び続ける教職員のキャリア
形成推進事業や2番目の県立学校老朽化対策事
業などに取り組んでまいります。

最後に、施策の目標5、生涯を通じて学び、
文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進につ
きましては、右側の事業の一番上、新規事業「本
で世代をつなぐ」読書活動推進事業」や3番目
の改善事業「みやざきの次代を担う少年競技力
育成事業」などに取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございますが、平成30
年度当初予算における新規・改善重点事業等の
詳細につきましては、この後、引き続き、担当
課室長から説明させていただきますので、御審
議のほどよろしく願いいたします。

○新見委員長 教育長の概要説明が終了しまし
た。

引き続き、説明をお願いいたしますが、3班
に分けて、それぞれ議案の説明と質疑を行い、
最後に総括質疑を行うことといたしますので、
御協力をよろしく願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、初めに、総務課、財務福利課、学校政策課の議案に関する説明を求めます。

○亀澤総務課長 それでは、総務課関係の当初予算について御説明いたします。

資料は、この厚い歳出予算説明資料をお願いしたいと思います。

ただいまの資料の総務課のインデックスのところがございます、443ページをお願いいたします。

総務課の当初予算額は、一般会計32億6,468万5,000円を計上しております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

めくっていただきまして、445ページをお願いいたします。

まず、上から5段目、(事項) 委員報酬の939万円であります。

これは、教育委員の報酬に要する経費でございます。

次に、中ほどの(目) 事務局費の(事項) 職員費の16億4,005万5,000円であります。

これは、教育委員会事務局職員のうち、下のほうに計上しております社会教育関係と保健体育関係を除く職員の人件費であります。

次に、下から2段目、(事項) 一般運営費の5,542万8,000円あります。

これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

次に、めくっていただきまして、446ページをお願いいたします。

下から4段目、(事項) 教育広報費の2,534

万9,000円あります。

これは、テレビによる教育広報番組制作放映に要する経費であります。

次のページをお願いいたします。

上から2段目、(事項) 教育研修センター費の9,044万6,000円あります。

これは、教育研修センターで取り組みます教育職員の研修や学校支援、教育相談等に要する経費でございます。

次に、中ほどの(目) 社会教育総務費の(事項) 職員費11億3,576万7,000円あります。

これは、事務局職員のうち、生涯学習課などの社会教育関係職員の人件費であります。

次に、その下の(目) 保健体育総務費の(事項) 職員費3億51万7,000円あります。

これは、事務局職員のうち、スポーツ振興課などの保健体育関係職員の人件費であります。

総務課につきましては、以上でございます。

○柚木崎財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

同じく、歳出予算説明資料、財務福利課のインデックスのところ、449ページをお願いいたします。

平成30年度の当初予算としまして、総額85億2,585万4,000円をお願いしております。

この内訳につきましては、1段下にあります、一般会計が72億4,137万8,000円、ページ中ほどにあります特別会計が12億8,447万6,000円あります。

以下、その主なものにつきまして御説明いたします。

451ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項) 維持管理費につきまして、10億9,556万6,000円を計上しております。

これは、県立学校の施設改修や修繕、防災対

策等に要する経費でございます。

一番下になりますが、説明欄の6、県立学校老朽化対策事業につきまして、6億9,500万円を計上しております。

これは、県立学校施設の約6割が築30年以上経過しているという状況で、老朽化対策が喫緊の課題となっておりますので、外壁や屋根防水等の改修工事を計画的に進めているところでございます。

次に、452ページをお開きください。

下から4段目にあります、(事項)教職員住宅費につきまして、1億5,523万3,000円を計上しております。

これは、説明欄にありますように、教職員住宅の維持修繕に要する経費及び建設費用の償還等に要する経費でございます。

次に、その下、(事項)高等学校就学支援事業費につきまして、28億7,066万6,000円を計上しております。

これは、高校生等の教育費負担軽減のため、授業料相当額の就学支援金等を支給する経費であります。

説明欄1の就学支援金につきまして、23億8,133万1,000円を計上しております。

これは、保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円、年収にいたしますと、約910万円程度未満の生徒に対して、授業料相当額を支給するものでございます。

453ページをお願いいたします。

一番上の説明欄の3、奨学のための給付金につきまして、4億6,147万3,000円を計上しております。

これは、授業料以外の教育費の負担を軽減するために、低所得世帯の生徒に対し、給付金を支給するものであります。

次に、その4段下の(事項)教職員福利厚生費につきまして、6,802万5,000円を計上しております。

これは、教職員の定期健康診断やストレスチェック、各種研修、相談事業などを実施するものであります。

続きまして、次の(事項)学力向上推進費につきまして、2億5,296万2,000円を計上しております。

これは、教育のIT化としまして、県立学校の生徒用コンピューターのリース費用等であります。

次に、454ページをお願いいたします。

上から4段目、(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、14億5,686万9,000円を計上しております。

これは、高等学校など41校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備などの運営費の経費でございます。

次の(事項)海洋高校実習船費につきまして、1億9,788万5,000円を計上しております。

これは、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」の実習航海や船体の検査等に要する経費であります。

次に、455ページをお願いいたします。

上から6段目、(事項)一般運営費(特別支援学校)につきまして、3億5,396万2,000円を計上しております。

これは、特別支援学校13校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備などの運営に要する経費でございます。

次の(事項)就学奨励費(特別支援学校)につきまして、1億7,730万4,000円を計上しております。

これは、特別支援学校就学奨励費としまして、

特別支援学校に就学する幼児、児童生徒の学用品や給食費などの経費を保護者の経済状況に応じて支援するものであります。

次に、456ページをお願いいたします。

上から2段目、(事項) 学校給食運営管理費につきまして、1億6,148万6,000円を計上しております。

これは、特別支援学校等14校分の給食調理業務委託に要する経費や給食調理施設の整備に要する経費であります。

次に、下から2段目、(事項) 文教施設災害復旧費につきまして、9,270万円を計上しております。

これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

一般会計の主な事項につきましては、以上であります。

続きまして、特別会計についてであります。

458ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。(事項) 高等学校実習費につきまして、2億3,563万1,000円を計上しております。

これは、農業系の学科を有する高校7校における農業実習に要する経費で、生産実習に必要な備品や材料の購入等に要する経費であります。

なお、財源内訳につきまして、生産物売り払い収入などの財産収入や繰越金となっております。

次に、459ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。

(事項) 育英事業費につきまして、10億4,884万5,000円を計上しております。

これは、高校生及び大学生等の育英資金の貸与や返還金の収納等の業務を行うものであります。

財源につきましては、一般会計からの繰入金及び繰越金のほか、返還金などの諸収入であります。

財務福利課からは以上であります。

○吉田学校政策課長 学校政策課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

同じ歳出予算説明資料の学校政策課のインデックスのところ、461ページをお開きください。

学校政策課の当初予算額は、11億988万7,000円を計上しております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

463ページをお開きください。

中ほどの(事項) 県立高等学校再編整備費5億7,717万7,000円であります。

説明欄の1の西都地区県立高等学校設置事業であります。新県立妻高等学校の開校に伴い、商業棟などを設置するための建築工事等を行うものであります。

その下の(事項) 学力向上推進費7,311万1,000円あります。

このうち、1の改善事業、子どもの学びを支える学力向上推進事業及び2の改善事業、宮崎の教育グローバル化推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明させていただきます。

464ページをお開きください。

一番上の(事項) 指導者養成費2億6,723万2,000円あります。

3の改善事業「英語教育改革に対応できる指導者育成事業」であります。平成32年度から始まる小学校中学年の外国語活動や小学校高学年における外国語教育の教科化及び大学入試共通テストの評価の新たな方針に対応できるよう、小中学校、高校の連携と教員の資質向上を図る

ものであります。

4の改善事業「宮崎の豊かな未来（あした）をつくる芸術教育総合支援事業」であります。本県の子供たちが、郷土宮崎の豊かな芸術文化資源を「知る」「育む」「つなげる」ことができるよう、指導者の実技力向上を図り、授業実践法を研究・開発するなど、芸術文化教育の総合的な支援を行うものであります。

一番下の（事項）生徒健全育成費にあります。5の改善事業「みやざきの子どもを守るネットトラブル対策事業」及び465ページになりますが、中ほどの（事項）就職支援活動促進費にあります。1の県立高校と県内企業のネットワーク強化事業につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

次に、常任委員会資料によりまして、新規・改善事業の主な事業を御説明いたします。

常任委員会資料（当初）の5ページをお開きください。

改善事業、子どもの学びを支える学力向上推進事業であります。

事業の目的・背景であります。本県小中学校における学力の現状につきましては、今年度の全国学力・学習状況調査の結果から、A問題、いわゆる知識に関する問題については、全国平均を上回ったものの、B問題、いわゆる活用に関する問題については、全国平均を下回る状況が続いております。

そこで、本事業は、本県の学力に係る課題の解決を図り、児童生徒の学力向上を一層推進するとともに、昨年改定されました、新学習指導要領の全面実施に向けた支援・指導体制の整備を図ることを目的として、これまでの学力向上

の事業の改善を図ったものであります。

事業の概要であります。予算額は1,307万円であり、全額特定財源でございます。

事業期間は、平成30年度から平成32年度までであります。

事業内容であります。本事業は3つのプロジェクトで構成されております。

①の実態把握と分析・活用に向けたプロジェクトでは、小学校4年生、5年生、中学校1年生、2年生を対象に、県独自の学力調査を実施し、集計を行います。この集計結果をもとに、指導主事や教職員で編成した分析チームによる本県児童生徒の学力の分析や具体的な解決策の検討を行います。

また、分析結果の周知と具体的な改善策の周知を目的に、各学校の研究主任を対象とした研修会を開催いたします。

次に、②の学校支援の充実に向けたプロジェクトでは、県と市町村が一体となった学力向上の充実を図ります。

具体的には、県と各市町村の学校教育主管課長、校長代表が一堂に会しまして、義務教育の課題解決に向けた協議や取り組みの検証等を行います。

また、各市町村が特に学力向上に支援が必要だと考える学校に対して、教育委員会でチームを編成し、職員の授業改善を目的に、年間を通して複数回訪問して、教職員の指導力の向上を図ります。

③の授業改善に向けたプロジェクトでは、本県の課題であります。活用する力の育成及び新学習指導要領の周知や移行に対応する取り組みを検討するために、指導教諭に加え、大学教授等とも連携したチームを設置します。それらを核として、授業づくり研修会、新学習指導要領

に係る説明会を開催し、課題の解決を図ってまいります。

事業効果であります。この3つのプロジェクトを強力に推進することで、本県の子供たちの学力向上及び新学習指導要領への円滑な移行を図られるものと考えております。

続きまして、6ページをごらんください。

改善事業、宮崎の教育グローバル化推進事業であります。

事業の目的・背景であります。急速な社会のグローバル化や競争の激化に対応しながら、本県の課題解決と希望と活力ある未来づくりを目指すグローバルとローカルの視点を持ったリーダーを育成するために、高校生のグローバル意識を充実させる取り組みを行うものであります。

事業の概要であります。予算額は304万4,000円であり、財源の一部に国庫補助を活用するものであります。

事業期間は、平成30年度から平成32年度であります。

事業の内容であります。①の留学支援担当者の研修会の実施については、各学校において生徒からの相談対応を充実させ、グローバル意識を高めるために指導方法の研修を実施します。

②の「ワールドキャンプ in h i n a t a」の実施では、県立高校生を対象に、ALTらと英語を使った活動等を行い、留学への興味・意欲を持たせるようにします。

これまで実施してきました、この2つの取り組みに加え、さらなる充実を図るため、次の③のアジアのひなたへ！グローバルリーダー育成プログラムの実施では、本県と海外の高校生の相互交流を行い、学校訪問やホームステイ等を行うプログラムを実施します。これによって、

グローバルな視点を持ち、ローカルな課題解決を目指す、グローバルリーダーを育成します。

④の短期派遣費用の補助では、国の補助金を活用して、海外派遣プログラムに参加する生徒に1人当たり6万円を補助するものいたします。

事業効果であります。学校や教員の留学に対する理解が深まるとともに、生徒たちが海外の人々と接すること等を通して、グローバル社会で生きていくことへの意識を高めることができます。

続きまして、7ページをごらんください。

改善事業、みやざきの子どもを守るネットトラブル対策事業であります。

事業の目的・背景であります。スマートフォン等の普及に伴い、若者が用いるコミュニケーション手段として、ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSが圧倒的な割合を占めるようになった状況の中、インターネット上で発生するトラブルも年々増加しております。

宮崎の子供たちの情報モラルやネットリテラシー向上のための取り組みを充実させるとともに、学校だけでは対応し切れないインターネット上の諸問題に対して、外部専門家の活用を図りながら、問題解決を図ることを目的とするものであります。

事業の概要であります。予算額は158万3,000円であり、全額一般財源でございます。

事業期間は、平成30年度から平成32年度であります。

事業内容であります。①のネットパトロールの実施では、掲示板やSNS等に悪意ある書き込みがないか調査・監視を行い、有害情報について関係学校に情報提供を行います。

次に、②のITアドバイザーの配置・派遣で

ありますが、県立学校等で開催する情報モラルに関する研修会に外部専門家を講師として、年間15回程度派遣いたします。

③のネットトラブル対応に係るホームページの改修であります。現在の県のホームページを改修し、スマートフォンからも見やすく、児童生徒が興味関心を持てるように、掲載情報を整理します。

また、ホームページ内の目安箱にSNS上のいじめに関する情報を画像として投稿できる機能を追加し、利便性の向上を図ります。

最後に、④の啓発用リーフレットの作成・配布であります。県内の児童生徒のネットトラブルに関する課題や対応をまとめた啓発用リーフレットを作成し、県内の全公立学校及び全市町村教育委員会に配布いたします。

事業効果であります。ネットパトロールや目安箱で収集した情報やITアドバイザーの専門的知識を活用して、ネットトラブルの未然防止・早期対応につなげることができます。

また、ホームページの改修により、児童生徒の情報モラルやネットリテラシーの向上に役立てることが期待できます。

続きまして、8ページをごらんください。

県立高校と県内企業のネットワーク強化事業でございます。

事業の目的・背景であります。本県高校生の県内就職率を上げ、若い世代を地元に残すことが急務の課題であります。

そこで、本事業は、平成29年度の取り組みを引き継ぎ、県立高校生等が県内企業の魅力を理解し、将来、宮崎で働くイメージを持つことができるよう、商工観光労働部と一体となって、高校と県内企業の連携を強化するものであります。

事業の概要であります。予算額は2,592万4,000円であり、財源にありますとおり、国の地方創生推進交付金等を活用するものであります。

事業期間は、地方創生推進交付金の活用事業として、平成30年度としております。

事業内容であります。①の生徒、保護者、教職員に県内企業の魅力を伝える取り組みでは、これまで職業系高校の就職を希望する生徒と保護者を対象に行ってまいりました企業見学会について、新たに職業系高校で進学を希望する生徒についても実施することとしております。

これは、進学する生徒も、将来、就職活動をする際に、県内企業をイメージしてもらうためのものであります。

また、就職支援エリアコーディネーターを県内就職率の低い工業高校等に配置し、県内企業の情報収集と発信に力を入れます。

次に、②の県内就職の状況や課題を共有する取り組みであります。就職支援エリアコーディネーターを中心にしてエリアネットワーク会議を開催するなど、高校と産業関係団体等とのつながりを一層強化してまいります。

また、就職支援エリアコーディネーターの職場訪問による卒業生の就職状況や定着状況の情報を学校が把握することによって、卒業生の相談対応などの支援が可能となると考えております。

最後に、③の「宮崎で働く」を意識する取り組みの推進であります。生徒の進路や専門性を生かすことができるインターンシップ等を実施してまいります。

事業効果であります。ネットワークを強化することにより、各地域で継続した企業理解に向けた取り組みが期待できること、また企業見

学会等の実施により、県内就職率の向上が期待できるとともに、進学する生徒も宮崎で働くイメージを持つことができるものであります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

恐れ入ります。決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の14ページをお開きください。

⑭の教育におけるICTの活用について、学校と遠隔地を結び、子供たちの新たな交流の場や、より高度な授業が受けられるよう機会をつくるなど、児童生徒の価値観の広がりや学力向上等につながるよう取り組むこととの指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

県立学校では、教育用パソコンや校内ネットワーク等の整備、職員研修の充実に取り組み、教育におけるICT活用を推進しているところでもあります。

これらの事業成果といたしましては、生徒用のコンピューター、タブレット及び無線LAN等の基盤整備が進み、それらを活用したさまざまな教育活動が行われております。

その一例として、今年度、宮崎大宮高等学校と宮崎西高等学校では、生徒が東京大学のインターネットライブ配信、高校生のための金曜特別講座を受講し、東大教授を初めとした著名人の話を聞くことによって、さらなる学習意欲の向上が見られるなどの成果がありました。

また、飯野高等学校では、月に1回程度、島根県立隠岐島前高等学校とテレビ会議を使ってさまざまな交流・学習活動を行っており、それぞれの地域が抱える課題に正面から向き合い、積極的なグループ討議を通して、互いに学習の成果を高め合うなど、距離を超えた遠隔地の学校との交流によって、生徒は大きな刺激を受けております。

今後とも、ICTを活用したさまざまな教育活動を通して、児童生徒の価値観の広がりや学習向上に努めるとともに、ICT機器の基盤整備に取り組んでまいります。

以上であります。

○金子学校支援監 引き続き、学校政策課であります。

お求めのありました、平成30年度学力向上の関連の当初予算をまとめましたので、説明をいたします。

恐れ入ります。別冊資料の1ページをお開きください。横向きの資料になります。

今回、平成30年度学力向上関連当初予算として、私どもとしましては、資料の中心に示しております、①中核となる事業、その外側に示しております、②学力向上に関する主な事業、一番外側に示しております、③学力向上を支える主な事業等の3つに分けてお示しております。

まず、資料の中心に示しております、①の中核となる事業をごらんください。

中核となる事業は、上下2つの事業で構成しております。上の段は、小中学校関係になりますが、改善事業として、子どもの学びを支える学力向上推進事業をお願いしております。

先ほど課長が御説明いたしましたが、この事業では、「学力の実態把握と分析・活用」、それから「学校支援の充実」、「授業改善」の3つの柱で取り組むこととしております。

下の段の高校関係では、“確かな学力”を育む高校授業改革推進事業として、「授業改革推進のための学校体制づくり」、「授業改革推進リーダーの任命及び研修会の実施」、「高校生を対象とした課題研究発表会、合同学習会の実施」を柱として、今年度に引き続き、取り組むこととしております。

次に、中核となる事業の外側に示しております、②学力向上に関する主な事業についてです。

枠の右上に示しております改善事業、宮崎の教育グローバル化推進事業や、その下にありません、高校生グローバル・リーダー育成支援事業、さらに、その下に示しております、改善事業、英語教育改革に対応できる指導者育成事業など、合わせて7つの事業に取り組んでまいります。

さらに、一番外側に、③としまして、学力向上を支える主な事業等としまして、資料の左上に示しております教職員の資質向上に関連の深い教育研修センター費、また、その下にありません、学び続ける教職員のキャリア形成推進事業、また、右端のほうにあります、教職員等派遣研修事業など、合わせて5つの事業などを位置づけております。

当初予算額は、資料の一番下にまとめてあります。

①の中核となる事業としまして1,801万円、②学力向上に関する主な事業としまして5,795万6,000円、③の学力向上を支える主な事業等としまして1億7,763万1,000円、総額2億5,359万7,000円を、平成30年度学力向上関係の当初予算としてお願いしているところであります。

説明は以上であります。

○新見委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

ここで、質疑があったら出していただけますでしょうか。

○図師委員 まず、委員会資料の5ページ、説明が詳しくあり、別冊の資料でも御説明いただいた内容なんですけど、これ、いわゆる秋田モデルを下敷きとした事業展開だと思われるんですけど、学力向上につながるの間違いはないと思うんですけど、具体的な、どのあたりの水準を目指

されているのかということと、あとは、この事業で秋田以外の取り組み、つまり、そのプラスアルファ、宮崎オリジナルの取り組みというのはどこにあるのか教えてください。

○金子学校支援監 まず、目指すべき水準についてなんですけど、当委員会でもいろいろ御意見いただきまして、まずは、全国平均を超えようということ。特に、先ほども説明がありましたが、A問題についてはどうにか全国平均に至ったんですが、B問題についてはまだまだ課題が多いということ。そこを何とか、全国平均までは、まず持っていきたい。さらには、どんどん高めていきたいというのが考えであります。

それから、事業につきましては、議員がおっしゃいましたように、秋田県の取り組み、あるいは北陸三県の取り組みなどを参考にさせていただいております。

この中で、どれがというと、ある意味、どこの県も取り組んでいるようなことだと言われてしまうとそこまでなんですけど、例えば、県独自の学力調査については、本県、小学校4年生から中学校3年生まで、全国学力調査を挟んで6年間で経緯を見ることができるといような取り組みを行っております。

また、学力アッププロジェクトチーム、これでいきますと、①のイの内容なんですけど、学力の分析とか、あるいは研修会の内容とか、そういったものを指導主事と、あるいは学校の先生方、あるいは③のほうに出ておりますが、大学の先生、そういった方々と一緒に、そういった対応のあり方を検討していく会議を持っておりまして、学力向上に役立てていきたいと考えております。

そういったところが、県独自の取り組みかなと考えております。

○**図師委員** 今、説明にあったとおり、秋田なり北陸なりのいいとこどりを詰められた事業だと思います。

もちろん、宮崎オリジナルというのもどんどんつけ加えていただきたいと思っておるんですが、秋田のほうでは、学力の独自の調査の結果、教科とか、学校単位で伸び悩んでいるところにつきましては、そういう、スーパーティーチャーのような、それこそ、ここにあるチームを編成して、外部からどんどん学校にサポート体制をとるような事業も展開されておったんですが、本県では、そういうような取り組みはないんでしょうか。

○**金子学校支援監** 秋田では、支援員というような方々が学校を回られるというようなことだったんですが、本県では、市町村支援チームというのを組みまして、教諭ではなくて、例えば、学校政策課、研修センター、それから教育事務所、それに市町村の指導主事がチームをつくりまして、学力に課題のある学校等を回って、直接、先生たちの指導をしていくような取り組みを行っております。

○**図師委員** 3カ年の事業ですので、3年目には、やはりこう秋田に近づくような成果が出てくるということを期待しております。

次の7ページの子どもを守るネットトラブル対策事業なんですが、これも本当に、非常に大切な事業だと思われるんですが、説明があったかと思うんですが、事業内容の一番のネットパトロールの実施というのは、誰がいつどのタイミングでされるのか、教えてください。

○**金子学校支援監** この事業につきましては、これまでも3年間取り組んできたんですが、委託しました外部の専門業者のほうに依頼をしております。

そこの業者のほうで週に1回程度、1時間、そういう掲示板等を中心に、定期的にネットパトロールを行うということになっております。

○**図師委員** 外部業者ということで、週に1回、1時間で全学校——この対象は小中学校になるんですかね——の把握をされているということでしょうか。

○**金子学校支援監** 外部の書き込みとか、いろんな誹謗中傷あるいは個人名の投稿とか、そういったものを見るわけなんですけど、規定では1時間程度なんですけど、日ごろ、そういったものをマークされておりますので、特に、県内で過去にそういうトラブルのあった部門とか、部署あたりをマークしながらやっておりますので、1時間で全体をカバーできるものと考えております。

○**図師委員** 改善事業、いわゆる継続事業になっておるわけなんですけど、前回、3カ年のその実績とといいますか、このパトロールによって、どのくらいのネットトラブルが未然に防げたものでしょうか。

○**金子学校支援監** ネットパトロールの過去の状況で言いますと、例えば、平成27年ですと253件、平成28年ですと189件、ことしはまだ途中なんですけど、11月の段階で160件となっております。少しずつ減ってきておるんですが、実は、昔は掲示板みたいなところにどんどん書き込みがあって、その件数がたくさんあったんですが、今は、御存じのとおり、SNSでクローズの部分がふえてまいりまして、なかなかそこまで立ち入れないというような現状があるのは確かです。

○**図師委員** 最後にしますが、このネットトラブル、おっしゃるとおり、SNS上で見つける、発見できるものと、もちろん、個人攻撃をされ

ている場合ですと、被害に遭っている子供の携帯とか、パソコンでしか発見はできませんので、そのあたりのトラブルもぜひ解消につなげていただきたいんですが、そういう個人攻撃を受けている子供が先生なり、また、こういう専門業者なりにうまくこうSOSを出せるような体制というのは整えられているんでしょうか。

○金子学校支援監 この事業の中の③のところのイのほうに、目安箱サイトというのが書いてあると思うんですが、これにつきましては、メール等で投稿できるようなサイトになっておりまして、それを見ますと、何も投稿しなくても解決策というか、そういったものが大体書いてあります。そういうものと、実際に問題のあるものについては、学校政策課のほうに送られてきまして、関係機関と連携しながら解決を図るような形をとっております。

今回、改善事業としましては、画像で投稿できるようなシステムに変えまして、より子供たちが気軽に投稿できるような形に変えていきたいと考えております。

○凶師委員 今、画像で送ってもらえるような形はいいと思います。実際のリアルなやりとりが、その画面を見れば、問題性があるかどうかすぐわかるでしょうから。さらなるこの事業の活用を期待しております。

○新見委員長 関連で質疑はございませんか。

○横田委員 済みません。私、あんまり詳しくなくてよくわからないんですけど、この事業内容①のところ、悪意ある書き込み等の調査とかありますけれど、何かプライバシーに入り込むことにはならないのかなと思うんですけど、そういうことじゃないんですかね。どうやってその調査をするのかがよくわからないものですから。

○金子学校支援監 例えば、よくあるのが個人の誹謗中傷みたいなものがありまして、個人の名前、学校名とか、そういったものが投稿されてしまうと、本人は全く知らないとか、学校も気づいていないというようなことがあります。そういった情報がこのネットパトロールあたりで発見されますと、学校政策課に送られてきまして、関係学校のほうに通報しまして、対応していただくというような取り組みが多いです。

○横田委員 今、凶師委員も言われましたけれど、いわゆる個人のスマートフォンとか、ラインとか、そんなやつでいろいろいじめとかが行われている場合とかはなかなか発見できないということなんですか。

○金子学校支援監 SNS等でクローズになっているものについては、なかなか外部から見ることは困難な状況にあります。そのために、本人たちがそういう悩みを相談できるような体制でカバーしていくというふうに考えております。

○横田委員 ②の情報モラル教育の指導・助言とか、ネットリテラシーの向上というふうに書いてありますけれど、これは、教師に対する指導・助言ということなんでしょうか。

○金子学校支援監 これまでの実績でいきますと、学校とか、あるいは保護者、あるいは子供対象などそれぞれです。

○中野委員 ちょっといろいろ聞きたいと思います。

まず、452ページ。教職員住宅、今、この教職員住宅というのはどれぐらいあるんですか。それと、今の稼働率というか、利用している。校長官舎ですか、これは何ですか。

○柚木崎財務福利課長 教職員住宅につきましては、一般の教員等が入る住宅と、あと校長住宅というものもございます。合わせまして411戸

ございます。入居が250戸、平成29年度は入居率が60.8%というような状況でございます。

○中野委員 この教職員住宅へ1億5,500万、違うか、維持修理費が7,200万、維持費はわかりますけれど、その下の教職員住宅建設資金償還金等、これは何ですか。

○柚木崎財務福利課長 現在は新築等はやっておりませんが、これまで、教職員住宅は、公立学校共済組合のほうで建築をしております。それを建築後に、県が、償還していくと。まずは共済組合で建ててもらって、その分を県が隔年で払っていくと。それが、残っているのがあと70宅分ございます。今、どんどん完了しておりますので、ゆくゆくはゼロになる見込みではございます。

○中野委員 今、入居者が6割ぐらい。これは、ずっと、大体、平均してそんなもんですか。6割というと4割あいているという話やけれど、この教職員住宅についての考え方はどうなんですか。修理費ばかり出て行って、半分ぐらいしか入らんというような現実。

○柚木崎財務福利課長 御指摘のとおり、やはり稼働率を効果的に上げていきたいと思っております。

それで、現在、新しい住宅はもう建設しないと。老朽化していったものは取り壊し等も随時検討しております。

あと、全庁的に、総務部総務課のほうと、これは長寿命化計画も兼ねてですけれども、何とか相互利用できないかといったような検討も今始めているところでございます。ことしから、そういったことを検討して行って、例えば、ある地域に教職員住宅しかないなら、知事部局の職員が入れないかとか、そういったことも今後は考えていくことにしております。

○中野委員 いや、もう、恐らく6割の稼働率というのは、今に始まった話じゃないやろうと思うんですよね。ぜひ、全体で利用できるような、縦割りじゃなくて、そこ辺をしっかりと。結局、空き部屋にすると、普通以上に傷むんですよ。ぜひその辺。

それと、あと、453ページ、このIT化、タブレットの経費。私は、この間いろいろ見とったら、よその市ではこのタブレットなんかで学力がかなり向上したとか、これはいい話だと思うんです。

これは、上げ方としてはどうなんですか。財務福利課で上げる話か、例えば、学校政策課とか、学力向上のところで、教育のIT化とかいうのを、大きいタイトルの中に、私は入って行くと思うとやけれど。

○柚木崎財務福利課長 いわゆる、固定化された部分について、うちのほうが管理費として持っている。タブレット等につきましても、やっぱり政策的に進めていくのは学校政策課のほうで整備の検討等をお願いしているところでございます。

また、今回の組織改正等で、その辺も踏まえて、より効果的な事業ができるように考えております。財務福利課としましては、いわゆる一般維持費ということで、ここに計上しております。

○中野委員 維持費だけでここにあるけれど、今、小学校4年生ぐらいでもパソコンみたいなことをやっていたりとか、まとめて大きな教育の政策として、今からのIT化という項目を何か立てて、これはしっかりとやるべきじゃないですか。ただ維持管理だけこっちに上げるとか、これはなかなか見る機会がないけれど、やっぱりここは今から力を入れんといかん分野でしょ

う。学校政策課、どうですか。

○吉田学校政策課長 先ほどの別冊資料のほうの図の左上のほうにも、学力向上に関する主な事業として、県立学校教育の情報化推進事業とあります。ここでも2,300万ほど、タブレットの整備等に計上しておりますけれど、年度、同じ程度の予算をかけながら、順次、各学校へのタブレットの配置を進めていっているところであります。

○中野委員 いやいや、だから、それはわかっているわけ。何で財務福利課に学力向上で上がるかということ。そんなもん、タブレットの分をやめれば、一遍に経費が見られるようにすべきじゃないかと。

○亀澤総務課長 ちょっと補足して説明させていただきます。実を言いますと、本日の委員会資料に組織改正等を上げておりますが、今、ICT関係については、基本的には、そういう政策的なところは、今、学校政策課のほうでやっておるんでございますが、一部の事業について、財務福利課でやっているということもございまして、次年度に向けては、財務福利課の業務を、今度新しくつくる課のほうに移管する形で進めております。

それで、いわゆるICTに対しては一元化という形になります。ただ、義務教育に関しては、どうしても市町村主導でございますので、高校部門の県立部門にそこを集中するという方向で、今、進めておるところでございます。

○中野委員 ぜひ、そういうことで。

それから、463ページ、産業教育審議会及び学校教育改革推進協議会開催等に要する経費、まあ、大した金額じゃないですけど、不勉強できょう初めて。これは、具体的に何をするところですか。

○吉田学校政策課長 まず、産業教育審議会ですが、大体2年をサイクルに、産業教育の、例えば、工業について今後の工業教育をどうするか、商業教育をどうするかという視点を設けまして、そこに、外部有識者等に来ていただきまして、協議して方向性を答申してもらうというような仕組みが、この産業教育審議会であります。

この2の学校教育改革推進協議会と申しますのは、高等学校の教育整備に関して、統廃合を含めた今後の高等学校のあり方、そういったものを審議していただいて、またそこから答申ももらって、例えば、この前の教育整備計画に反映させるというようなことを行っている、そういう協議会であります。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 452ページ、財務福利課の件で説明がありましたが、補正のときにもありました、高校生の高校就学支援事業で、所得制限等があるということで、それを示されましたが、ちょっともう一回、前年度所得が幾らかとかいう金額と、この適用を受ける方が何人ぐらいいらっしゃるのかというところをお願いします。

○柚木崎財務福利課長 就学支援金、いわゆる授業料相当額の支給につきましては、前年度の市町村民税、所得割額が30万4,200円未満と、標準的な家庭で年収を考えますと、およそ910万円未満と若干高額であると思っておりますけれども、これで約9割の生徒が対象となるんですけれども、見込みでいきますと、来年度、約2万3,000人の生徒数に対しまして、現在の予算上での見込みは2万1,222名を見込んでおります。

○太田委員 はい、わかりました。

それと、今度は資料のほうに行きますが、3つほどあります。

5ページの、先ほど議論になったところで、学力向上の関係ですが、学力というのは、できたら、出された課題に対して100点に近いのが一番いいわけであって、多少、他県との比較というところで、よかった悪かったとかいう意向もあったりするんですが、やっぱり課題に対して100点に近いような方向に持っていくことにしないと、それぞれ全県、努力して、もう100に近くなって、宮崎県だけが、今までは60点ぐらいなものが90点になったけれど、やっぱり最下位だったとかという比較では、何かちょっとつらいんじゃないかなと思って。100点に向かって、この学力が向上するという方向に考えを持ったほうがいいんじゃないかなという気持ちなんですけど、いかがでしょうか。他県との比較であると、いわゆる数字が動いて、常に比較されているというのも何かつらいような、完璧なものに対して、どんだけの差があったのかという視点を持っていたほうがいいんじゃないかなと思っただけです。だから、いかがでしょうか。

○金子学校支援監 やはり、指導する以上は100点を目指すというのは非常に大事なことだと思っております。現状としまして、なかなか、十分力がついていない子供たちも本県には多いものですから、現在やっているのが、下位の子供たちも引き上げて、できるだけ学校の格差がなくなるように。先ほども申し上げましたが、下位の子供たちを、平均に近づけていくような形で、全体の学力の向上を図っていきたいということで、それが県民の願いではないかなということで、取り組んでいるところです。

いろんな学校で、キャッチフレーズで言っているんですけど、子供たちにとって、わかる、できる授業をやっていきたいと思いますというように、現在取り組んでおります。

○太田委員 考え方ですから、これがどうだということではないんですけど、例えば、家庭によっては、非常に貧しい家庭とか、そういう、もう、教育に構っておれない環境にある子供たちも含めて、頑張ろうねって先生たちが訴えかけてやるわけだから、なかなか全体的に、難しいと思うんですよね。そういうところも見ながら、ひとつ頑張っていたらいいなと思っていて、

私の経験でも、中学校ぐらいまでは100点近いものは、通常にやっておれば誰でもとれていたと思うんです。ところが、高校に入って実力テストみたいなものを受けてみたら、英語だったら、30点か40点しか、自分自身、とれなかったこともあるものですから、いわゆる、教科書だけやっちょっちゃだめなんだよというのを、高校生になって初めて教えられた気持ちになって、ああ、高校のテストというのは大人のテストだになって、あの当時、思ったことがあります。

だから、そういう意味では、もう数学でも70点とったら、よくできたねと言われましたけれど、100点に至っていないんだからおかしいんじゃないかなというようにもあって、一応、そういう気持ちで何か頑張っていたらいいなと思っていて、

それから、次に行きますが、6ページのグローバル化推進事業ですけど、これ、私たちの時代にも1年間ほど海外に留学した同級生がいました。彼も、1年海外に留学して、1年間おくれて、また在学して、そのことを活用して、かなり立派な社会人として、経済人として頑張っている人がおるんですけど、これ、今、2週間以上とか1年未満、私は1年未満が留学かなと思ってたんですけど、今、1年留学というのが何人ぐらいいらっしゃるのか、それから2週

間程度、短期の留学をする人たちがどのくらいいらっしやるのかというのをちょっと教えてください。

○吉田学校政策課長 本年度の最終的な数字になるとと思いますが、具体的に申し上げますと、一応、2週間以上を留学という定義をしておりますが、全部で38名おりまして、3カ月以上の長期で行った生徒が6名、短期としております2週間以上3カ月未満が32名という状況になっております。

○太田委員 はい、わかりました。

それと、7ページのこのネットトラブルの関係ですが、本当に、このいじめみたいなものは、大人になってもつらいものがあるって、特に、ネット関係での言葉遣いというのは、最近、桃太郎さんの話のおばあちゃんが桃を拾い上げたのをどうのこうのというのがテレビでも新聞でもよく出ていますけれど、あの辺の、投稿している、その文字を見ると、非常に短絡的で、極めて感覚的で、この人はどういう気持ちで言っているのかなという余韻をいっぱい残すような。ああいう電気信号での文字、個性のない文字だから、この投稿者はどんな気持ちで言っているんだろうかなとかいうのが、非常にわかりづらかったり、今度は逆に憶測が生じて、聞き手のほうがつらくなるような雰囲気があると思うんですね。私ども、議員としていろいろ活動しているときに、やっぱり抗議を受けたりするんですよ。中には、手紙できちっと自分の直筆で書いて、あなたはいけないと思いますよ。これは考え違いじゃないですかという手紙を受けるけれど、それは直筆で書いてあるからよくわかるんですよ。ああ、なるほど、こういう思いで私に対して注文をつけているんだなというのが。ネット上のあれは何か、そこ辺が子供にとってはつ

らく感じることになるだろうなと思ったりします。

それで、これ、どうしようもないんですけど、言葉としては、「汝の信じる道を行け、人は言うに任せよ」というような言葉があります。ある程度、学校教育の中でも、いろんなことを言う人がおるかもしれんけれど、おまえが信じちよる道を行けと、人は言うに任せればいいがというような、やり過ぎず能力も何かこう教えていくことも必要ではないかなと。一々気にしていたら大変な言葉がいっぱい返ってくるものですから、人は言うに任せよというような感じの、道徳教育といえますか、受け流し方も今から先の教育の中では必要じゃないかなと、そんな気持ちもあるんですが、いかがでしょうか。

○金子学校支援監 委員がおっしゃいますように、子供たちは非常に純粋な子もおりますので、こういうネットトラブル等で傷つく子供たちも多いように感じております。

そういうことの対応としまして、例えば、学校で情報モラル教育というようなことで、加害者にもならないし、被害者にもならないような勉強を、小中高ともやっております。

先ほど話にありました、ITアドバイザーあたりも、具体的にこういうトラブルが起きていますよというようなことで、そういった情報提供していただいたり、あるいは福祉のほうでDVDをつくっております、ちょっとしたメールのやりとりで相手が傷ついてしまうような事例等を取り上げているようなDVDの活用等も広まっておりますので、そういう機会を通じて、きちっと指導していくことも学校の役割かなと考えております。

○太田委員 なかなか難しい状況にありますが、わかりました。

それと、最後になります、8ページの県内企業とのネットワーク強化事業の関係で、4番目の②のところ、卒業生からの就労や離職に関する相談、最近、こういう卒業生に対してもお世話しますよというのが入ってきたように思うんですけど、これは非常にいいことだと思うんですね。実態としてはどんなですかね、卒業生からそういう相談を受けたり、頑張っているよというようなところのメッセージが、お互い伝わってくると思うんですが、実態はいかがなものでしょうか。

○吉田学校政策課長 当然、卒業生から学校に相談があるというケースも多いんですけど、エリアネットワーク会議とここに書いてありますが、これは就職支援コーディネーターが各企業ですとか、いろんな人たちを集めまして、そこで情報交換をする。そして、このコーディネーターが各企業を回って、実際にその生徒の状況を、卒業生本人から聞く、あるいは会社から聞くということで、学校が仕入れる情報以上の情報をこのコーディネーターから仕入れて、そして新たに学校からアプローチをしてフォローするというような体制が今できておりまして、その部分をさらにこう活用していきたいと思っております。

○太田委員 ぜひ、卒業生もやっぱり社会の荒波にもまれて、いろいろ考えるところがあったり、もしくは相談すべきこともあるのかなと思って質問いたしました。

それから、これは提案というか、結局、若者に県内に就職してもらって残すということが、宮崎県としての大きな課題になっていきますけれど、ふと思うのは、法人県民税とか、ああいったものを標準課税以上いただいて、その分を原資にして、若者の賃金の補填とか、もしくは住

宅費の補填とか、何かそんなことも考えてもいいんじゃないかなと、国が考えないかんことかもしれないかもしれませんが、法人税あたりのところからでも。やっぱり企業としても、若者が県内に残って地域の産業が発展するということも、会社組織から見たら非常に大事なことだろうと思うので、多少、そういった視点からの法人税等に対しての対応をしながら、その分を原資にして残していくということも、給付していくというか、支援をしていくという手法も将来考えられることになるという気もいたします。これは、提案ということで聞いてほしい、そういう対応も将来していかないと、日本の全体的な経済が回らなくなってくることも出てくるんじゃないかなと、ふと思ったところであります。

特別意見は求めませんが、政策としては、そんなものもあるかもしれないというふうに伝えておきたいと思います。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 まず、8ページの、県立高校、県内企業のネットワーク強化事業2,600万。これ、インターンシップは別に予算が上がっているんですか。

○吉田学校政策課長 このネットワーク強化事業の予算の内訳としましては、コーディネーターの人件費が主なところであります。

○中野委員 いや、これ以外に高校生の就職関係で、前はインターンシップとか、そういう費用もこれ以外にあるのかなのかということ聞いてみる。

○吉田学校政策課長 申しわけありません。その事業内容の③のところにもありますが、インターンシップに対して予算をつけておりまして、例えば、職員が企業を巡回する際の旅費で

すとか、書類の発送の費用ですとか、そういったところに用いております。

○中野委員 私の言い方が悪いのかな。私は、高校生の就職、こういうやつで今までインターシップとかあったやないですか。今度は、これがネットワーク強化事業になって2,500万。これ以外に、そういう高校生の県内就職を促進するための別の予算があるのですかと聞いている。

○吉田学校政策課長 まだ、知事部局、商工観光労働部のほうで予算化して、私立学校も含めて対応している部分がございます。

○中野委員 たしか5,000万ぐらいあったと思うとるけれど、教育委員会としてはこれですね。

○吉田学校政策課長 はい、そのとおりになります。

○中野委員 ほかにないわけですね。

○吉田学校政策課長 教育委員会、県立高校についてはこれだけあります。

○中野委員 はい。いや、私ね、今、県外就職率がワーストワンかツーになって、これ、本当に教育委員会が対応すべきことかなと思って。いやいや、本当。

それで、本庄高校なんかも地元8割ですよ。それと、都城商業高校、都城農業高校、これなんか8割ぐらい。だから、今、県内で、就職者の割合が特に高い高校、これは調査しているんですか。

○吉田学校政策課長 校種によって特徴がありまして、おっしゃった総合学科は、県内就職率が非常に高いんですが、そのほかに商業系の高校が高い状況にありまして、あと、工業系、水産系、こういう技術系の県外就職率がほかの校種に比べて高い状況にあります。

○中野委員 いや、だから、それはわかっとなるわけです、大体。だから、それを数字的に、県

立高校のやつを分析していますかということを知っている。

○吉田学校政策課長 各学校の状況、それから校種別の状況を把握しております。

それを比較して、数値として出しますと、中学生や保護者等が誤解して解釈する可能性があるのもので、個別には発表していませんが、集約はしております。

○中野委員 いや、個別に学校ごとに、県内就職者、県外就職は何ぼですよと、こんなの、外に出さんという話はどういうこと、個別に出せんという。

例えば、本庄高校は、就職者、ずうっと出ていて、県内県外とちゃんと出ていますよ。学校は発表しとるでしょう、そんなもん。

○吉田学校政策課長 この県内県外企業の割合を公表しますと、最初からこの割合を決めて進路指導を行われるといいですか、マイナスイメージといいますか、そこが大きいと判断して、個別の発表はしていないというところでもあります。

○中野委員 ちょっと、ごめんなさい。学校の就職先、卒業式なんか行ってごらん。みんな、県外県内就職というのが出てるっちゃない。

○吉田学校政策課長 学校の中ではそれぞれ発表していると思いますが、それを一覧に比較はしていないということだったんですけれど、例えば、校種別のデータですとか、そういうところは今後どうするかということは、また学校政策課内で検討しなければいけないと思います。

○中野委員 いやいや、そんなのは検討する話じゃないよ。出すか出さんかで、実態を調べているかどうかでしょう。そんなのを検討するか何とか言うから前に進まんわけで、じゃあ、私が聞きますよ。県内の高校で、県内県外、5

割超しているところというのはどこですか。

○吉田学校政策課長 工業高校と水産系の高校だけが5割を切っていて、あとの校種では5割を超えております。

○中野委員 それはわかるとるって。だから、私が言いたいのは、そういう、工業系じゃないですか。結局、こういう事業を見ると、みんな、全県一律にやりますという話じゃ、これね。だから、もうちょっと、分析すれば、工業系の人が県外へ行きたい、県内に残りたい。だから、この間から言っているように、県内に残りたいけれど、県内に自分の希望する職種がないとか、そこら辺を分析すれば、そこからされては。行政が個人の将来のことやから、県内に残りなさいとか、そんな話ではないと私は思うんで。ましてや、やっぱりうちの場合、過去20年ぐらいに製造業事業所というのが2,500から1,500に減っているわけよ。最近の有効求人倍率は1.5とか、それぐらいかな、製造業、2までは行っていない。これからは、結局、企業が自分のところで人を集めんと生き残れんわけですよ。

だから、私が言いたいのは、特に、そういう工業系に、いつでも門戸を開いて、企業の方が説明会に来たいとか言えば、そういうことをどんどんやらせて、工業系を、極端な言い方、じゃあ、そこから何の業種が足らんとか、そういう分析をせんと。

ただ、県内、全体では50を超えたのかな。そういうことで、これを2,500万かけて、じゃあ、本庄高校で何をすると、みんな、8割は県内に行っていますよ、都城の高校も8割行っていますよ、こんなのは当てはまらんよ。

○吉田学校政策課長 おっしゃるとおり、工業系が、それでも年々、企業理解が進んでふえているところではあるんですけども、新聞にも

ありましたが、今回、工業界と工業高校とが連携して、県内企業理解を進めたり、あるいは今回エリアコーディネーターを、今まで商業高校等に配置していたのを工業高校に配置して、さらに県内就職、企業理解というのを進める取り組みをすることであります。

○中野委員 私は、トータルで、ちらっと見たけれど、かなり商工観光労働部は商工観光労働部でやっているし、もうちょっと、そこら辺を分析して、エリアコーディネーターとか、もう、企業なんかそんな人、相手にしていませんよ。実際、いかに確保するか。学校の窓口がオープンになれば、私はまだ、こんなに本当、私は、こんなこと言うと、現実的、かなり、すると、あのデータ、県が言っているデータって、あれは県立高校だけですよね、たしか。

○吉田学校政策課長 教育委員会で発表しているのはそうですが、順位が出ていますのは、学校基本調査という国の調査を、集計してまとめたものであります。ですので、全て入っております。

○中野委員 入っている。やっぱりもうちょっと集中的に、分析して。これね、やっぱり工業系なんかは自分の技術を生かすために、県外に行きたいとかある。こんな人を無理矢理、県内にとめる必要は私はないと思うな、逆に。いや、本当、自分の人生。ということで、もうちょっとそこら辺がね。何かこんな事業をつくと私はもったいないと思うな。ぜひもうちょっと分析して。ことしの新規事業だから、いろいろ議論してください。

次のグローバル化教育の300万円。この間、ちょっとネットを見ていたら、外国からの留学生の人数が一番低いところは宮崎県と。この留学生の受け入れとかいうのはどこが窓口かな。

総合政策部やろうか。

○吉田学校政策課長 少々お待ちください。

○新見委員長 この間、ほかにございませんか。

○片寄教育次長(総括) 留学生についてのお尋ねでございますけれども、大きくは大学に入ってきて、大学とか専門学校に来ている留学生が……。

○中野委員 窓口。

○片寄教育次長(総括) 県でやっているのは、留学生に対する生活支援とか、そういったものがメインで留学生にかかわっている状況かと理解しております、この窓口としては、商工観光労働部のオールみやざき営業課で、在留外国人とか、国際化全般の窓口になっておりますので、主として、商工観光労働部の課で対応していることになるんじゃないかなと考えております。

○中野委員 だから、私、前からグローバル人材とか、どこら辺からこれを教育するかというと、小学生なんかは、自分が将来なりたいかと、まあ、いいかげんなことを言っているぐらいでね。小学校とか、その辺では、自分で人生は決め切っとらんなと思ったけん、これ、私、いいことだと思ったけれど、やっぱり、こんなのをやるとすると、県内の語学力もあわせて。それと、これとあわせてやけれど、今度、小学校から英語教育が入りますよね。これは、ちょっと関連ないのかな。もう一つ。それで、学力向上、確かに、私も前からいろいろ言っておるように、勉強が全てじゃない、しつけもあわせて大事だと思う。だけど、一応はああいうふうに、全国ランクがつけば、やっぱりそれは上を目指して頑張るべきだと思いますよ。だから、去年もことしも、8月ごろ、楽しみにしとるとやけれど、大体、国語A、算数Aは上がったけれど、それ

ぞれBはまだ四十何番とか。だから、やっぱりどこに問題があるかということのをいろいろ分析するわけで。それともう一つ、県内学力を分析とかいろいろ出たけれど、全国学力テストの分析とかあわせて、じゃあ、その全国学力と県内でやっとなる学力、これの点数、それはどうなっていますか、全体的に、比較して。

○金子学校支援監 宮崎学力・学習状況調査につきましては、県内の子供たちの他の学年からの引き継ぎになりますので、現在、集計システムをつくりまして、過去の全国学力調査の結果も引き継ぎまして、その変化を見られるような資料ができるようになっています。

例えば、市町村ごとに、前回の学力調査に比べて、今回、向上したのか、あるいは下がったのか、それぞれの市町村で判断できるような状況になります。

今後は、それがどんどん積み重なってまいりまして、個人の結果も、個人がこう、例えば、小学校4年生から5年生、6年生となるに従って向上している、下がっているとか、そういったものがわかるような資料が出てくるようになっております。

○中野委員 端的に言うと、全国と宮崎県のテストの点数の平均というのは、どちらが高いですか。

○金子学校支援監 県で実施している学力調査については、もう県の平均しか出ませんので、全国との比較はできないんですが、全国学力調査でいきますと、先ほど委員がおっしゃいましたように、B問題のほうで、全国平均を下回っているような状況にありますので、まだ、全国平均までは至っておりません。

○中野委員 いや、私が聞きたいのは、全国学力テストと県内でやっとなる学力テスト、中身は

わからんけれど、例えば、平均点数がどっちが高いかというので、どっちが難しい問題かなというのを端的に聞きたいだけで。

○金子学校支援監 問題の内容については、全国学力調査と変わらないような水準で実施しております。A問題、B問題をちゃんと分けて、全国に通じるような問題で実施しております。

○中野委員 そうしたら、もう何も、2回もする必要ないよね。県内もやる必要がないよね。それだったら。まあ、いいです。

それと、一生懸命やっているのはわかる。やっぱりこれは小学校の先生たちの、校長先生の意識問題だと、私は思いますよ。だから、今度の自民党会合で、綾と国富町に、全家屋1万何ぼにあれをべたべた張ってみんな配ろうと思う。そうすると、町会議員なんかちょっとこう、いろいろ意識持って話が出てくるとか、そういう、やっぱり学校の先生だね。AはよくてBは悪いというの、これはやっぱり何かそこに、指導のあれがあるっちゃんないかな、わからんけれどね。

そして、やっぱり研修とか、そこ辺見ると、さっきの説明で、学校ごとに大体、平均点数がわかるじゃないですか。そういうところを、例えば、三、四年間ずうっと平均したら、ずうっとA学校は平均よりか悪いとか、傾向が出るでしょう、傾向。やっぱりそういうところに重点的に力を入れて指導していくとか。さっき聞いたとったら、そういうところは校長先生に依頼して云々と説明があったけれど、そういうことをもうちょっと、同じ教科書を使っとして、やっぱりそこだけ極端に学力が低いということは、何か問題があるわけで、そこ辺をしっかり分析するなり、まだ、それ、出しなさいとは言わんけれど。

○金子学校支援監 本年度の学力向上に関する

取り組みにつきましては、先ほど申しあげました、県のチーム等で分析をしまして、3つの課題が明らかになったところです。

一つは、学校間の格差、それと基礎A問題については、どうにかクリアしたんですが、基礎基本はやはりまだ十分ではないということで、基礎基本の確実な定着、それともう一点が活用する力、これがB問題に関する一番の要因なんですけれど、特に、この改善事業では、そういう、活用する力をどうやって高めていくか、そういったものを大学の先生とか、スーパーティーチャーとか、現場の先生とか、もちろん、指導主事等も含めたチームで検討しまして、それを克服するような取り組みを進めていくようにしたいと考えております。

そういったものを、具体的に、研修会とか、あるいは校長先生方に学力調査の結果を伝えて、校長先生方にもそういう情報提供をしたりしまして、各学校がそれぞれの実態に応じて、積極的に、そういう学力向上対策がとれるような取り組みを進めていきたいと考えています。

○中野委員 私もそれは一遍に上がるとは思っていませんよ。やっぱり少しずつでも努力の結果が出ればいいわと思う。ぜひ、もうちょっと具体的に頑張ってください。

それと、せっかくだらないうちのこの表、高校と義務教育は入っていますけれど、やっぱり義務教育の結果が高校でも反映されると思うんです。だから、これは、義務教育と高校の学力向上、これ、一緒になっていますよね、みんな。私も、義務教育は、今、いろいろ議論してるわけで、義務教育の学力向上はどういう対応をしようかなと思って期待しとったけれど、やっぱり高校と義務教育を分けてください。一緒じゃあ。それから、直接授業にかかわることと、間

接的に学力向上に出る項目とか、ぜひ、そこ辺もちよつと。

○金子学校支援監 組織再編等も後ほど説明があると思うんですが、今度、義務教育につきましては、これまでもそのつもりではあったんですけど、やはり市町村との関係というのが非常に大きいわけでありますので、そういう連携をさらに深めながら、義務教育の確実な学力向上というか、そういったものを高めるような手だてをとっていきたいと考えております。

○中野委員 まず、校長を中心に、トップ次第、校長にやっぱり、そういう学力向上を、上げるというような気持ちとか、そういうことになってもらわんと、一担当の先生が頑張ってもだめやなと思う。そういう、全体的な雰囲気をつくって。教育長、率先してお願いします。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 458ページの高等学校の、農業高校の実習経費ということで、2億3,563万1,000円ということで上がっておりますが、前年度からすると、2,500万も減っている数字が上げてありますが、これはどういう理由でしょうか。

○柚木崎財務福利課長 前年対比で2,361万3,000円の減となっておりますけれども、これは、繰越金がちょっと余剰に、7,000万程度これまでであったその部分を、今年度、大型の備品等を購入いたしました。ダンプとかトラクターとか、そういったものを今年度に購入して、予算額がふえております。その購入が一応完了したということで、繰越金も3,000万程度に減らしたんですけれども、それに伴って、当初予算額が減ったものでございます。

○徳重委員 御案内のとおり、農業高校というのは、年々就業者も減ってくるような中で、新しい技術を、どんどん農業高校は取り入れてい

かなければ、意欲が増してこない、新規の就農者も少なくなっていくというようなことで、IT化もかなり進んでおると思うんですよ。農業高校の新しい技術を習得させるための方策は考えていらっしゃるのか、ハウス経営でもそうありますが、いろんな形をとるということになりますと相当経費がかかるわけですよ。

新しい技術の導入を、農業高校でも、初歩的なものでもいいから、こういう形で、今後、農業が進んでいくんだと、経営していかなきゃいけないと、そういうものの取り入れは毎年されるものか、どういう形になっているんですか。

○吉田学校政策課長 昨年度も、次世代アグリリーダー育成事業等で、農業の後継者、担い手を育成するという取り組みで、その一つに、国の指定を受けてスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールを高鍋農業に持ってくるんですとか、あるいは担い手の育成として、農業大学あるいは大学と連携して技術の向上を図る共同研究をする、それからインターンシップ、デュアルシステムで農業法人と連携してその技術を農業高校に持ち込むというような取り組みを行っております。

○徳重委員 やはり学校でも、例えば、県内の優秀な農業経営をされているシステムを導入してやっていくと。学校でやっていかなければ、農家に行ってもそんなに全てを聞くわけにいきませんし、それぞれ経営者は忙しいわけですから、やっぱり学校で、そういういいシステムがあるんだったら、そういったものを導入して、こういうやり方をしていたらいいんじゃないかというようなことで、勉強させるのも、農業高校の役目だと、私はこう思うんですよね。

ただ、協働でやる協働でやるじゃなくて、やっぱり学校で基本的なものをしっかり教えるとい

うことがないと、なかなか興味が湧いてこない
と、見ただけでは、自分で実際にやらないと、
意欲が湧いてこないと、こう思うんですが、い
かがでしょうか。

○吉田学校政策課長 おっしゃるとおり、みず
から取り組まないと興味・関心が湧かないです
ので、やはり実際にやっている農業経営者です
とか、農業法人の取り組みを教職員が取り入れ
て、それをまた生徒に還元するという組み
みが必要だと思いますし、今後、取り組んでい
きたいと思っています。

○徳重委員 そのために、学校にそれだけ、小
さい施設でもいいです。研究施設みたいなのを
つくってやらないと、私は意味がないと思うん
ですよ。言葉だけでやりますやりますと言っ
ただけでは、私は前に進まない。どうしても、
もう専門高校というのは何校しかないわけ
ですから、そういった学校には、やっぱり地域性
もあるでしょうし、だから、それなりのもの
を取り入れる前向きな姿勢をぜひ、予算をつ
けないと全く進まないと思いますので、そ
ういう考え方がないのか、もう一回、お答
えください。

○吉田学校政策課長 その一つが国の事業を
取り入れた取り組みだと思ひまして、例えば、
ここでは模擬の株式会社を農業高校の中につ
くって、製品の生産から加工・販売までを一
遍に勉強するシステム、研究所じゃないん
ですけども、そういったことを国の予算を
使って研究するというような取り組みもあ
りますので、そのあたりを核にして広げ
ていけると思ひます。

○徳重委員 現在の農業高校の中で、ど
こかの学校が取り入れているんですか
ね。教えてください。

○吉田学校政策課長 高鍋農業高校が指
定をとっております。

○横田委員 今のことに関連してです
けれど、この農業実習事業に関する経費
の1億9,900万というのは、農業高
校で生産した農産物の販売収入とか、
そういうことなんですかね。

○柚木崎財務福利課長 基本的に、生
産物の売り上げでございます。

○横田委員 じゃあ、例えば、商業高
校とか工業高校の実習に要する経費とい
うのはどこから出るわけですか。

○柚木崎財務福利課長 これ以外につ
きましては、一般会計での支出になり
ます。例えば、海洋高校なんかも、マ
グロの実習とかやっておりますけれど
も、一般会計から予算化しております。

○横田委員 確かに、農業高校以外
は販売するようなものはつくらない
と思うから、それはしようがないかな
と思うんですけど、やっぱり農業高
校も、先ほど徳重委員も言われたよ
うな、同じような意味合いで一般会
計からもう少し入れて、実習を充
実させてもいいんじゃないかな
というふうにも思うんですけど、そ
こらあたりはいかがでしょう。

○柚木崎財務福利課長 基本的に、
やはりペイできないといけないとい
うことで、農業高校で特別会計を
やっておりますが、また、逆に特
別会計の苦しさというのもござい
まして、売り上げが上がらないと
歳出予算もなかなか組みづら
いという面もございまして。

それで、産業教育設備整備とい
うものもございまして、そういった
ものも活用しながら、農業高校
等の備品の購入とか、そういった
ものにも実際に充てている状況
はございまして。

○横田委員 農産物は、御存じの
ように、相場もので、高かったり
安かったりしますよね。それで、
たまたまその年が、例えば、野
菜にして

も何にしても、すごく安かったら、なかなかこれ、ペイするだけの予算は確保できないんじゃないかなというふうに思いますので、そこらあたりを考えて、少し柔軟な考えで取り組んでいただければと、これは要望ということでお願いします。

それと、県内企業のネットワーク強化事業ですけれど、これを見ると、工業高校とか職業系高校が対象というふうに思いますけれど、前にも言ったことがあると思うんですけど、やっぱり県外の大学に進学をして、そして卒業した後には県内に帰ってもらうということもすごく大事なことだと思うんですけどね。そのためには、普通科高校の生徒に対しても、県内企業の情報を提供するというはすごく大事なことだと思うんですけど、そこらあたりの考えというのはないのでしょうか。

○吉田学校政策課長 そのためではないんですが、一つは、このキャリア教育が小中学校の段階から非常に充実が必要ということで、県内で働く魅力ですとか、そういったことを小中学校の段階からずっと、そういう情報を提供していくということ、それから、もう一つは、知事部局のほうで保護者のメールアドレスを希望者から集めまして、県外に進学した方にも県内企業の情報を配信するといったようなことを行っていると聞いています。

○横田委員 今の取り組みは、多分、富山かどこかでも何かやっていたように思うんですけど、ぜひ、そういった、保護者を利用しての情報提供といいますか、積極的にやっていただきたいなと思います。

それと、済みません、もう一つ。

○新見委員長 はい、どうぞ。

○横田委員 教育グローバル化の推進事業です

けれど、これは、国際社会に通用する能力とかグローバルな視点、経験を持つ人をつくるために、例えば、海外派遣の費用の一部を助成するとか、そういった、いろんな事業をするということなんですが、こういう人材をつくっても、結局、地元に残ってもらわないと、地域の貢献というのはできないと思うんですけど、地元に残ってもらうための担保になるような取り組みといいますか、そういうのは何か考えておられるんですか。

○吉田学校政策課長 まさに、このグローバルという造語で示しておりますけれど、グローバルな視点を持って、ローカルに活動するという生徒を育てるというのも一つの目的ですので、そういった視点を持って、またふるさとにどう、何ができるのか、また、海外から日本、それから宮崎を見るという、そういう姿勢を養っていくという意味も含めた、このグローバルリーダー育成ということで対応しているところです。

○横田委員 済みません。だから、そのグローバル人材に県内に残っていただいて、県のために働いてもらうための事業じゃないのかなというふうに理解しているんですけど、県内に残ってもらわなかったら何もならんわけですので、残ってもらえるような取り組みは何か考えていらっしゃるのか。

○四本教育長 基本的に、教育委員会の施策が全て県内に高校生とかに残ってもらうということを目指しているわけではない、海外であれ、日本全体であれ雄飛するということも、それがだめだということは、教育では、私はないと思いますよ。

ここで、今、グローバルと言っているのは、例えば、海外に、台湾にことし行きましたけれども、そこで、台湾の人の生活を見る、あるいは

は学生の生活ぶりを見る、そういうのもって、ある意味では、日本のよさ、ふるさとのよさを認識して、実際、私もそれに行った高校生のお話を聞きましたけれども、「私は、それでふるさとのよさを再発見しました」という子供もいるわけで、そういうことがまさにグローバルということではないかなと思います。

ただ、これ全てが、何が何でも県内に就職しなさい、残りなさいということを目指しているわけでは、私はないと思っております。

○横田委員 わかりました。例えば、いつも言われるんですけど、県立看護大に入学した生徒が県外に就職すると、それはそれで、例えば、高校だってそうですよね、県立高校を卒業した子供たちが県外に行く。私がさっき言ったのは、それはおかしいじゃないかというのと同じような理屈ですよ。

○四本教育長 2年ぐらい前から、本県の就職する高校生の県内就職率が全国最低であるということでもって、この問題が急にクローズアップされてきたわけですが、それより昔だって、ほとんど最低か、お尻から2番目、3番目のレベルでずっと来ていたわけですね。それについて、最近、景気がいいということで、企業の人手不足感ということがあって、これを何とかしなきゃいけないということが出てきたわけです。

それは、確かに、何とかしないと、地域に残る子供がいなくなるわけですから、地域が成り立たないわけですが、しかし、その全てを、さあ、おまえたちは何が何でも県内に残れ、県内に就職しろというわけには、教育現場としては、それはいかないと思います。やはりそれは、その子供の一生の問題ですから、何が何でも、おまえは、いいや、絶対に県内に残れという言い方は、少なくとも学校の個別の進路指導

の場面においては言えない。しかし、何とかしなきゃいけないんで、小学校、中学校でキャリア教育あるいは地域を理解する教育をやって、そして地元の、郷土のよさというのをわかって、そして、何とか地元に残るといことも理解をさせようということであると思います。いいですかね。

○横田委員 教育長の熱弁にすごく感動して、よく理解できました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 ちょっと予算内容がわからんのが、けれど、今、ある校長先生が、うちの高校は早期離職が一番少ないんです、と自慢にしている。果たして、それが自慢になるのかなと思っている。結局、今、高校生でも、ああ、そういう予算入ると、まず。その、早期離職の対策や何か入っている、これ。

○吉田学校政策課長 教員は授業がありますので、就職支援エリアコーディネーターが、一つその企業を回って、きめ細かにそれを補充するように回る。エリアコーディネーターが企業からの情報を集めて、それで、まだ、やめる前に、例えば、高校の教員が卒業生に接触するというようなフォローは、このエリアコーディネーターでできているところであります。

○中野委員 私は、途中離職というのは、やめてニートになるとかいうのは別よ、別。だけれど、高校に入って、自分が入ったところが、全然、自分の考えるところと違ってしまったとか、社長が言ったことと違ってしまったと、私は、そういうの、当然もう、長い将来やから、別に問題視する必要はないと思っています。そこで頑張れ頑張れという人やない、逆に。長い人生で、やっぱり自分に合った職業につきたいというのは、もうこれは当然の話で、それを無理やり何とか

頑張れとか。今、働くところは何ぼでもあるわけやから。

○**四本教育長** 委員おっしゃるとおりの面もあると思います。

ただ、パーセンテージというか、早期離職する子供が多いとかいうことになると、やっぱりそれはちょっと問題で、例えば、それは就職する前に、その企業というものをよくわかっていなかったんじゃないかということで、特に、県内企業については一生懸命その見学会をやって十分理解をした上で就職させると、それによって、少し早期離職ということを少なくしていくということも、やっぱりちょっと考えないといけないと思っています。何が何でも離職をしたらいかんとか、そういうことではもちろんないわけで。

それから、高校が卒業生の、そういうものについての相談窓口になるということは、やはり離職をした後に、じゃあ、ここがだめだったんだったら、こういうところもあるよということも、高校としての相談の内容でありますので、その辺もあると思います。

○**中野委員** 今、一概に早期離職が悪いような感じになっとる、私は、そうじゃないな。やっぱり、今言ったように、最初、ちょっと説明を聞いてそこに行ったとか、行ったら全然違うという話やから。あと、ニートとか、そんなのはちゃんと指導してもいいけれど、別に新しいところに行きたいというのは、そんなに、私は問題にする話じゃない、今のこのグローバルの社会で。そういう、エリアコーディネーターも無理やりそこに残れとか、そんな話じゃないやろうなと思って、一応、意見だけ。

○**新見委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**新見委員長** ないようですので、以上をもって、総務課、財務福利課、学校政策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時7分再開

○**新見委員長** 委員会を再開いたします。

特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○**川越特別支援教育室長** 特別支援教育室の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料をお願いいたします。

特別支援教育室のインデックスのところ、469ページをお開きください。

予算額は、一般会計2億4,244万7,000円を計上しております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

471ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の(事項)県立特別支援学校整備費に1億4,258万5,000円を計上しておりますが、これは、説明欄の1にございます特別支援学校教育環境整備事業の経費であります。

教室不足等の状況が特に顕著な都城きりしま支援学校と日向ひまわり支援学校に校舎を増築するため、今年度は設計委託を行ったところですが、次年度は平成31年度設置に向け工事を行う予定ですので、その工事請負費となっております。

また、みなみのかぜ支援学校におきましては、平成32年度の校舎増築に向けた設計委託を行う予定でありますので、その委託料となっております。

次に、その2段下であります、(事項) 特別支援教育振興費に9,986万2,000円を計上しております。

このうち、説明欄の4にあります特別支援学校医療的ケア実施事業に5,560万2,000円を計上しておりますが、これは、特別支援学校において、常時、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安全で安心な学校生活を送るために、看護師を配置するものであります。

次に、説明欄の9の県立高等学校生活支援充実事業に2,253万円を計上しておりますが、これは、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように、教室移動等の介助を行う生活支援員を配置するものであります。

次に、説明欄の13にあります改善事業「みやぎ心のバリアフリー推進事業」に522万円を計上しておりますが、これは、障がいのある児童生徒等と障がいのない児童生徒等と一緒に文化・芸術・スポーツ活動を通じた交流及び共同学習を実施し、互いを認め合える共生社会の形成に向けた人づくりを行うものであります。

次に、説明欄の14にあります新規事業「高等学校における「通級による指導」体制構築事業」に301万6,000円を計上しておりますが、これは、国の委託事業でありまして、高等学校に在籍する障がいのある生徒への教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を充実するために、通級による指導体制の構築を図るものであります。

詳細につきましては、後ほど常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは、引き続き、常任委員会資料により

御説明をいたします。

常任委員会資料(当初)の9ページをお開きください。

新規事業、高等学校における「通級による指導」体制構築事業でございます。

事業の目的・背景であります、小中学校におきまして、ほとんどの時間を通常の学級で受けながら、一部、障がいの特性に応じた指導を通級指導教室という場で受けている児童生徒が、全国及び本県におきましても増加傾向にあり、そのほとんどが高等学校に進学しているという現状があります。

そのような状況から、平成30年4月から、国におきまして、高等学校における通級による指導が制度化されることになり、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた指導及び支援を充実させるため、拠点となる高等学校における通級による指導体制の構築を図るものであります。

次に、事業の概要であります、予算額は301万6,000円でありまして、財源は全額国庫支出金を活用いたします。

事業期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

事業内容ですが、まず、①の通級による指導を生かす校内体制の構築では、学科や学級全体の生徒を対象とする指導から、個々の特性や教育的ニーズに応じた指導へつなぐ校内体制の構築のための研修会の開催や外部専門家等を活用した取り組みを行います。

これは、高等学校が組織的に、特別支援教育を推進する体制を構築するための取り組みであります。

次に、②の通級による指導の導入に関する研究であります、通級による指導の導入に向け

た各学校の研究に関する情報交換や課題解決に向けた指導者研究協議会の開催、専門研修会への参加や先進事例視察等の担当者の指導力向上研修の実施、自立活動の指導内容や指導計画の作成等に関する特別支援学校との連携強化を図ります。

これは、通級による指導の担当者を養成するとともに、生徒への指導の充実を図るための取り組みであります。

次に、③の啓発に関する取り組みですが、拠点となる高等学校の通級担当者による研修会の開催、高等学校の管理職等を対象とした研修会の開催、通級による指導の手引きの作成を行います。

これは、中学校と高等学校の連携を強化するとともに、通級による指導を実施していない高等学校への啓発を図る取り組みであります。

最後に、事業効果であります。担当教員の指導力の向上を図りながら、生徒の多様な学びに対応した校内体制の構築を図ることができるものと考えております。

また、高等学校と中学校、特別支援学校等の連携の強化により、生徒の個々の特性や教育的ニーズに応じた指導や支援を受けることができるものと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○黒木教職員課長 教職員課関係について御説明いたします。

恐れ入ります。歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、教職員課のインデックスのところ、473ページをお願いいたします。

一般会計954億6,017万7,000円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

475ページをお開きください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。11億358万8,000円を計上しております。

説明欄をごらんください。

1の教職員人事管理に要する経費として、2,810万1,000円を計上しております。

これは、教職員の採用試験や職員表彰、資質向上等に必要な経費であります。

内訳の(3)学び続ける教職員のキャリア形成推進事業は、教職員みずからがキャリアデザインを描きながら、主体的に資質向上を図るための取り組みなどを推進することにより、学び続ける教職員の育成を目指す事業であります。

次に、2の学校非常勤職員、賃金職員、学校医等の配置に要する経費に10億7,548万7,000円を計上しております。

これは、非常勤職員及び講師、賃金職員、学校医等の配置に必要な報酬や賃金等の経費であります。

476ページをお開きください。

一番上の(事項)退職手当費についてであります。

退職手当に要する経費といたしまして、90億5,854万7,000円を計上しております。

次に、学校種ごとの教職員の職員費及び旅費についてであります。

まず、中ほどの項の欄の小中学校費であります。が、(事項)職員費に350億7,102万7,000円を計上しております。

これは、教職員の給料や職員手当等及び共済費であります。

また、その下の段の(事項)旅費に1億4,668万円を計上しております。

477ページをごらんください。

一番上の項の欄の中学校費であります、上から3段目の(事項)職員費に227億3,272万7,000円を、(事項)旅費に1億4,934万4,000円を、中ほどの項の欄の高等学校費であります、(事項)職員費に183億7,688万9,000円を、(事項)旅費に1億8,485万6,000円を、一番下の項の欄の特別支援学校費につきましては、478ページをお開きください。

上から2番目の(事項)職員費に85億7,445万円を、(事項)旅費に5,135万9,000円を計上しております。

当初予算についての説明は以上であります。

続きまして、提出議案について御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料15ページをお開きください。

議案第27号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります、国における義務教育費国庫負担金の算定方法が見直されたことなどを踏まえまして、所要の改正を行うものであります。

次に、2の国の動向についてであります、表にありますとおり、3項目の教員特殊業務手当額の2割引き上げを国は実施をしております。

続いて、3の改正内容についてであります、修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務につきましては、国の見直しを踏まえ、手当額をそれぞれ2割引き上げるものであります。

部活動指導業務につきましては、今回、新たに2時間以上3時間未満2,000円の区分を設け、支給対象を拡大するものであります。

なお、今回、改正が必要となりますのは、4の改正条例に記載しております、教育委員会が所管する2つの条例でございます。

最後に、施行日は、5にありますとおり、平成30年4月1日からといたします。

説明は以上であります。

○後藤生涯学習課長 生涯学習課関係の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、479ページをお開きください。

一般会計予算で6億6,788万8,000円を計上しております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

481ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)成人青少年教育費に7,521万2,000円を計上しております。

主なものとしては、説明欄の5、「日本一の読書県」を目指した総合推進事業に1,851万8,000円を計上しております。

読書は、知識を得たり、心を耕したり、社会を生き抜く力を養ったりする上で大変重要なものであるため、県立図書館や学校、家庭、地域等との連携により、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進し、「日本一の読書県」を目指すものであります。

次に、その下の欄の6、改善事業「みやざき地域学校パートナーシップ推進事業」に4,780万2,000円を計上しております。

この事業は、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、次世代を担う子供たちの成長を支える活動を推進する体制整備や、それらの取り組みを担う人材育成、さらに普及啓発を一体的に行い、県民一人一人が教育の当事者としての意識で取り組む県民総ぐるみによる教育の推

進を図るものであります。

事業内容としては、(1) 地域と学校の連携・協働に係る体制整備では、国庫補助を活用し、市町村への補助事業を行います。これまでの学校支援地域本部を基盤として、連携・協働活動を強化した地域学校協働チームの設置を支援し、学習支援や放課後、土曜日等の教育支援や地域活動への参画など、地域の実情に応じた連携・協働活動を推進するものであります。

(2) 地域と学校の連携・協働活動推進のための人材育成普及啓発では、地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員等の研修会を実施するとともに、これまで実施してきた地域学校協働活動に係る表彰式に加え、すぐれた取り組みの事例発表や講演等を新たに組み込み、幅広い県民を対象とした県民フォーラムを開催するものであります。

次に、482ページをお開きください。

上から4段目、(事項) 図書館費に1億2,704万6,000円を計上しております。

このうち、説明欄の1、管理運営費は、県立図書館の光熱水費や施設整備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費であります。

また、同じ欄の3、県立図書館老朽化対策事業は、老朽化対策として、屋上防水の改修工事を行うものであります。

続きまして、下の段(事項) 図書館サービス推進費に1億1,468万1,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の1、県民の読書を支える図書館づくり事業に4,124万円を計上しております。

これは、県立図書館の利便性向上や知の拠点としての蔵書を充実させることで、全県的な読書環境の向上を図るものであります。

その下の説明欄の2、図書館サービス費に6,723万円を計上しております。

これは、主に図書の貸出、返却、整理など、館内サービス等に要するコンピューターシステムの保守リース代や図書館カウンタースタッフの人件費などであります。

また、同じ説明欄の9、新規事業「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業」につきましては、後ほど委員会資料にて御説明いたします。

次に、483ページをごらんください。

上から4段目、(事項) 美術館費に2億5,711万8,000円を計上しております。

このうち、説明欄の2、管理運営費は、県立美術館の光熱水費や施設・設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費であります。

また、同じ欄の4、県立美術館老朽化対策事業は、老朽化対策として、空調設備の改修工事を行うものであります。

続きまして、下の段、(事項) 美術館普及活動事業費に6,953万6,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の3、特別展費に2,721万5,000円を計上しております。

これは、県民の皆様に質の高い多様な芸術作品に親しんでいただくことを目的として、特別展を開催するものでありまして、平成30年度は2回の開催を計画しております。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料によりまして、新規事業を御説明いたします。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

新規事業、「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業であります。

現在、「日本一の読書県」を目指して、さまざまな取り組みを行っているところでありますが、

より充実した取り組みとなるよう、新たな事業を県立図書館が実施するものであります。

まず、事業の目的・背景であります。読書離れの傾向が見られる中高校生を中心とした各世代を対象に、県民との協働により、本の魅力に触れる機会等を提供することで、世代をつなぐ読書活動を促進し、継続的な読書振興と「日本一の読書県」に資することを目的とするものでございます。

次に、事業の概要をごらんください。

予算額は50万9,000円、財源は全額一般財源で、事業期間は平成30年度から平成32年度までの3カ年です。

事業内容ですが、①の中高校生に向けての読書活動推進としまして、アでは、中高校生を対象に、とても役に立った、心の糧となった、将来について考えるきっかけとなったお勧め本の作文を募集します。

イでは、大人を対象に、中高校生のころの自分に読ませたい本、その出会いや体験談等をつづった作文を募集します。

ウでは、上記ア、イの応募作品の中から、優秀作品を表彰するとともに、受賞者によるトークセッションを開催し、中高校生の読書活動推進のための支援の機会としたいと考えております。

また、受賞作品やトークセッションの内容を取りまとめた記録集を作成し、市町村立図書館や学校図書館に配布することで、中高校世代の読書への興味を深め、生涯にわたる継続的な読書振興につなげていきたいと考えております。

②のさまざまな世代への読書活動推進に向けた新たな取り組みでは、市町村立図書館等に対し、理科の実験と読み聞かせを融合させた理科読や好きな本を紹介し語り合うグループ読書等、

本の新しい読み方、味わい方、楽しみ方をさまざまな世代に向けて提案することにより、全県民へのより一層の読書活動推進につなげていきたいと考えております。

最後に、事業効果であります。中高校生に新たな本との出会いの機会を設けることにより、中高校生が読書に親しむきっかけをつくることのできる、また、中高校生を中心とする各世代を対象とした読書活動推進事業により、県民の読書に対する機運の醸成を図ることができるものと考えております。

生涯学習課関係の説明は以上でございます。

○新見委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 ちょっと教えてください。476ページ、トータル人件費がどれかなというのがわからなかったんですけど、教職員の人件費が、国が10分の10とか、そして国が3分の1とか、これは簡単に言うとはどういうことですかね。

○黒木教職員課長 今、御指摘の部分ですが、476ページの真ん中の部分の小学校費、(事項)職員費の欄で御説明をしたいと思います。

説明に、教職員の人件費、右側に両括弧で国10分の10、国3分の1、県3分の2、県単というふうに記載をしておりますが、まず、一番左の国10分の10というところは、在外教育施設派遣教員委託費とあって、日本人学校に行っている職員がいますけれども、この部分については、国のほうが全て措置をするという意味でございます。

それから、2つ目の国3分の1、県3分の2というものについては、義務教育費国庫負担金というもので、人件費について、国が3分の1、県が3分の2を負担するというものであります。

それから、一番右に県単とつけておりますのは、今の義務教育費国庫負担金については、給料と職員手当等だけが対象になりまして、人件費のうちの共済費については対象になっていないために、県単という記載もさせていただいてると、3種類ということで記載をしているところであります。

○中野委員 よくわかりました。

ちょっともう一つ。教職員の旅費がありますよね。この旅費は最初から学校ごとに振り分けるんですか。どうやってこの配分はするんですか。

○黒木教職員課長 この旅費の当初予算の編成に当たっては、児童生徒の引率等に係る旅費、それから職員の採用や異動に伴う赴任旅費について、これまでの実績をもとに、年間を通じて予算に不足が出ないようにということで措置をしているものであります。

○中野委員 いや、だから、例えば、県内の小学校の先生やらがみんな対象になるわけでしょう。教育委員会だけじゃないんでしょう。そういう小学校の割り振りというか、配分、これはどうやってするんですかと聞いている。

○黒木教職員課長 ちょっと学校ごとの配分について確認をいたしますので……。

○中野委員 いやいや、金額じゃなくて。

○黒木教職員課長 はい、わかりました。ちょっと確認させてください。

各学校の配分については、各教育事務所に、うちのほうから予算を流しまして、各教育事務所が割り振るということにしております。

○中野委員 はい、わかりました。

○徳重委員 教職員の中で、非常勤職員の人数というのは、これ、小中高、支援学校それぞれ分かれていると思うんですが、それぞれ何人ぐ

らいつつになっているんですか。

○黒木教職員課長 数字を確認いたしますので、ちょっとお待ちください。

済みません。学校種ごとに申し上げます。小学校が181人、中学校が64人、高等学校が395人、特別支援学校が177人となっております。

○徳重委員 この人たちには、社会保険等は、全部この額に入っているんですかね、別ですか。

○黒木教職員課長 この中に入っております。

○徳重委員 中学校が64人というのは、少ないような気がしてならないんだけど、こんなものでしょうか。

○黒木教職員課長 今の中学校の64人の内訳としましては、免許教科外の教科補充の非常勤、免許を持つ教員がいないときに非常勤講師として任用するものや、あと定数活用といいまして、臨時講師の分を非常勤講師2人とカウントして、非常勤講師2人を任用するといったようなものがございます。

○横田委員 通級による指導についてですけど、これは、新規事業ということですので、現段階では、通級指導は行われていないということでしょうか。

○川越特別支援教育室長 そうでございます。法が施行されますのが、30年の4月1日付で、高校において通級が可能となりますことから、現段階では、まだ、希望者等も施行後に募るといった動きになります。

○横田委員 その場合、通級ができる条件といえますか、例えば、障害者手帳を持っているとか、何かそんな条件がつくことになるんでしょうか。

○川越特別支援教育室長 通級の対象となる方につきましては、例えば、知的障がいの特別支援学級でありますとか、特別支援学校のように、

中度・重度の障がいのある方ではございませんで、標準に、軽度の障がいのある方が対象となります。

例えば、今言われております発達障がいの方で、知的のおくれがなく、現在、小学校と中学校あるいは高等学校にいらっしゃる方、そういった方が対象ということになりますので、必ずしも診断書等が必要だとか、手帳が必要だとかいうことではございません。

○横田委員 当然、県立高校ということですので、入学試験をクリアして入ってくるんだと思うんですけど、そういう子が、なかなか抵抗があったりして通ってくれないということも考えられるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○川越特別支援教育室長 今おっしゃるとおりでございますが、実際にスタートしてみないとわからないという部分はあるんですけども、現在、中学校で通級による指導を受けておられて、県立の高校に進学される方も、もうほとんどの方がそうでございますし、また、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍しておられる方で、県立高等学校に入られる方も何名かおります。

その中で、そういった方々が中心となるんですけども、それ以外にも障がいがあるために学習あるいは生活上で困難を有していらっしゃる方ということで、そういった方々が対象になるんですが、高校生という年齢的なもの等で、なかなか手が挙がらないということも考えられるんですけども、そこは、今後、学校からしっかりと、本人、保護者の方々への説明をさせていただきまして、募集をやっていきたいというふうに考えております。

○横田委員 通級をすることで安心して通学で

きる、学校に行けるとということもあると思いますので、また、中学校の先生方との連携といたしますか、それもしっかりとっていただいて、充実をさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○新見委員長 ほかにございませんか。関連でも。

○太田委員 今の通級の関係ですが、拠点となる高等学校におけるという、この拠点となる高等学校というのは、何かモデル的にこの学校にという意味なんですかね。支援学校のことなんですか。

○川越特別支援教育室長 実を言いますと、本年度も、現在、室のほうの事業で行っておりますエリアサポート充実事業というのがございまして、県内をそれぞれ7つのエリアに分けて、幼稚園、保育所、小中高等学校の中に推進校というような形でお願いをいたしまして、特別支援教育の推進をしていただく学校を決めております。その推進校というのを、30年度もそれぞれのエリアのほうにお願いをいたしまして、そのエリアサポートの中の推進校に拠点としてお願いをしようと考えているところでございます。

○太田委員 もう一回ちょっと確認させていただくと、特別支援教育室のほうで新規事業としてつくっているわけですが、高等学校に在籍する障がいのある生徒へ、拠点となる高等学校における通級をするということですよ。この高等学校というのは、それぞれの支援学校ではないんですね。それぞれ、普通と言ったらいかんけれども、通常の学級ですかね。

○川越特別支援教育室長 はい、そうでございます。県内を7つのエリアに分けて、それぞれの地域にございます高等学校を拠点校とし

てお願いをいたしまして、その高等学校の中に通級指導教室というものを設置させていただきまして、高校生を対象にした通級による指導を始めるといったものでございます。

○太田委員 はい、わかりました。

○徳重委員 生涯学習課にお尋ねです。

この「日本一の読書県」という、その日本一という基準というか、何を基準に日本一という言い方をされるんですかね。

○後藤生涯学習課長 この「日本一の読書県」につきましては、具体的にそういう数値目標を定めて取り組んでいるという状況ではありません。宮崎県、どこに行っても本があるとか、至るところで、子供も大人も本を読んでいる、そういうものをイメージして取り組んでいるという状況でございます。

○徳重委員 もうちょっと具体的に、イメージとして、日本一と言われても何かこうぴんとこないんですよね。どこでも読書をする人がいっぱいおるんだというようなイメージだったら、何か別の言い方があるんじゃないかなという気がして、日本一といったら、大きなものを想定してしまうんですが、ほかの県でもこういうような言い方をされているのかどうかわかりませんが、どうもこの日本一という言葉が引かかるものだから、ちょっと今、質問したところですけど、何かほかに考えられないものか。

○後藤生涯学習課長 先ほど具体的な数値とか、ランキングをイメージしているものではないと。ただ、県の総合計画とか、教育振興基本計画の中において、読書に親しむ態度、読書習慣を身につけさせるためには、読書が好きであるという児童生徒を育成することが大切であるということから、読書が好きだと言える児童生徒の割合を34年度、現在、28年度数値では72%なんで

すけれども、34年度には80%にしたいという、そういったものはございます。ただ、それが日本一事業の指標ということではありませんけれども、一つの、そういう、進行管理をするものとして考えております。

○徳重委員 まあ、いいでしょう。

○太田委員 今のテーマのところだと思いますが、10ページの「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業。これ、新規事業で、私、継続事業かなと思っていたものですから誤解があったんですが、新規事業で、今度、立ち上げられたわけですね。

この事業内容を見ると、いわゆる感動した本ということで、それぞれの年齢層の人の、何かいいものが出るような気がいたしますね、これは。

そして、この冊子をつくるということで、予算的にはもう50万ということで、非常に安い金額で対応できるということで、しかし、内容的には、私、これ、物すごく意味があるような取り組みじゃないかなという気がするんですよね。私ももう70近くになりますけれども、高校時代に読んじよったらよかったねというような本とかが、今、読んで感動することがあるものですから、人が読んだ本のイメージなんかは、人はどう感じているんだろうかなとか、ああ、そういう捉え方があるんだというようなことを感じる人が多いものですから、これは、新規事業で取り組まれますけれども、本当に、何か物すごくいいような気がするんですけれども、その辺のPRは何かされちよったほうがいいと思いますけれども。

○金子図書館長 ありがとうございます。この事業名、「本で世代をつなぐ」、鍵括弧で組んでいますけれども、ここに私どもの思いといいましょ

うか、事業の肝を込めたつもりでございます。

今、太田委員からもありましたとおり、中高生、これはやはり現在数字で見ますと、読書離れの傾向があつて、ここはまずはターゲットにしたいという思いがありますし、まずは、中高生が自分の糧になった本をお互いが紹介し合うというのが一つ、一つは、今度は大人になった自分が中高生のころの自分に読ませたい本と、改めて自分のためになった、糧になったという本を紹介する、この2つをミックスするものでございます。それによりまして、一つの本が世代を、中高生と大人とつないでいくということ考えているところでございます。

実は、私ども、今年度事業、試行的に高校生のお勧めの本トークセッションというのを、伊藤一彦名誉館長の御指導のもとでやったんですが、やはり同世代で本を紹介し合うというのは非常に効果があつたというふうに思っておりますし、その成果を県内の県立高校等にもお配りしまして、紹介したところでございます。その発展系といたしまして、今回の事業を組んだところでございます。

いずれにしても、目指すところは、大人になつてもしっかりと読書習慣を身につける、そういう生涯読書の振興という形で、わずか50万の事業ではありますが、最大の効果が上がりますように、頑張つてまいりたいと思いません。

○太田委員 わかりました。冊子ができたらぜひいただきたいと思えますけれど。

それと、1回説明を受けたんですが、15ページの特務手当の関係の条例、これ、宮崎県としては、国が定めた、こういう手当のアップについて、基本的には、それを踏襲しているわけですが、部活動の指導業務については、時間

的に分けて、これのほう宮崎県的にはなじむんだよという意味だったというふうにお伺いしていますが、例えば、2,000円のところとか、アップしなくても3,000円、短時間の人は2,000円という、この意味をちょっともう一回お願いいたします。

○黒木教職員課長 まず、部活動指導業務については、これまで国は4時間で3,000円、県のほうは3時間で3,000円ということになっていたわけですが、学校現場からの意見等においても、額の引き上げというよりも時間数、土日の部活動縮減の声が聞かれたという現状がございます。今回、新設しました3時間未満については、これまで部活動指導に従事しながらも手当支給がされていなかったというものがあつました。

29年度のアンケート等によりまして、今回の2時間以上3時間未満の区分を新設することで、部活指導に従事した職員全体の73%への支給が可能となる。また、部活動指導の効率化や時間数の縮減も期待されるということで、国の4時間に対して、本県の場合は3時間よりも下の区分、2時間以上3時間未満という区分を設けて、今回、条例改正をお願いしているところでございます。

○太田委員 わかりました。国の場合、4時間以上しかやらないってやつですもんね。だから、宮崎県のこのやり方のほうが、非常にきめ細かに対応できているんですよという意味では、改善という捉え方をしてもいいということですよ、たしか。というふうに理解していいですね。

○黒木教職員課長 はい。我々はそう思っております。

○太田委員 はい、わかりました。説明資料のほうですが、471ページの特別支援教育振興費、

看護師の配置等の説明がありました。これは、看護師は各支援学校、各学校に1名ずつ配置が複数名配置しているところもあるんですかね。その全体のニーズも含めて。

○川越特別支援教育室長 医療的ケアを必要とする子供さんのいる特別支援学校に配置をしております看護師ということでございます。

○太田委員 全体で何人の分ですか。

○川越特別支援教育室長 平成29年度、看護師は25名おりました。

○太田委員 はい、わかりました。

もう一つ、生涯学習課の図書館サービス推進費のところですが、482ページ、県民の読書を支える図書館づくり事業、これは書物の購入というふうにお聞きしたように思うんですが、4,100万、これがいわゆる書物の全体の年間購入費ということでもいいんですかね。

○金子図書館長 はい、そのとおりでございます。

○太田委員 新刊書もいっぱい出たり、専門書も出たりするから、毎年、何冊とかなると思うんですが、図書館の蔵書は物すごく今後もふえていくと思うんですが、その辺の対応というのはもう十分できているんですかね。

○金子図書館長 そうですね。毎年、点数としまして1万二、三千点ほど増加してまいります。当然、古くなった本、廃棄あるいは市町村への譲与というような形で減らしていく分もありますけれども、一般的に、図書館の書庫の、キャパといたしましうか、収容の能力といたしますのは、大体8割ですね。今現在84万冊の収容量があるんですけれども、現状はもう77万冊ほどございまして、ちょっと標準的8割を超えて9割ぐらい行っているような状況もあります。

そういった中で、当然、県立図書館の役割と

しましては、郷土資料初め、貴重な資料をやはり後世に残していくという役割もありますので、まず、書庫の効率的な活用とかを図りながら、また今後、蔵書の備蓄体制といたしましうか、保存体制をどうやっていくかということは、検討してまいりたいというふうに思います。

○太田委員 最後に、廃棄される分もあるかと思いますが、廃棄する分はもう単に捨てるということなのか、県民の方に要るならどうぞというような形のものがあのか、それから、また、寄贈を受けるようなこともあろうかと思うんですが、そういうときの判断基準みたいなのは、協議会か何かつくってもらいたい形にしないでしょうか。

○金子図書館長 まず、廃棄の問題につきましては、市町村図書館に譲与という形で、一般県民ではなく市町村図書館に照会をかけまして、希望を募って、それで希望があれば、それに譲与するという形をとっているところでございます。

それから、もう一点目の寄贈につきましても、県立図書館として収集する方針というのを定めておりまして、それに沿う、例えば、全県的に見て、貴重な郷土資料であるとか、歴史的な価値があるとか、そういった資料につきましても、その方針に照らして受けております。そのような形で、蔵書も受け入れをしているところでございます。

○太田委員 はい、わかりました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○図師委員 資料の481ページの成人青少年教育費の6番、みやざき地域学校パートナーシップ推進事業、いわゆる、コミュニティ・スクールの事業展開の内容だと思っておりますが、この予算規模で何校ぐらい拡大されようとしているのか、

まず教えてください。

○後藤生涯学習課長 このみやざき地域学校パートナーシップ推進事業は、コミュニティ・スクールと関連がないとは申しませんが、また別物で進める事業でございます。

これは、特に実施主体が市町村となっているものがございまして、そこに国庫補助があるんですけれども、まず1つ目は、いわゆる学校に係る地域住民が、例えば、見守り隊であるとか、あるいは授業のお手伝いをするであるとか、そういった地域学校協働活動といいますけれども、そういう事業が一つ。

それから、2つ目が、放課後の子供の安心・安全を確保するというので、放課後子ども教室、そういった事業、それから土曜日等に体験活動をさせる、そういった事業、3種類あるんですけれども、そういった活動を推進していくという事業でございます。

○図師委員 であればなんですが、これは、コミュニティ・スクール事業とはもう別、全く別と考えていいのか。であれば、県がコミュニティ・スクール事業を今後推進していくという方針を出されていると思うんですが、その予算化はどこにあるのかをちょっと教えてください。

○後藤生涯学習課長 生涯学習課のほうでは、このコミュニティ・スクールの予算は組んでおりませんが、ただ、国としましては、今後、この活動と、それからコミュニティ・スクールを関連づけて、タイアップさせて進めていくことが望ましいというような方針も出しておりますので、コミュニティ・スクールにつきましては、学校政策課のほうになるかなと思うんですが、うちでは予算は組んでおりません。

○図師委員 内容が重複するところもあるかと思われませんが、県は今、コミュニティ・スク

ール事業は他県に先駆けて、小中学校での取り組みは数多く取り組まれていると思うんですが、この事業、今言われた、パートナーシップの推進事業も何かこう同じ教育委員会の中にあって、似たようなことがまた別の事業で名前が変わっているだけのような気がしないでもないんですが、国としては、じゃあ、いずれ統合していくような感じなんだろうけれども、そのあたりの課間の連携というのは、どうとられていくもんなんだろう。

○後藤生涯学習課長 非常に連携が必要になってくる部分でございますので、今現在、学校政策課と生涯学習課で、今後、地域と学校の連携協働をどうしていくか、コミュニティ・スクールも含めてどうしていくかということ、県の方向性としてどうすべきかということ、今、考えている状況でございます。

本年度も何回か、そういう会議等を持ちまして、今後の推進の方向性について話をしてきたところでございます。

○新見委員長 学校政策課で答弁できるものがございますか。

○金子学校支援監 市町村のほうから言いますと、特に、県のほうでの事業化等はしておりません。本県は全体で25%程度、今現在コミュニティ・スクール等が進んでおりまして、これは、全国的に見ても非常に高い割合だということなんですが、市町村の判断で進められるということで、実は、先ほどの学力向上と一緒に、市町村と連携をとりながら行う会議等があります。その中で、情報提供等はさせていただいておりますが、特に、そういう事業化での取り組みというのは進めておりません。

○図師委員 このパートナーシップ推進事業は、やはり市町村が実施主体ということで、ただ、

コミュニティ・スクール事業は、今、市町村が中心であります。今後の展開としては、高等学校や特別支援学校というもの、もう動き出しているところもありますので、ぜひ、重複するような事業内容であれば、なおのこと柔軟に、県も高等学校へのモデル校を指定したりとか、そういうところでの取り組みを連携して行っていただければと思います。要望でいいです。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上で、特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時2分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

スポーツ振興課、国体・高校総体準備室、文化財課、人権同和教育室の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

スポーツ振興課の30年度予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックス、485ページをお開きください。

一般会計予算として、9億3,150万4,000円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

487ページをお開きください。

一番下の欄、(事項) スポーツ施設管理費であります。3億48万9,000円を計上しております。

恐れ入ります。ページをおめくりいただい

て、488ページの上から2つ目の欄をごらんください。

説明欄1の施設管理運営費(指定管理者)は、県総合運動公園有料公園施設、県体育館及び県ライフル射撃競技場の管理運営を指定管理者へ委託するために必要な経費でございます。

次に、中ほどの欄、(事項) 保健管理指導費がありますが、4,320万5,000円を計上しております。

説明欄2の県立学校児童生徒保健管理指導は、各種健康診断や心臓検診などに要する経費であります。

その下の欄、(事項) 学校安全推進費ですが、1億4,396万7,000円を計上しております。

説明欄1の日本スポーツ振興センター共済事業は、学校管理下で児童生徒が病気やけがを負ったときなど、医療費給付等を行うために要する経費でございます。

続きまして、489ページ、上から2つ目の欄、(事項) 体育大会費であります。1億3,654万7,000円を計上しております。

説明欄1の国民体育大会経費は、国民体育大会や九州ブロック大会へ派遣する県選手団の旅費等に要する経費でございます。

その次の欄、(事項) 体育振興助成費ですが、4,410万4,000円を計上しております。

説明欄1の体育振興助成費は、(1)から(8)にありますとおり、公益財団法人宮崎県体育協会を初めとする体育関係団体の管理運営、各種大会の開催及び選手派遣旅費等の助成に要する経費であります。

その下の欄、(事項) 競技力向上推進事業ですが、1億6,429万1,000円を計上しております。

説明欄1の選手強化、2の指導者養成、3の

施設・設備整備を通じ、競技力向上に向けて行う各種事業に要する経費であります。

恐れ入りますが、ページをおめくりいただきまして、490ページの上から2つ目の欄、(事項)宮崎県スポーツ推進基金であります。3,454万6,000円を計上しております。

説明欄2のスポーツ推進事業は、この基金の目的に沿って、(1)の生涯スポーツの推進と(2)の競技力向上に向けた事業の実施に活用するものであります。

続きまして、新規・改善事業の主なものを御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の11ページをお開きください。

改善事業「みやざきの次代を担う少年競技力育成事業」であります。

1の事業目的・背景は、高校生スポーツの競技力向上に向けた取り組みを重点的に支援するとともに、小中学校の段階に応じた競技力の育成を図ることを目的としております。

2の事業の概要であります。予算額は4,167万円で、財源は、みやざき人財づくり基金と宮崎県スポーツ推進基金を充てており、平成30年度から平成32年度までを事業期間としております。

事業内容につきましては、まず、①の高等学校選手育成事業及び③の中学校選手育成事業におきまして、県内トップの力を有する部活動を指定校等として指定をし、遠征に要する経費を支援するとともに、高体連、中体連が主催する大会への支援などを通じ、競技力向上を図ってまいります。

②の全国高校総体南部九州大会地元開催特別支援事業は、平成31年度全国高校総体南部九州大会において、本県開催競技の本県代表校が活

躍し、大会を盛り上げてもらうために遠征等に要する経費を支援するものでございます。

④の小学校体育活動推進事業は、運動好きの小中学生をふやすため、指定校による体育活動の実践研究を行うものでございます。

3の事業効果は、まず、小中高等学校における計画的かつ継続的な選手育成により、国民体育大会における活躍が期待できること、次に、全国高校総体南部九州大会が、地元開催競技出場校の活躍が期待できること、そして運動好きの小中学生が増加し、底辺が広がることにより、中高等学校の競技力育成につながると考えております。

続きまして、資料12ページをお開きください。

改善事業「国体選手強化事業」であります。

1の事業目的・背景は、国民体育大会における天皇杯順位30位台以上を安定的に確保するため、中高校生から大学・社会人の競技力を系統的かつ競技別に強化することを目的としております。

2の事業の概要であります。予算額は2,906万2,000円で、財源は、宮崎県スポーツ推進基金、平成30年度から32年度までを事業期間としております。

事業内容につきまして、①の中学校選手強化事業は、トップレベルの中学生選手たちによる合同練習会等の開催や選抜チームの遠征に要する経費等を中学校体育連盟を通じ、支援するものであります。

②の高等学校選手強化事業は、トップレベルの高校生選手や中高校生で構成する選抜チームによる合同練習会などの開催経費等を、高等学校体育連盟を通じて支援するとともに、協議力向上のため、県外の強豪校を招聘し、交流事業を実施するものでございます。

③の大学・社会人スポーツ支援事業は、協議団体が実施する選手強化のための遠征や合宿等に必要な経費を、④のトップチーム活用事業は、県外のトップチームを招聘して実施する合同練習会等の開催に必要な経費を、いずれも県体育協会を通じ、支援するものであります。

3の事業効果であります。中体連、高体連、県体育協会が緊密に連携し、中学生から社会人を一貫強化することによって、天皇杯順位30位台以上の安定確保につなげることができると考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

お手元の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の15ページをお開きください。

上の段、⑮スポーツ指導者の養成・確保について、2巡目国体を見据え、指導力の向上に計画的に取り組むとともに、特別選考試験の活用等により、指導者を確保するための取り組みを推進することです。

まず、指導者養成につきましては、県外のトップレベルにある高校や大学などに県内の指導者を派遣し、その成果を発表させることによって他の指導者へフィードバックするとともに、著名な指導者による講習会等を開催し、全体のスキルアップを図ったところであります。

次に、指導者の確保につきましては、平成9年度採用から実施しております特別選考試験により、競技力に秀でた教員を採用しており、平成29年度は、アーチェリー競技の指導者を確保いたしましたところでございます。

8年後の2巡目国体に向けた指導者の養成確保につきましては、来年度、早期に取りまとめます競技力向上基本計画に沿って進めてまいりたいと考えております。

スポーツ振興課の説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○萩尾国体・高校総体準備室長 国体・高校総体準備室関係について御説明をいたします。

歳出予算説明資料、国体・高校総体準備室のインデックス、491ページをお開きください。

一般会計で3億5,552万7,000円をお願いしております。

以下、事項について御説明をいたします。

次の493ページをお開きください。

中ほどにあります、(事項)体育大会費として、3億5,552万7,000円を計上しております。

その下、説明欄の1、国民体育大会開催準備費であります。平成38年に本県で開催予定の2巡目国体に向け、県準備委員会の総会や常任委員会、専門委員会等の開催経費のほか、会場地市町村の選定や広報・啓発活動など、大会の開催準備に要する経費でございます。

続きまして、2、県有体育施設整備事業であります。これは、県有の陸上競技場、体育館、プールの主要3施設について、関係者及び競技団体等と連携を図りながら、適切かつ計画的に施設整備を行うための経費であり、具体的には、各整備地における測量、地質調査等を行うこととしております。

次に、3、全国高等学校総合体育大会開催準備費であります。これは平成31年度に本県で開催される全国高校総体に向け、大会運営の準備や競技役員の養成、広報・啓発活動など、大会の開催準備を円滑に行うための経費でございます。

なお、資料には記載はございませんが、最後に、県有主要3施設の整備基本計画について御報告をいたします。

県有主要3施設の整備基本計画につきまして

は、現在策定を進めているところであり、陸上競技場につきましては、ことしの夏ごろを目途に取りまとめることとしております。

体育館につきましては、既存の延岡市民体育館の取り扱いについて、市民の意見を十分に踏まえるとともに、延岡市との共同整備について、新しい市長の意向を確認する必要があると考えております。

また、プールにつきましては、民間との連携整備の可能性について慎重に議論を重ねる必要がありますことから、来年度末までに取りまとめたいと考えております。

国体・高校総体準備室につきましては、以上でございます。

○谷口文化財課長 文化財課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、495ページをお開きください。

平成30年度の当初予算額といたしまして、5億1,609万3,000円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

497ページをお開きください。

上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費に7,059万5,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明欄の8、西都原古墳群調査・整備活性化事業の2,278万6,000円であります。

この事業は、西都原古墳群内の古墳の発掘調査や復元工事、また、陵墓参考地周辺域の調査などを行い、西都原古墳群の利活用の一層の促進を図っていくものであります。

次に、同じ説明欄の9の改善事業「ひなた文化資源発信事業(文化財で輝くふるさとづくり)」であります。

これは、平成29年度に、ひなた文化資源創出事業で取り組んだ文化財の保存及び活用に向けた市町村等との連携体制を継続し、日本遺産認定を目指すものであります。

また、地域の文化資源について、文化財保護法に基づいた指定・登録による保護や情報発信を強化することで、文化財を活用した地域振興を推進するものであります。

次に、すぐ下の10の改善事業「神楽のユネスコ無形文化遺産! 県民応援事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、11の改善事業「世界遺産を目指して! みやざきの古墳魅力向上事業」であります。

これは、平成27年度から実施してきた世界遺産調査研究事業をもとに、古墳群の歴史的な景観や墓制の独自性を強化する取り組みを進めます。

また、世界文化遺産登録に向けての取り組みや宮崎の古墳について、県民の方々の理解が深まるよう、調査研究に加え、普及啓発活動を実施するものであります。

その下の12の改善事業「博物館がやってくる! 文化財活用推進事業」であります。

これは、総合博物館と埋蔵文化財センターが実施するアウトリーチ活動のため、展示資料の作成や整備を行い、県民が本県の自然や歴史に親しみ、学ぶ機会のさらなる充実を目指すものであります。

続きまして、次のページ、498ページをお願いいたします。

上から2段目の(事項)埋蔵文化財保護対策費に1億197万5,000円を計上しております。

主なものでありますが、説明欄の3、埋蔵文化財発掘調査の8,650万5,000円であります。

この事業は、都城道路などの国道や東九州自

動車道関連の建設に伴う発掘調査や報告書の作成を国土交通省や西日本高速道路株式会社などから委託を受けて行うものであります。

続きまして、その下の(事項)埋蔵文化財センター費に3,226万6,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明欄の1、管理運営費であります。これは、埋蔵文化財センターの光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費であります。

次に、同じページの一番下の(事項)博物館費に1億2,915万6,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明欄の2、管理運営費であります。これは総合博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費及び展示解説員の報酬等でございます。

続きまして、次のページ、499ページをお願いいたします。

一番上の(事項)博物館教育普及費に1,545万2,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の1、特別展費であります。これは県民の皆様に自然や歴史への理解や関心を深めていただくことを目的といたしまして、開催するものであります。

なお、平成30年度は、「昆虫の形態や生態を体感学習する展示会」など、3回の特別展を計画しております。

次に、中ほどの(事項)考古博物館費に1億1,204万6,000円を計上しております。

主なものといたしましては、1の管理運営費であります。考古博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費などの維持管理に要する経費でございます。

次に、資料が変わりますが、文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

13ページをお開きください。

改善事業、神楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援事業であります。

初めに、事業の目的・背景であります。本事業は、本県の価値ある神楽を保存・継承し、神楽のユネスコ無形文化遺産の登録を目的に、調査研究の継続や県外の国指定神楽保存団体との連携強化を進めるとともに、神楽の公演や県民講座を開催し、県民が神楽を応援するための機運の醸成を図っていきたくと考えております。

また、県内の民俗芸能の保存・継承のため、体験事業や継承者の育成・支援を行うものです。

次に、事業の概要ですが、予算額は1,028万2,000円、財源は全額特定財源で、観光みやぎ未来創造基金791万1,000円と芸術文化振興基金助成金237万1,000円であります。

事業期間は、平成30年度から32年度までの3年間です。

事業内容ですが、①のみやぎの神楽魅力発信事業では、有識者で構成するみやぎの神楽魅力発信委員会による調査研究を継続するとともに、九州の神楽シンポジウムやネットワーク協議会の開催などを通して、連携強化を図ります。

さらに、神楽を応援する人材を育成するため、総合博物館の民家園等を活用した神楽の公演や講座の開催のほか、神楽映像をホームページに公開し、本県の神楽の魅力を発信いたします。

また、②の文化財伝承活動支援事業におきましては、民俗芸能保存団体等が行う継承者育成や用具整備等への支援のほか、文化財愛護少年団の交流活動等を実施いたします。

事業効果といたしましては、神楽魅力発信委員会による調査研究が進み、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた基礎資料の充実が図られる

とともに、九州を初めとする国指定の神楽保存団体が連携して、国内外に神楽の魅力をアピールすることで、登録に向けた取り組みの一層の強化が図られるものと考えております。

さらに、神楽についての学びや体験を通して、県民が郷土の民俗文化に対する理解を深め、ふるさと宮崎への誇りや愛着を育むことにより、神楽の保存・継承とともに、本県で開催される国文祭・芸文祭に向けた機運の醸成が図られるものと考えております。

文化財課関係の説明は以上であります。

○米村人権同和教育室長 人権同和教育室の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、501ページをお開きください。

予算額は、一般会計976万2,000円を計上しております。

以下、事項別に御説明いたします。

503ページをお開きください。

上から5段目にあります、(事項)人権教育総合企画費に762万7,000円を計上しております。

主なものとして、説明の欄1の(1)人権啓発資料作成事業であります。これは、児童生徒が学校や家庭等において、人権尊重の大切さについての学ぶための資料「ファミリーふれあい」を作成するものであります。

次の(2)新規事業「かけがえのない「いのち」を大切にする教育推進事業」であります。これは、これまで各学校や関係機関が行ってきた、「いのち」を大切にする教育について、相互の連携をさらに深め、自分や他者のかけがえのない「いのち」を大切にする子供の育成を図るものであります。

詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費に213万5,000円を計上しております。

これは、人権教育の円滑な推進を図るために、市町村教育委員会や人権教育関係団体との連絡調整、人権教育の状況等の調査指導に要する経費であります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

資料が変わりまして、文教警察企業常任委員会資料により御説明をいたします。

委員会資料の14ページをお開きください。

新規事業、かけがえのない「いのち」を大切にする教育推進事業であります。

まず、1の事業の目的・背景をごらんください。

近年、児童生徒がいじめやその他さまざまな悩みから、孤立・孤独を感じ、みずから命を絶つ痛ましい状況があります。

そこで、これまで各学校や関係機関で行ってきました、「いのち」を大切にする教育について、相互の連携をさらに深め、活動の広がりのある取り組みとして全県的に展開することで、自分や他者のかけがえのない「いのち」を大切にする子供の育成を図ることを目的としております。

次に、2の事業の概要ですが、まず、予算額は225万円を計上しております。

財源は、みやざき人財づくり基金が213万9,000円、国庫支出金が11万1,000円であります。

事業期間は、平成30年度から平成32年度であります。

事業内容につきましては、まず、①「いのち」を大切にする学びとして、各学校での「いのち」を大切にする教育を展開するため、7月の第1週を「いのちの教育週間」とし、県下一斉で「いのち」について改めて考える機会といたします。

その際、各学校での取り組みの参考となるよう事例集を作成いたします。

また、いじめや自殺防止等、かけがえのない「いのち」に関する研修会や講演会を実施いたします。

そして、県教育委員会各課室等で行う「いのち」の教育についての情報を広く発信いたします。

次に、②「いのち」を大切にすゝる行動として、仲間同士で支え合うピア・サポート活動に取り組むピア・サポート推進校を、小中高等学校から、毎年度7校指定します。

また、専門家によるピア・サポート活動に係る研修会を実施し、指導者の養成を行います。

そして、③「いのち」を大切にすゝる相談として、子供の電話相談体制の強化を図ったり、法務局やNPO等の多様な組織との連携と学校への情報提供を行ったりして、子供たちを適切な相談窓口につなぐための相談体制の充実を図ります。

最後に、3の事業効果であります。

子供たちの「かけがえのない「いのち」が大切である」、「かけがえのない「あなた」が大切である」という意識が高まり、自他の生命や人権を尊重し合う態度の育成が図られると考えます。

また、「いのち」にかかわる教育実践等の取り組みを総合的に情報発信することで、「いのち」を大切にすゝる教育のさらなる推進が図られ、各学校における取り組みの充実が期待できます。

そして、コミュニケーション能力育成を中心としたピア・サポート活動に取り組むことで、子供たちの人権感覚が向上し、いじめや不登校等の防止に役立つと考えます。

さらに、子供からのSOSをしっかりと受け

とめ、適切につなぐ相談体制の整備を図ることができると考えます。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○新見委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○図師委員 委員会資料の13ページ、神楽のユネスコ無形文化遺産の応援事業ですけれども、これは、窓口は市町村なのか、それとも各団体が手を挙げられるのか、その事業の流れをもう少し教えてください。

○谷口文化財課長 この事業につきましては、県が主体で行う事業であります。調査研究事業につきましては、私どもが予算化して、現地調査なり、舞われる神楽の調査を行いますし、そういった応援事業につきましても、神楽の講座とか公演というのを、一般から広く応募いたしまして、そういった神楽に接する時間を設けて、神楽を応援したいという人たちをふやすというような事業として考えておりますので、全ての事業を県が主体としてやるというようなことで考えております。

○図師委員 事業内容の②のアにあるんですけども、継承者の育成や用具整備等を支援とありますが、このような実態把握はどのようにされるのでしょうか。

○谷口文化財課長 この支援につきましては、補助金を用意しておりまして、市町村を通して、各民俗芸能の保存団体等の方々に連絡していただいて、それをもとにして申請を受けたものについて、うちのほうで補助を出しているというような状況であります。

○図師委員 であれば、こういう、準備資金なり整備資金をどの程度必要なのかは、市町村が

把握したものを県に上げてもらうという形になるということでしょうか。

○谷口文化財課長 そうです。

○図師委員 もう既に、県内各地、あらゆる地域での神楽の動きがあり、またそれが国の指定を受けるための動きをしているところもありますので、それを、ただ満遍なく全部底上げをしていくというのも難しいと思われまますので、これは3カ年でありまますから、その地域で、例えば、来年度は県北とか県中央とかという形での絞り込みをされていくのか、それとももうやっぱり県全体に網かけをされていくのか、そのあたりのビジョンを少し教えてください。

○谷口文化財課長 調査関係につきましては、まずはやっぱり国関係と県指定の神楽を中心にやりながら、神楽の舞われる時期もそれぞれ違いますので、舞われる時期に応じて県南に行ったり、県中央に行ったりというような形で、県南につきましては、2月とか3月、春神楽を舞われたりとかしますので、そのあたりを調査したりとかして。国と県の指定を中心にしてやっていって、時間があるときに、市町村指定なり、未指定の分を一緒にやっていくというような形で考えているところです。

○徳重委員 埋蔵文化財の緊急調査というのはどういう意味でしょうか。

○谷口文化財課長 これは、開発事業に伴いまして、事前に確認調査とか現地調査とかをいろいろ行うんですけれども、その事前の調査に係る経費のことを緊急調査として計上させていただいております。

○徳重委員 今の東九州自動車道、そして都城志布志道路等々が工事が行われていますが、今、何カ所、埋蔵調査をされているんでしょうか。

○谷口文化財課長 今年度は、都城志布志道路

としましては、5カ所調査をいたしておりまして、現在もう終了しております。

その結果、都城志布志道路につきましては、面積で合わせて約94%の進捗となっております。来年度も4月ぐらいから調査に入るといような計画で、国交省なり土木事務所と、今、協議を進めているところであります。

○徳重委員 東九州自動車道、日南線というんでしょうか、向こうのほうはどんな状況ですか。

○谷口文化財課長 日南油津間につきましては、事業化が進められているんですけども、そこにつきましては、まだ、用地買収等がはっきりわかっていないので、一応、確認調査をすることにはしているんですが、用地買収を待つて行くと。ただ、日南から串間県境につきましては、まだ区間なり場所がはっきりしておりませんので、そのあたりの情報を収集しながら、対応していきたいというふうに考えております。

○徳重委員 都城志布志道路、かなり進んでおるところですが、まだ、予定区間で新しく発掘調査をしなきゃならないところがあるのか、先ほど5カ所とおっしゃいましたが、それで終わるのか。あと何カ所ぐらい予定があるのかどうか、そこ辺、教えてください。

○谷口文化財課長 遺跡の数としては、あと7遺跡、面積的には2万3,000平米ほどの残があります。

○徳重委員 今、5カ所やっつけいらっしやるということで、あと、7カ所ということは、買収は大体終わったというような、8割、9割終わっているという話を聞くんですが、すぐにでも着手できる状況にあるんですか。

○谷口文化財課長 一部は着手できる場所があるんですが、それについては、もう4月から入るといこと、今、協議を進めております

し、それ以外は、まだ、買収なり、面積が狭かったりとかして、ある程度の面積が確保された段階で入るということで、考えているところです。

○徳重委員 最後になりますが、事業が非常に順調に進んでおると思うんですけど、埋蔵文化財の発掘がおくれるので、事業が進まないというような話を聞くところではありますが、今のところ、そういうことはございませんか。

○谷口文化財課長 開発の国交省なりと進めている限りでは、それほど支障になっているというようなイメージは持っておりません。

○徳重委員 はい、わかりました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 今の13ページ、神楽のユネスコ文化財、これ、神楽というと、私は全国にいろいろあると思うんですよね。それで、無形文化財、国富町の諏訪神社というのがあつたんです。これもバラ太鼓というのが、恐らく、何百年か続いた話かな。去年、おとしぐらいから、結局、若者がいないとかいってなくなったんです。

神楽というのは、今、高千穂、それから銀鏡神楽とかあるけれど、高千穂は、大体、銀鏡なんかも将来、舞手の問題とかあるわけで、無形文化財、遺産を残すというのはいいことだと思うけれど。世界遺産とか、登録とか言うわけやけれど、例えば、今、無形文化遺産のユネスコの登録を目指してとなると、そこを目指すためには、条件としてどれぐらいあるかとか、全国と比較して、本当に登録を目指して何を頑張るとするのか。ただ、応援すれば残る話か、やっぱり登録するためには条件があるでしょう。それはどうなっているんですか。

○谷口文化財課長 登録に向けましては、まず、宮崎だけではなくて、全国の神楽の状況を把握して、それをまとめて評価していくということ

が必要になると思うんですけども、宮崎県としましては、まず、宮崎の神楽をちゃんとするというので、保存・継承のために、まずは、先ほど言った調査・研究としてビデオを撮影したりとかして、また、もし舞手がいなくなっても、それを復元できるようなビデオをちゃんと残しておくとか、あと、今回の事業におきまして、県民の人たちが神楽を知ることによって、後継者、地元の人たちが盛り上がるというか、見に来ることだけでも、神楽の保存団体の方は非常に喜ばれますので、そのあたりをうまく結びつけて、神楽を応援する仕組みをつくって保存・継承につなげていきたいとか、あと、地元では、やはり保存・継承のために子供たちに小学校で教えたりとか、中学校で教えたりとかして、大人になっても舞われる人たちを、後継者をつくっていくような努力をされていますので、そのあたりをうまく支援していくということをやっている、最終的には、宮崎の神楽、今、九州の神楽ネットワーク協議会というのを宮崎が事務局になってつくっているんですけども、それを最終的には全国の神楽ネットワーク協議会みたいなのを立ち上げて、全国の神楽の保存団体の方々が問題意識とか、そういったものを共有化しながら保存・継承を目指すと、その中の一つの手段として、このユネスコ無形文化遺産の登録というのがあるんじゃないかなというふうに考えているところです。

○中野委員 熱弁はわかったけれど、じゃあ、日本全体でユネスコ登録しようという話ですか。

○谷口文化財課長 ユネスコ向け文化遺産というのが、宮崎の神楽でという登録が今のところできなくて、日本でいう神楽というくくりの中でしか登録できないという状況になっておりまして、今、神楽のほうで、岩手県と島根県の2

つがユネスコ向け文化遺産に登録されているんですけども、それにくっつけて無形文化遺産にする、日本の神楽として登録するというような動きで、今、なっているところでもあります。

○中野委員 話はでっかいほうがいいけれど、よその県は2県ぐらいもう既に無形文化財になっているという話やね。宮崎は宮崎独自じゃできんから、何か全国に働きかけて、全国どこかよその県と一緒に、無形文化財の指定を受けようという話ですね。

○谷口文化財課長 そのとおりであります。

○中野委員 よその県は、そこ辺の足並みそろっているんですか。

○谷口文化財課長 九州の国指定の神楽の保存団体で、今、ネットワーク協議会をつくっているんですけども、その人たちの話をいろいろ聞くと、宮崎県が事務局になって非常にありがたいことだということを伺っておりますし、今、無形文化遺産になっている岩手県の保存団体の方々も、一緒になってやらなきゃいけないというような話は伺っているところです。

○中野委員 じゃあ、規模が小さいか何かわからんけれども、全国でいろいろ集まって、それで登録しようという話ですよ。そうなった場合、四国の場合は2県ぐらい指定を受けたという、その違いというのは何ですか。宮崎県の場合と、やっぱり全国が寄り集まらんと指定が難しいという理由は。

○谷口文化財課長 無形文化遺産登録というユネスコの登録自体が、日本の中のいろんな神楽の種類とかいうわけではなくて、日本全体を見た形での世界の中の日本の神楽というような形の指定の仕方というふうにして変わってきておりますので、各県の若干違う形態の神楽を一つ一つ指定していこうというわけにはいかなく

なっております、日本の神楽というくくりの中で登録するというようなユネスコの考え方になっているところでもあります。

○中野委員 わかったけれど、何かよく意味がわからん。

○横田委員 この事業は、3年ぐらい前からやられていますよね。県内の神楽が200ぐらいあって、それを全部、ビデオを撮ったりとか、調査したりとかするという事だったと思うんですけど、今、その進みぐあいというか、進捗はどんなもんなんですか。

○谷口文化財課長 今のところ、県全体で、207の神楽を把握しているところなんですけれども、地元の方のお話を聞いたり、どういう面があるとか、古文書がどれだけあるかという調査を現地調査といっていますが、それが今、207のうちの81を終了しております。

それと、実際、神楽が舞われるところに伺って、準備の段階から片づけの段階までずっと調査する演目調査というのをやっております、それが今、37の神楽を終了しているというようなところでもあります。

○横田委員 私の地元でも一生懸命、子供たちとかにお願いして、保存するために頑張っておられるんですけど、そういうのがもうなくなるとやっぱりすごく寂しいことだと思いますので、ぜひ、県内一円で、できるだけ残せるように頑張りたいと思います。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 14ページの新規事業で、かけがえない「いのち」の推進事業ですが、これ、前の事業があったと思うんですが、それを新しくされたのかなと思います。ピア・サポートの問題とかも前回聞いたような気がしてですね。

それで、あの予算はそんなに大きくはなかつ

たと思うんですが、もし関連しておれば、今回225万円、金額はちょっと上がったというような改善があるのかなというのと、この事業の内容等で前の事業との違いが少し入るとかいうのがあれば、説明をお願いいたします。

○米村人権同和教育室長 平成29年度、本年度まで、中学生のコミュニケーション能力育成事業ということで、ピア・サポート活動を通してということで、この14ページでいいますと、②番の内容を中心に事業を行ってまいりましたが、平成30年度、次年度からは、この①と③を加えまして、かけがえのない「いのち」を大切にす教育推進事業として立ち上げたところでございます。

予算立てのうち、225万円ですけれども、②の部分のコミュニケーション能力、ピア・サポート活動を中心とした取り組みというのは、約160万余でございます、この部分については、本年度まで行ってきたものとほぼ同額をお願いしております。

プラスになっておりますのは、「いのち」を大切にす学び、①の部分で、学校での展開や講座の実施、講演会等の実施等に160万円程度をお願いしております。

それから、③につきましては、情報提供を主に、相談の窓口につなぐということを目的にしております、24時間、子どもSOSダイヤル等の経費につきましては、この事業予算の中には入っておりませんので、その部分は別立てということになっております。

○太田委員 はい、わかりました。

充実をしてきているというふうに思いますし、本当に、「いのち」を大切にすというのは、特に、義務教育の間で小学校、中学校ぐらいまでには、ぜひ、子供さんたちに何かを感じていた

だきたいなというのがあるんですが、これはちょっと総括質疑のときにも思いましたが、生涯学習課のほうで、「本で世代をつなぐ」読書活動というのが新たにつくられたんですけど、その冊子をつくるというのがありますよね。

「いのち」を大切にすこの事業も、講演会、研修会等をされて、その辺の啓発ができるだろうと思うんですが、いじめを受けている子供たちの作文といいますか、自分がこうして立ち直ったとか、人によって助けられたとか、本当に、自殺を考えとったけれどというような、あの辺のテーマもいろんな人にわかってもらいたいかなと思って。一つのやり方ですが、冊子とか、講演会のものを何か広めるようなものも、また将来出るといいのかなという気がいたします。

いじめている側も大人になってみれば、非常に辛いことなんですよ、俺はいじめちゃったっちゃうのは、物すごく罪悪感が出てくるから、いじめている人も不幸、いじめられた側も不幸ということ、義務教育時代には特に、わかるなら早くわかってほしいなと思って。そういうことも将来、冊子的なものも啓発の意味で、こういう体験をされた人たちの声なんかも残せるようなものがあるといいのかなと思っておりますが、何かありますか。

○米村人権同和教育室長 子供たちはいろんな悩みにぶつかりますので、そういった悩みをどう乗り越えていったか、SOSをどう出していったか、また、どういうふうに周りが受けとめてくれたか、いろんな方の声も発信して、子供たちに届けられるように、また冊子の中身についても今後研究してまいりたいと考えております。

○太田委員 それともう一つ、今度は予算上のことになりますが、予算説明資料の488ページの

スポーツ振興課のテーマであります、学校安全推進費というのが、488ページの一番下のほうにありまして、これ、諸収入で1億3,000万ほどありますが、これは、この共済事業のほうから保険金として出されるものに対して、一般財源も含めた形で保障していくという医療に対する補助みたいなものとして考えていいんですか。この諸収入というのは、共済事業から来るというようなイメージなんですか。

○古木スポーツ振興課長 少々お時間ください。

この収入のところでございますが、共済給付金というのが、スポーツ振興センターのほうから入ってまいります。その収入と保護者に掛け金の一部を負担していただきますので、それを合わせた額ということで御理解いただけるとありがたいと思います。

○太田委員 その共済事業に、県として保険料みたいなものの支出はあるんですか。

○古木スポーツ振興課長 県として、今年度で申し上げますと、この*1,210万というのが県の負担ということになります。

○太田委員 わかりました。

○徳重委員 スポーツ振興課にお尋ねします。この競技力向上についてですが、めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート事業。ことしは富島、延岡の2校が甲子園に行くということで、今、非常に、県民を挙げて応援をしているところでありまして。この予算はもう何年か続いていると思いますが、ことしの夏までは、我々は期待したいわけでありまして、予算はここ何年か一緒ですか。

○古木スポーツ振興課長 本年度につきましても、昨年と同じ額でお願いをしているところでございます。

○徳重委員 ああ、そうですか。はい、わかり

ました。

それから、運動好きの小学生をふやすことによって、中学、高校と競技力を向上させて国体につなげたいというようなことですが、今度の平昌オリンピックを見とってのもそうですが、小学生時代から鍛え上げた人たちがほとんどで、ああいう結果を残しているような気がするわけで、どういう形で発掘していくのかなど。小学生の、能力のある人の発掘の仕方とか、どう理解したらいいですかね。県としては、どういう形で小学生からスポーツ好きで、また、能力のある者を発掘しようとしているのか、ちょっと教えてください。

○古木スポーツ振興課長 本県といたしましても、宮崎から世界へ挑戦！ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトというのに取り組んでおりますが、これにつきましては、現在スポーツをやっている子がほとんどなんですけれども、やっていない子につきましても、オーディションをいたしまして、やはりああいうトップになる選手といいますと、その方々が、小学校時代にどんな能力があったのかということも、今、非常に研究も進んでおりまして。特に、コーディネーション能力といって、体の使い方ですね、いわば、調整力といいますか、そういったところは非常に着目されておりまして、そういったものをオーディションの中で行ったり、あるいは一般の小学校、中学校で行われています体力テスト等で秀でた子供たちというのに着目したり、体格的に非常にすぐれた子供たちであったり、そういったところで選考させていただいて。問題は、いろいろな能力とどういった競技がマッチング、特性としてあるのかということにつきましても、競技団体等で、特に、こういった能

※83ページに訂正発言あり

力のある子を探りたいというようなことがあったりするとところとマッチングをするというか、そういう能力のある子と、競技団体のこういう力のある子が欲しいんだということをマッチングしていくというような取り組み等を、今、このプロジェクトの中でもしているところでございます。

○徳重委員 ということは、各学校でしかわからないのかなという気がするんですよね。県内の小学校、特に、私は小学校を中心に考えているんですが、全小学校に、そういう秀でた人がおる、体力的に、あるいはそういう能力的におるというのは、県内一円で連絡がとれるような体制がとれているんですか。

○古木スポーツ振興課長 体力テストというのは、全児童生徒が行っていますので、その結果についての、集計等はしていますけれども、このワールドアスリートの発掘事業につきましては、全小学校に一応、申し込みというか、応募をかけまして、その体力テストの優秀な子については書類選考で合格させるということなんですけれど、ただ、学校の先生がいい子がいるからということを出すわけじゃなくて、保護者の同意を得て、先生が推薦して上げてくるものもありますし、基本的には自己推薦で、子供たち、保護者のほうからエントリーをしてくるというような流れになっております。

○徳重委員 はい、わかりました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 この説明資料の481ページ、改善のみやざき地域学校パートナーシップ推進事業、これはこっちで説明なかったですよ。この4,622万8,000円、これ、具体的には、どういうことをやっておるんですか。

○後藤生涯学習課長 この事業は、まず、3つ

の中身がございまして、そこには、両括弧1、2として示してあるんですけど、1番のほうは、市町村が主体となってやる事業でございまず。先ほど、地域学校協働活動といたしまして、中身としましては、今、本年度までは学校支援地域本部事業と言ってきたんですけども、例えば、学校の子供の見守りであるとか、あるいは授業の手伝いであるとか、あるいは学校の環境整備、そういったものを地域の方々の協力を得てやっていただくということ、それから学校が終わった後の放課後の時間を、安心・安全な居場所づくりということで、地域の方々が、そういう運営に携わっていただくとか、あるいは土曜日、日曜日、休みのときに、伝統文化に触れる活動をしたりとか、自然体験をする活動をしたりとか、そういったものに取り組む事業でございまず。

あと、県の取り組みとしましては、そういう、携わっている方々を集めての研修会でありますとか、あるいは啓発をするためのフォーラムを開催する、そういったことで進める事業でございまず。

○中野委員 ちょっと体育協会の中身が知りたいなと思っただけけれど、この中じゃあ、体育協会に出しとる3,000万ぐらいの補助金、それしかわからなかったんですよ。だから、次のあれでもいいですけど、体育協会に委託している全体の事業、恐らく体育協会もほとんど県の予算だと思うんですけど、今までおるけれど、体育協会の全体の事業予算、これがわかるような資料をお願いします。

○新見委員長 資料要求がございました。

○古木スポーツ振興課長 一応、手元のほうには整理をしているものがございまずので、また資料として提供させていただきます。

それと、委員長、済みません。数字の訂正を。先ほど申し上げました、災害給付にかかわる県の掛け金の負担のところでは、「1,210万」と申し上げましたけれど、「1,201万」の間違いでございましたので、済みません。おわびして訂正をいたします。

○新見委員長 太田委員、よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上で、スポーツ振興課、国体・高校総体準備室、文化財課、人権同和教育室の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時10分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○亀澤総務課長 済みません。ちょっと時間をとらせていただきまして申しわけありません。

その他報告事項、平成30年4月1日付宮崎県教育委員会事務局等組織改正について御説明いたします。

資料のほうは、文教警察企業常任委員会資料(当初)でございますが、16ページをお願いいたします。

今回の組織改正は、県教育振興基本計画の施策の一層の推進とともに、行財政改革に位置づけられた、行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しの観点から実施するものであります。

順に説明いたします。

まず、副教育長の設置でございます。

教育委員会制度の改正に伴いまして、教育委

員長が廃止され、教育長が教育委員会を主宰するとともに、教育委員会事務局を統括することになっており、その職責と業務量が増大しております。

このことも背景といたしまして、また、いじめや自殺など、多様化する学校現場の課題への対応や地震、津波などの自然災害に備えた危機管理体制の強化が一層求められているところでございます。

これらのことから、事務局を総括し、教育委員会の総合的なマネジメントの役割を担う副教育長を設置いたします。

なお、これに伴いまして、教育次長(総括)は廃止いたします。

17ページをごらんください。

総務課でございます。

教育委員会の運営とともに、教育振興基本計画や政策評価など、本県の教育施策を指導する位置づけにあり、今回、全般的な庁内体制の改編に伴い、その役割を明確にするため、体制は変わりませんが、「総務課」を「教育政策課」と改称いたします。

18ページでございます。

学校政策課でございます。

学校政策課は、業務内容が広範かつ専門化していることから、小中学校及び高等学校の学校種に応じて、速やかに、それぞれが専門的かつ適切な指導・助言を行う体制を構築するため、学校政策課を分離・再編し、高校教育課と義務教育課を設置いたします。

義務教育課は、これまでの義務教育・学力向上担当に新たに計画担当を設置し、2担当制となります。これに伴いまして、学校支援監は廃止いたします。

また、次ページとも関連いたしますが、学校

におけるいじめや自殺など、多様化する課題の解決や「いのち」を大切にす教育の推進に一体的に取り組むため、生徒指導及び学校安全に関する業務を人権同和教育課に移管いたします。

19ページをごらんください。

人権同和教育室でございます。

学校政策課のところで申し上げましたとおり、学校政策課から生徒指導及び学校安全に関する業務を移管し、人権に関する教育や「いのち」を大切にす教育の推進と一体的に取り組むため、いのちの教育・調整担当と生徒指導・安全担当の2担当からなる人権同和教育課に改編いたします。

下段のほうをごらんください。

特別支援教育室でございます。

特別支援教育の一元的な体制を構築するため、他課から一部業務を移管するとともに、現行より人員を拡充し、特別支援教育課に改編いたします。

20ページをごらんください。

財務福利課でございます。

財務福利課は、現在、業務分野も多岐にわたっております。このうち、育英資金貸与事業につきましては、限られた財源の中で安定的な事業を運営するために、財務福利課の課内室として育英資金室を設置し、機動的かつ専門的に取り組める体制といたします。

現行の中ほどにあります修学支援担当につきましては、担当業務を義務教育、高校教育、特別支援教育の各所管課に移管し、各学校種に応じた所管課において、一体的に取り組むことといたしております。

21ページをごらんください。

国体・高校総体準備室でございます。

2巡目国体の開催に向け、全庁的な準備体制

を構築するため、国体に関する業務を知事部局に移管し、平成31年度に行われる高校総体の開催に向けた業務を円滑に推進するため、高校総体推進課を設置いたします。

また、これに伴い、国体・高校総体準備室を廃止いたします。

22ページをごらんください。

各教育事務所でございます。

教育事務所では、業務内容や位置づけを明確にするため、「学校人事担当」を「学校マネジメント担当」と改称いたします。

23ページをごらんください。

県立図書館でございます。

県民サービスの向上のため、業務の所管等の見直しを行い、総務企画課の普及支援担当を情報提供課に移管するとともに、総務企画課に資料管理担当を設置します。

説明は以上でございます。

○**新見委員長** その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○**中野委員** この表記で担当というのは、このまま見れば、職員の事務担当とか、昔でいえば、係長の話ですか。これは何ですか。

○**亀澤総務課長** そのとおりでございます。大分前、時期はわかりませんが、係が全部、全県的に担当という形になっております。

○**中野委員** それと、係が違って事務分掌が新しくふえるのか、それとも担当じゃなくて、担当の下についた職員というの、今度は。職員の事務分掌が変わるだけなのか。そこ辺と人数、新たにふえるのか減るのか、減ることはないじゃろうけれど、そこまで説明してもらわんと、ただ、マネジメントに変わりますじゃ何も。

例えば、現状が何人おって、新しく担当をふ

やすとか減らすとかして、新しい分野で担当の下の係が何人になるとか。

○**亀澤総務課長** まだ個別の人数というか、それはまたお示しをしたいと思うんですが、今回の組織改正にかかわる部分につきましては、業務の移管と人の異動も一緒に動かしております、基本的には、トータルではプラス・マイナスゼロの予定であったんですが、育英資金の財務福利課から課内室の育英資金室をつくっているこのポジション、ポストだけが1増という形で、あとは、トータルではプラス・マイナスゼロという形で組織改正はやっておるところでございます。

ただ、課ごとに見ますと、おっしゃるとおり、業務と一緒に人間がかかわっておりますので、入れかえでちょっと人数が前後しているということになっておるところでございます。

ただ、いわゆる業務量が単にふえる、来年だけふえるとか、そういうところはまた別の観点で加味しているところがございます。

○**新見委員長** よろしいでしょうか。

○**中野委員** 高校総体はいつやったかな。

○**亀澤総務課長** 31年でございます。

○**中野委員** 高校総体が終わったら、またもとに戻すわけ。

○**亀澤総務課長** 31年のどこで変わるのか、32年から変わるか、そこはまだちょっとわかりませんが、国体のほうにうまくシフトできれば一番いい形かな、もしくは、国民文化祭とか、定数とか、そっちのほうもございますので、そういうこともあるのかなというふうに考えております。

○**中野委員** 最近、やたらに横文字の課名ができて、今、室で長いところは13字あるわけ。覚え切らんのよ。このマネジメントって。まあ、

営業なら何かわかるけれども、人事担当だけじゃない、マネジメントまで入れますよという話、具体的には中身が何が変わるんですか、マネジメントを入れたら。やっていることは。

○**亀澤総務課長** 教育事務所の関係でございますけれど、今まで所管課が、所属が教職員課のほうにこの学校人事担当というのが、本務が教職員課にありまして、いわゆる人事担当を中心にやりますよという業務だったんですが、今回、本務を教育事務所におきまして、人事担当だけじゃなく、学校のいろんな相談とか、指導に対しても対応するようなふさわしい名前ということで、「学校マネジメント担当」という名前にしたところでございます。

○**新見委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**新見委員長** ないようですので、これで各課の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移りたいと思います。

教育委員会全般につきまして、質疑があったら出してください。ございませんでしょうか。

○**横田委員** 質疑というわけじゃないんですけど、指摘要望事項の対応状況のICT活用について、私、以前、西米良村の取り組みのことをちょっと話したことがあったんですけど、きょう、紹介していただいたのを見ますと、宮崎大宮高校とか宮崎西高校、また飯野高校の取り組みが紹介されておりますけれど、規模の大小にかかわらず、学習意欲の向上が見られるとか、大きな刺激を受けているとか、非常に大きな効果が期待できると思いますので、ぜひ積極的に、これを活用していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○**新見委員長** 要望ということでございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時23分休憩

午後 3 時31分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、15日に採決を行うこととし、再開時間を13時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって、本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時32分散会

平成30年 3月15日(木曜日)

午後1時3分再開

出席委員(7人)

委員	長	新見昌安
副委員	長	野崎幸士
委員		徳重忠夫
委員		中野廣明
委員		横田照夫
委員		太田清海
委員		凶師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	井口幸子

○新見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして賛否も含め御意見を御覧したいと思っております。御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは意見もないようですので、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号第15号から第19号、第26号及び第27号につきましては、原案のとおり可決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。委員長報告の項目として、御要望等はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時19分再開

○新見委員長 では、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまいただいた御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ありがとうございます。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆さん、大変にお疲れさまでございました。

午後1時19分閉会